

刑 政

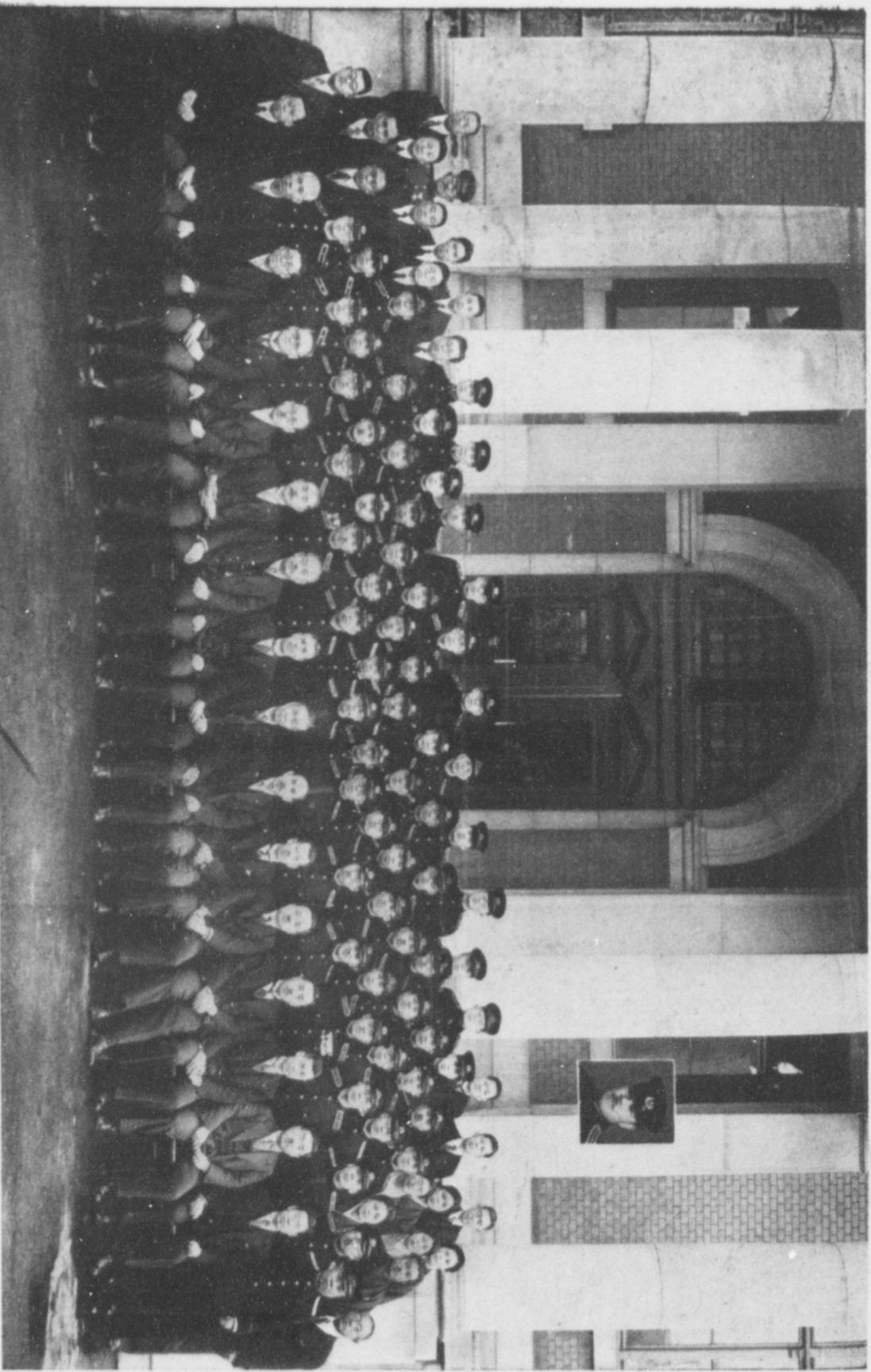
號三第

號月三

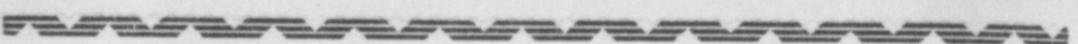
卷八十四第

雜 報	業式 第二十六回 刑務官練習所卒	海 外 時 報	累 進 準 備 會 (一)	明 治 前 期 の 監 獄 法 (四・完)	ナチスの刑罰制度と現代刑 事學 (完)	刑罰に於ける社會的機能の 進化	罰金刑の執行猶豫 (卷頭言)
			寺 光 忠	細 川 龜 市	正 木 亮	牧 野 英 一	正 木 亮
71	63	58	46	34	26	5	2

財團法人 刑務協會 發行



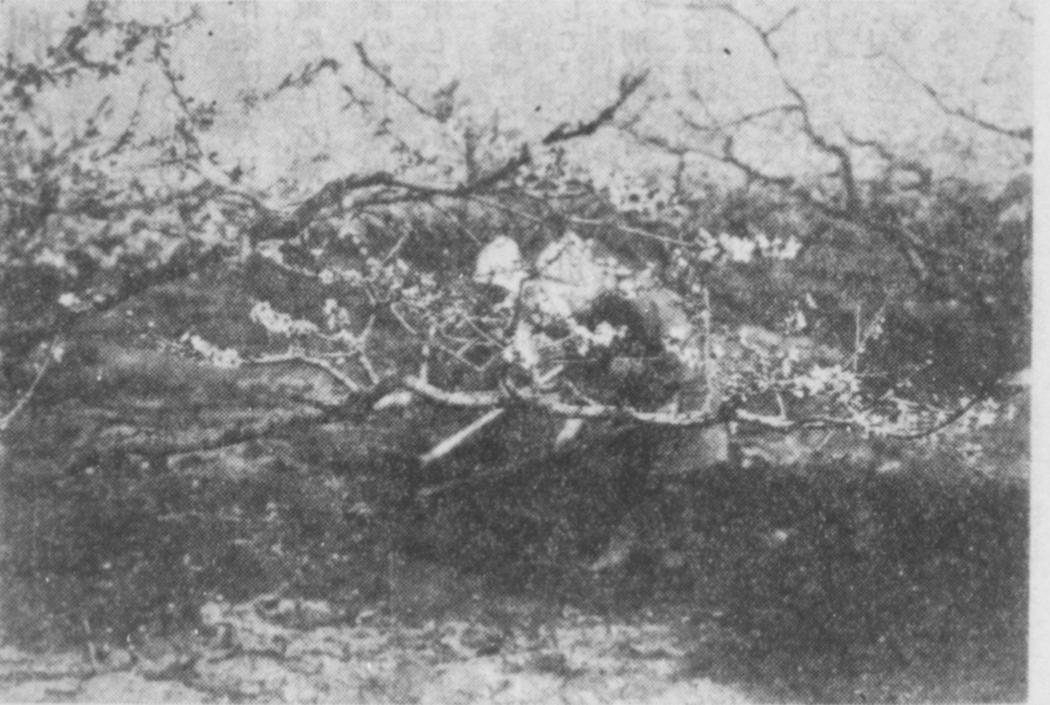
念記業卒所習練官務刑回六十二第



刑

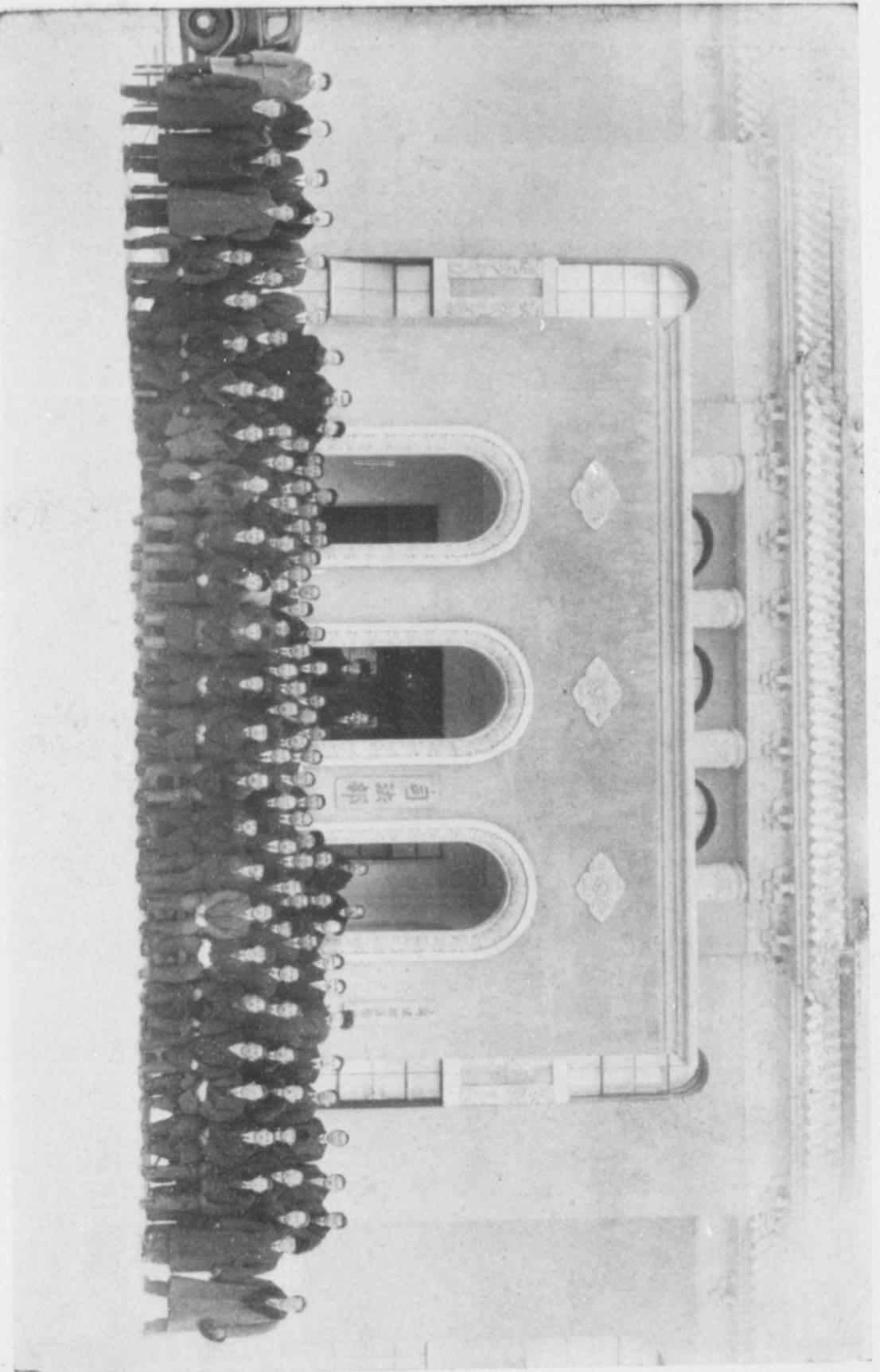
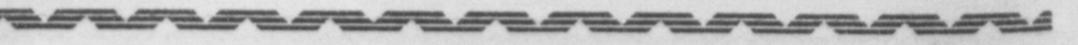
政

上野公園の桜
 上野公園の桜は、毎年三月下旬から四月にかけて、大に盛開する。この頃、上野公園は、花見客で賑わい、東京の一大名所となる。桜の品種は、大島桜、八重桜、山桜、河津桜など、多種多様である。また、上野公園には、桜の博物館もあり、桜の歴史や品種について詳しく解説している。桜は、日本人にとって、春の象徴であり、また、長寿の象徴でもある。上野公園の桜は、毎年、多くの人々を魅了し、春の訪れを告げる。この頃、上野公園は、花見客で賑わい、東京の一大名所となる。



上野公園の桜は、毎年三月下旬から四月にかけて、大に盛開する。この頃、上野公園は、花見客で賑わい、東京の一大名所となる。桜の品種は、大島桜、八重桜、山桜、河津桜など、多種多様である。また、上野公園には、桜の博物館もあり、桜の歴史や品種について詳しく解説している。桜は、日本人にとって、春の象徴であり、また、長寿の象徴でもある。上野公園の桜は、毎年、多くの人々を魅了し、春の訪れを告げる。この頃、上野公園は、花見客で賑わい、東京の一大名所となる。

第 四 十 八 卷
 第 三 号



(臣大部法司馮央中列前) 念記着到京新官務刑任赴國洲滿

罰金刑の執行猶豫

本日即ち昭和十年二月十七日の朝刊新聞紙は「衆議院の議員提出にかゝる法案中罰金刑に執行猶豫を認むるところの刑法中改正法律案は十六日午後の委員會に於て原案通り可決された」と報じた。

このことたるや刑事政策に於ける罰金刑の價値を充實し、他面に於ては從來救ふべきにかかはらず救ひ能はざりし細民諸衆への國家の恩情を振舞ひ得るに至りたる、所謂刑の弾力性を發揮し得るに至りたる出來事としてわたくしは茲に特筆して置かねばならぬのである。

わたくしは刑事政策學を講ずるに當りていつも、罰金刑が輕き刑罰であるに拘らずむしろ重く作用し、又罰金刑ほど貧富兩者に對して、不衡平に作用するものはないといふことを述べることを忘れなかつた。そしてわたくしは更にドイツの刑法學者エトカー・Othmar が強調したところの「貧者が罰金を受けることはその家族の生活にまで影響を及ぼすに至る」といふその言葉をつけ加へることをも決して忘れなかつたことであつた。

一萬圓の罰金を取立てられる百萬長者よりもたつた二十圓を取立てられる貧困の家庭、否取立てられ得ずして一家の柱石を勞役場に引立てられた後の家族たちの生活こそは眞に自由刑以上の痛苦を舐めねばならぬ場合が決して少くないのである。かやうな場合に於て國家は二十圓を嚴格に取立てるが是か、或は之を赦して將來を誓はしめることが是かその二つの場合を深く比照考量する必要があるのである。

あくまでも二十圓を取立てようといふ一般豫防と國家の恩情に感泣せしめて再び過誤せしめざらんとする特別豫防と何れが社會防衛として有效であるかを考へる人人は、おそらく罰金の執行猶豫といふことに對して決して異論を挟むものではないであらうことをわたくしは長く信じて居たのである。

罰金に關する執行猶豫は一八九一年のフランスに於ける條件付判決法即ち *L'atténuation on aggravation des peines* に於て始めて刑事政策の世界に生れたのである。その法律によれば「罰金の刑を言渡す場合被告が前に普通刑法の重罪輕罪に付き刑の言渡を受け入監したることあらざるときは裁判所は其刑の執行猶豫を言渡すことを得」といふのである。爾來罰金の執行猶豫は世界の風潮を誘つた。曰く伊太利に於ける一九〇四年六月二十六日の條件付判決法。曰く一九〇六年六月二十二日のスウェーデン條件付判決法。曰く一九〇八年のハンガリヤ條件付判決法。それらの何れもが罰金の執行猶豫を制定するに至つたのである。

之に反し、我が國に於ては罰金の執行猶豫は長い間刑事立法の上にはあらはれなかつたが、歐洲大戰後に於ける諸國の刑法改正事業の風潮に隨伴してかの刑法改正豫備草案が立案されたときその第七十五條第二項に「五百圓以下ノ罰金ノ言渡ヲ爲スベキ場合ニ於テ本人罪ヲ犯ス前三年以内ニ罰金以上の刑ニ處セラレタルコトナキ者ナルトキハ六月以上二年以下ノ期間内其ノ刑ノ執行ヲ猶豫スルコトヲ得」と規定して正に現代刑事政策の要望に答へんとしたのであつた。昭和七年初頭に發表された刑法並監獄法改正調査委員會決議第九十六條はその猶豫期間を更に六月以上二年以下にまで短縮されその實施の速かならんことを待望せしめて居たのであるが、刑法改正事業容易ならざる間に今やこの問題が獨立して改正案實施に運ばれんとする情勢に立至つたのである。

少くとも叙上の歴史を綜合されるに於てはどなたもこの制度の開けたことに對して萬腔の祝意を表せられるに違ひない。そしてわたくしたちクリミナリストとしてはこの待望久しかりし制度の實現にまで第一歩を足した紀念すべき日として、貧者の家族を救ひ得る道のひらけた日として、長くわが刑罰史にとどめねばならぬのである。

昭和十年二月十七日夜

正 木 亮

刑罰における社會的機能の進化

牧 野 英 一

- 一 社會的進化的機能的立場
- 二 刑罰經濟の原理
- 三 自由刑の進化における教育的要素の擴大
- 四 刑事政策の發達における文化的意義

一

一 世相に見受ける一種の風潮——一部の人人はこれをファッション化と稱してゐる——は刑政の運行についても、その影響なきを得ない。一方において社會政策といふことが高調せられつつ、他方においてすべてを壓力に因つて解決せむとする風潮のあざやかなやうに、刑政においても、刑罰の社會政策的形成としての教育刑論が漸次に重要視せられながら、同時に威嚇刑害惡刑への復古がまた主張として有力視されつつある。わたくしは、われわれの年來の主張たる教育刑論をもつて、威嚇刑害惡刑の主張に對し、對蹠的なものであり、相容れないものであるとは考へてゐない。教育刑は、威嚇刑害惡刑の年來の經驗を實證的な立場において批判し、それを更

に一次程の高きに引き上げようとするの企たるに過ぎない。されば、思想の渦流において、おのづから流れの流るべき方向は定まつてゐると考へねばならぬ。ここに、刑罰における社會的機能の進化をたづねて、重ねて教育刑の意義を研討して見たい。

敢て、刑罰における社會的機能の進化と稱するのである。わたくしは、刑罰を理解するのに二つの原理を豫定するからである。第一は、その社會的機能である。一部の論者は、社會機能といふことを離れて、専ら、刑罰の倫理的意義といふことを高調し、そこに、刑罰の應報性といふことをひたすら觀念的に重要視してゐる。それがやがて、刑罰に對する哲學的見地と稱せられてゐるのである。わたくしは、その哲學的と稱せられるもの乃至觀念的と稱せられるものに對して、さし當り争ふとはしない。しかし、刑罰には、更に實證的に觀察せらるべきものがあり、社會的に批判せらるべきものがあることを考へねばならぬ。それで少くとも、この方面において刑罰を理解して見ようとするのである。

第二は、刑罰現象における進化である。一部の論者は、進化といふことを離れて、刑罰の恒常的要素といふことに重きをおき、原始社會における習俗と、中世の社會における制度と、さうして現代における法律とに就き、その一貫して變化することなき或ものを探求することに因り、刑罰の本體乃至使命が明かにされるものとするのである。わたくしは、事物の觀察において、歸納的方法のかくの如きを輕視するつもりはない。しかし、刑罰は、常に變化し、進化してゐる。さうして今、われわれは現に刑罰の改革といふことを考へてゐる。惟ふに、威嚇刑害、惡刑を高調するの人

士といへども、現に、刑罰を人道化することはこれを主張してゐるのである。さうして、われわれも亦、刑罰の教育化といふことを考へてゐるのである。されば、この立場において、刑罰の變遷に就き、その意義をたづね、その進化の文化的價值を論ずることは、また、重要な學的仕事であるといはねばならぬ。

二 すなはち、わたくしは、單に、犯罪に對する社會的反應現象として刑罰を考へようといふのである。すなはち、吾人の社會生活に對する侵害的事實に對し、刑罰は社會が畢竟自己保全を爲すの行動に外ならぬとするのである。この意味において、刑罰を適當に行ふの社會はおのづから繁榮することになるし、しからざる社會はおのづから衰退せざるを得ないのである。斯くして、古より刑政は政治の第一として考へられて來た。否、文化の低い社會においては、政治は刑政より外なかつたのである。その當時においては、刑罰は、社會の自己保全を全うするにつき唯一の方法であつたのである。

右の意味において、刑罰は、社會現象として必至的なものといはねばならぬ。すなはち、われわれは、社會の進化を考へるに方つて、刑罰なき社會を想定することができないのである。さうして、従つて、刑罰は、又、功利的な制度である。刑罰は、ただ、刑罰を科することに因つて觀念的な満足が全うされるといふが如きものではない。それは、社會の保全に役立ち、その發達を助長すべき機能を營むものであるのである。

しかし、わたくしは、刑罰が、同時に、道德的な現象として理解されてゐるといふ社會的事實を閉

却するのでない。刑罰の原始的式な形式の一種として復讐を見るとき、われわれは、復讐が、その原始的な社會において、道徳的な要求であつたことを忘れてはならぬのである。今日においてこそ、復讐は一の犯罪でなければならぬにせよ——進化に存する皮肉が、常にこの點を問題としてわれわれに提示するのである——その當時においては、それは疑ひもなく一の美德とされたのであつたのである。この意義において、刑罰は正義の表現として理解されねばならぬ。社會は刑罰を、正義の名において、侵害者に科するのであり、又、科せねばならぬのである。されば、われわれは、刑罰の進化を論じ、その社會的機能を考察するに當つて、それが、正義乃至文化の立場において具有すべき意義を重要視せねばならぬのである。進化論的考察の文化的意義といふことが、かくして、常に、われわれの仕事の要點になるのである。

されば、刑罰は、二つの方面においてわれわれに示現するといつてもいいであらう。まづ、一方において、刑罰は、人類乃至社會の本能的行爲として成立し、それが目的機能的な立場において考察せらるべきものであるが、他方において、同時に、それは、正義の觀念から、事物の合理性といふ立場において理解されねばならぬものである。すなはち、必至的現象たる刑罰は、倫理的なる事實でもあるのである。かくして、刑罰現象には、常に相對立する二面が混同されてはならぬ。一は、刑罰が犯罪の効果であるといふことであり、他は、それが犯罪に對する制裁であるといふことである。換言すれば、刑罰は、目的的な考へ方と應報とされる思想との相背反裡に、おのづから辨證法的な發展を見ることになるのである。ここに刑罰の進化において刑罰の本體を把握する

といふ實證的なる方法的立場が成立するのである。

二

一 刑罰の原始的形式は復讐であるといふのが一般的な考へ方である。しかし、今日では、刑罰の原始的な形式を、團體の對外關係と對内關係とに區別して論ずべきものとするところになつた。さうして、その對外關係を基礎として刑罰の發達を考へるときに、復讐の文化的意義が批判されることになるのである。この點においては、刑罰は對等者間の鬭争に過ぎない。さうして一部の學者は、刑罰の應報性、害悪性の起原をここに求むべきものとしてゐるのである。しかしわれわれは、別に、對内關係として、家長がその族員に對する懲戒の習俗を基點として刑罰の進化を考へねばならぬものあることを遺却してはならぬ。この事實は、復讐とおなじく、原始社會に對するわれわれの社會學的研究においては、はじめから明白な事相であるからである。さて、この點から考へるときは、刑罰は、要するに、團體の結合を強固確實ならしめるの方法として理解されねばならぬ。さうして、前者に就いて見ると、その鬭争が漸次に平和的な方法に依つて解決されるの傾向を見るのであり、いはゆる血族的復讐が賠償に進化していつたといふ事實を認めるのである。それと同時に、後者に就いて見ると、その懲戒的作用が、單純な殺戮乃至追放の方法からして、漸次に、訓戒、矯正乃至教育の方法に進化してゆくの見受けるのである。家長權の變遷といふ歴史的事實は、畢竟、このことをものがたるものに外ならない。

原始的刑罰の間において、一種の地位を占めるものになほその對内關係上、犠牲の制度がある。犯罪行為は宗教的な罪惡として理解せられ、神明の怒に對し宥恕を受けるの方法として犠牲を提供するといふことが、刑罰の作用を營むことを、原始社會のいづこにも見受け得るのである。犠牲に因る贖罪及びその間において、いはば僧侶が權力階級としていかなる地位を占めることになるかについては、種種の考察が爲され得るわけである。さうして、これを刑罰史から見ると、おいては、平和的な贖罪方法が社會保全の方法として利用された次第を、そこに社會學的に認むべきであらう。

一言にしていへば、鬭争的から平和的への進化といふことが考へられよう。さうして、この意味において、エネルギー論的な經濟的な原則——社會的エネルギーの經濟——が進化を指導してゐるのである。刑罰に關する限り、學者は、これを刑罰經濟の原理としてゐる。刑罰を科することに因る損害をできるだけ小ならしめつつ、刑罰に因つて擧げむとする効果をできるだけ大ならしめむとするの謂である。

二 古代の刑罰について、われわれが特に注意すべきは、第一に、被害者の立場のみが考慮せられ、すなはち、被害事實だけが制裁の輕重を定めるの基準とされて、加害者の立場が全く論外におかれたことである。又、第二に、多くの場合において、刑罰が害惡として甚だ残酷なものであつたことである。刑罰の本格的なものは死刑であり、さうして、死刑の執行方法において種種なる殘虐が考案されてゐた。しかし、その間においてもおのづから進化があつた。その進化は、第一に、

加害者の立場を考慮することであり、不可抗力に因るか、過失に因るか、將た故意に因るかの區別が漸次に意識されることになつたのである。これは、ローマ法に就いて特にイエーリングの大に論證したところであり、それは、ひとり、賠償責任に關してばかりでなく、又刑罰についてもおなじであつた。さうして、同時に、そこに、また、おのづから、民事責任と刑事責任との分化といふ現象が成立したのであつた。それと共に、第二に、刑罰としての害惡が種々の方面から制限せられることになつた。リストが刑罰の客觀化といふことを説いたのがそれである。復讐が當事者の任意な行動に放任されないうで、第三者の介入に因り、漸次に制限されるに至つたといふのがそれであり、それは、故穂積先生がその『復讐と法律』において詳細に論じてゐられるところである。復讐の制限につづいて、リストのいはゆる國家的刑罰が成立することになつた。刑罰は、これを私人の手から専ら國家に收めることになつた。さうして、その國家の手に依つて同害刑が發達することになつた。同害刑は復讐の形式を國家的刑罰に持たしめたものであつたのであるが、しかし、その國家的刑罰乃至同害刑の制度に依つて、無規律無秩序な復讐制度が統制されるに至つたのである。それに因つて、刑罰的害惡が、社會的見地から、漸次に整頓せられ、秩序立てられ、従つて又、制限せられ、減輕せられることになつて、進化が成立することになつたのである。

されば、イエーリングの有名な語のやうに、刑罰の進化は、畢竟、刑罰の緩和の沿革に外ならぬものである。そこで、かやうな刑罰の緩和化は二箇の原理に依つて支配せられるものであることを注意せねばならぬ。第一は、刑罰の法律化である。刑罰の實體とそれを科するについての手

續とが支配者權力者の恣意に放任されないで、それが法律關係として成立するやうになつたことである。第二は、刑罰の意識化である。刑罰における社會的反應が單に本能的行爲として理解せられることなく、その目的を案じ、機能を批判し、一の意思行爲として按排經營せられることである。犯罪に對してただ嚴罰すべしといふが如き素朴的な叫びは、刑罰をもつてただ本能的行爲と爲すものである。そこには、刑罰に因つていかなる目的が達成されなければならぬかが毫も豫定されてゐない。しかし、進歩した刑罰においては、犯罪に對し刑罰を科することに因つて刑罰のいかなる機能を營むかが豫め考慮されるのである。刑罰の變遷に就いて、本能的行爲から意思的行爲への進化を説いたのは、いふまでもなく、リストの大きな功績である。

さて、右の二つの原則に因つて、刑罰は漸次に經濟化するのである。刑罰の進化は、刑罰においてその害悪性を漸次稀薄ならしめるところに成立するのである。さうして、同時に、刑罰の目的とするところに對し、刑罰の効果はいよいよ效果的となるのである。學者は、この現象を指稱して、巧妙にも刑罰經濟と呼ぶのである。換言すれば、刑罰經濟といふのは、要するに、刑罰に存する制裁性と目的性とが、その矛盾を打開しつつ、辨證法的に次程を高めてゆくといふことになるのである。そこに、進化の論理的な意義、價值的な意義が成立するのである。

三

一 十九世紀の刑罰制度は自由刑をその本格的なものとする。古制乃至警察國制度におけ

る峻刑制度は、今日から見て、固より殘虐の甚しかつたもので、威嚇といふことより外に何ものも知らなかつたのであるが、しかし、それが國家的刑罰として法律化された點においては、疑ひもなく刑罰の緩和化であつたのである。さうして、その峻刑制度が、更に變遷して自由刑制度になつたのは、明かに刑罰の緩和化に向つて更に一步を進めたものである。自由刑制度は罪刑法定主義と結びついて、個人主義的自由主義の上に市民的制度としての刑法を構成せしめることになつたのであつた。

自由刑は刑罰制度として新らしいものである。十六世紀十七世紀において漸く創意されたところであるとされてゐる。十六世紀末に建造せられたアムステルダムの監獄が、この制度の先驅者として特に著名である。その他ロンドン、ガン、ハンブルヒ等の監獄が、自由刑の沿革史に列擧されてゐる。なほ外に、十八世紀に至りローマに建設されたサン・ミケレの監獄は、その獨房制の故をもつて又著名である。さて、此等の施設はその當初においては、犯罪人の自由を拘束すると同時に、それに勞働を強制することに因つてその教育改善を爲さうとしたもので、全く、特別豫防の思想を基礎としたものであつた。しかし、十九世紀になつてから、フランス刑法をはじめとして、自由刑を刑罰の本格的なものだとして廣くこの制度を採用することになつてから、それに、應報刑主義と客觀主義とが採り込まれることになり、むしろ一般豫防の思想を基本として自由刑を理解することになつて、自由刑は單に、害惡刑の緩和されたものとして、中世以來の峻刑制度に代ることになつたのである。

そこで、十九世紀における監獄改良の運動を考へて見ると、それは、單純なる害惡刑として考へられた自由制を、いかに改善の方法として役立たしめるかといふところにその核心が成立するものである。さうして、その第一着手として考へつかれたのが獨房制であつた。

獨房制はフランクリン等の創設したペンシルヴァニア制を基本として考へることが一般になつてゐるが、しかし、それより先、イギリスにおいて、ホワードがこれを主張し、一七七九年の監獄法 Penitentiary Act (1779) がこれを規定し、一八八六年のグロースター獨房監獄 Cellular prison at Gloucester(1786) が設立されてゐたのである。しかし、やはり、フランクリン等が十八世紀の末年に至つて、フィラデルフィヤでこれを實施したのが廣く世界的に注意を引いたといふことになつてゐる。このペンシルヴァニア制は、フランクリン等の信仰にかかるクエーカー派の教理に立脚するもので、『最も嚴格にして緩和なき獨居』most rigid and unremitted solitude といふことを主義とし、これに因つて犯罪人は親しく神の聲に接することができ、おのづから悔悟の人と爲ることができようといふのであつた。しかし、實際において、その結果は豫期の如くでないといふところからして、一八三二年に至り、一部の人人が、この孤獨制 solitary system に代へるのに、沈黙制 silent system をもつてすることになつたのである。オーバイン監獄でこれが實施され、夜間は獨房に容れるが、晝間は雜居して作業に従事せしめる。ただ、沈黙が命ぜられるといふのであつた。尤も、フィラデルフィヤでも、一八二九年に、チェリーヒルに建設された監獄は、すでに沈黙制を採つてゐたといふことである。兎にかく、十九世紀の三十年頃から、かやうに、二種の制度が相對峙す

ることになつたといふことになり、ヨーロッパの諸國から調査員が見學に來ることになつた。その結果として、獨房制は監獄制度の理想的なものだとされることになり、諸國は、多かれ、少なかれ、その建造を試みることになつた。この獨房制運動——それは畢竟、害惡刑主義から教育刑主義への進化を示すものであるが——が機縁となつて、一八四六年と一八四七年とに、フランクフルトとブリュクセルとで、ヨーロッパ諸國の監獄會議が開かれることになつた。これが、その後、アメリカをも加へて國際刑務會議となつたのである。國際刑務會議は第一回のが一八七二年に開かれた。今日までの『國際刑務會議の歴史は人格主義改善主義の刑罰思想の歴史である』(木村教授『刑事政策の諸問題』第三七二頁)。

ヨーロッパの諸國は、理論として獨房制を肯定したが、財政上の理由からしてそれを實施するにつき多大の困難に遭遇した。しかし、監獄の改良は畢竟獨房制の採用といふことを目標として經營せらるべきものとされたのであつた。その間において、イギリスでは累進制を案出することになつた。さうして、アメリカでは更に自治制が試みられることになつて、二十世紀になつてからは、獨房制を超えて監獄改良の目標が定立されることになつた。すなはち、獨房制は累進處遇における一段階たるに過ぎないものであり、累進制に依つて自由刑を按排することが行刑の本格的方法だとされることになつたのである。累進制が法規化したものとしては、一九二六年六月七日のプロイセン行刑累進令が模範的なものといひ得よう。その後、ナチス・ドイツは、その權力主義の適用として、行刑に威嚇的要素を加へることにしたが、なほ、累進制に依る改善主義

を捨てようとはしない。わが國では、いろいろの方面において、少なからず、威嚇刑害悪刑乃至應報刑の重要性が高調されつつあるのを見受ける間において、しかし、昭和八年には、司法省令第三十五號をもつて、幸にも、行刑累進處遇令が公布されることになつた。

二 自由刑をもつて教育——いふまでもなく最も廣い意味においての教育——の一方法と見るの見解に對しては、應報刑論の今なほ強く反對してゐるところで、大學においても、司法官たちの間においても、有力なものである。いはゆる嚴罰主義といふことがその主張に外ならない。しかし、かく嚴罰主義を主張してゐる人人に就いて、行刑の理論と實際とに關しての意見を交換して見ると、われわれは、やはり、それ等の人人が監獄改良論者であることを發見するのである。それ等の人人で、苟も責任ある地位に立つ者は、學者の側でも司法當局においても、行刑の現態をもつて理想的なものだとしてゐるのではない。ただ、これをいかに改良すべきかを論じてゆくと、それ等の人人は、ただ、行刑における害悪性を人道的に輕減せねばならぬといふだけである。——わたくしから見れば、それは分量的に害悪性において刑を按排しようといふだけである。性質的に刑を教育化するといふことについては、まだ十分の理解がない。

教育刑論は、要するに、刑罰の緩和化を性質的に經營しようといふのである。その主張は、これを次の三點に歸着せしめて考へることを得よう。

第一に、刑罰の發達は、常に刑罰の轉化現象であるといふことを考へねばならぬ。抑も、一定の事物が完成したときには、そのものはすでに分解をはじめてゐるとされてゐる。法律學者は、こ

れを説いて、一定の形式乃至概念が認識せられるところには、事物はすでに變遷を遂げてゐるとさへいつてゐる(サレイユの語)。復讐がその進化を重ねて國家的刑罰となつたといふ點を考へて見ると、われわれは、そこに、事物の分量的變化を認めるばかりでなく、又、實に、その性質的變化を認めねばならぬのである。さうして、峻酷な國家的刑罰が近代の自由刑制度となつた點を考へて見ると、われわれは、また、刑罰の本質に内在する性質的な變遷に留意せねばならぬ。——進化の間に性質的な變遷を看取するところに、社會學的な實證的な方法論的立場の特色が成立するのである。

第二に、自由刑の發達に關しては、われわれは、その技術的意義を考察せねばならぬ。産業革命以來の十九世紀は、技術の發達といふ點にその文化の特色を持つてゐるものといひ得よう。さうして、自由刑は實に、十九世紀の文化がもたらした一つの技術的發明であるといふことを得るのである。比較的及び沿革的に考へるにおいては、刑罰の最も單純な形式は死刑と追放とに外ならない。しかし、これに對して、自由刑は、一方において、刑罰に存する害悪性をうすらげつつ、他方において、犯罪人をもなほ社會に包容せむとするものであり、これは死刑乃至追放に對比して大に技術的なものであるといはねばならぬものである。この技術的な方法は、いはゆる道義的責任の理論の發明と及び個人主義の哲學の建設とに伴つて、十九世紀の生活を中世のそれに對し一層文化的ならしめたものである。さうして、更に、十九世紀の中葉以後發達した實證諸科學の所與は、刑罰の機能乃至組織に關して更に技術的なものならしめつつあるのである。理論と

しての社會的責任論の構成されたことは、この意味においてはじめて理解すべきものである。社會的責任論は、社會連帶主義と相待つて、十九世紀から二十世紀へわたつての思想を一變せしめつつ、刑罰の組織においても、教育的な要素を濃厚ならしめることに因つて、刑罰をその單純なる害悪性から一變せしめ、目的的效果的なるものと爲らしめつつあるのである。——刑罰に存する技術的性質の發揚といふことが、十九世紀の實證的精神を刑法に適用した新理論の特色の一つであることを閑却してはならぬ。

第三に、右の技術的な發達は、同時に重要な倫理的意義を發揮しつつあるものだといふことを注意せねばならぬ。應報刑論者は、教育刑をもつて、刑罰の應報的意義を無視する點において倫理的意義を没却するの大なるものあることを主張してゐる。しかし、われわれは、ここに、十九世紀の當初において確立せられた人格主義の倫理觀を反省せねばならぬ。人格主義の倫理觀の立場から論ずるならば、應報刑論よりも教育刑論の方が、むしろその精神を、より高度において強調しつつあるものといはねばならぬ。抑も、一の人格は他の人格に對してその道具たるべきでないといふことが、人格主義の倫理觀においてその基本たるものである。さて、應報刑主義は、應報の名において犯罪人の人格を無視乃至輕視するものであるが、これは、決して、人格主義の倫理觀を徹底したものといふことを得ない。應報刑主義に對して社會防衛説が唱道しはじめられた當初においては、その素朴な社會防衛説には、この點において、精練を缺いたものにあつたことは疑ひない。しかし、その主張が、技術的な立場において社會的共同生活の保全といふことを重

要視した點においては、應報刑論の單に觀念的なものから實證的なものに一步を進めたものであつて、社會學的に觀察すれば疑ひもなく一の進歩であつたのである。しかし、社會の保全は、一方において社會そのものの保全を考へると共に、他方において、社會の構成分子たる個人の保全を考へねばならぬ。すなはち、社會と個人との間に存する永久的な矛盾關係を辨證法的に引上げてゆくところに、高次の社會防衛論が成立するのであり、さうして、そこに、教育刑論——新らしく醇化された社會防衛論——の思想的な論理的な意義が在るわけになるのである。この批判的な意味においての社會防衛論では、國家は、犯罪人の最後の一人に對してさへ、國家としての保護を惜しまず、その人格を尊重しようとするので、そこに、又、教育刑論の高い倫理的意義が成立するのである。この意味において、われわれは、應報刑論における倫理觀をもつて、刑罰經濟の進化における十九世紀の階段を示すものたるに過ぎないと考へるのである。その十九世紀的なものが、今、二十世紀的なものにまで、一次程の高きに引上げられねばならぬのである。

四

一 十九世紀における刑事政策は、第一に酌量減輕の制度からはじまるのである。一八一〇年のナポレオン刑法はこの制度を知らなかつた。一八三二年に至つてはじめてこの制度がフランス刑法に採り容れられたのである。蓋し、酌量減輕の制度は犯罪人たる個人の側に立つてその利益のために案出されたものであるから、その本質においては個人主義の理論に背反して

あるものではないといひ得よう。しかし、罪刑法定主義乃至權衡主義の理論を打破したものはねばならぬ。しかのみならず、酌量減輕は、むしろ重きを犯罪の動機においたもので、犯罪の道徳的評價を基本としたものなる點においては、應報刑論の新しい適用といひ得るものではないが、しかし、裁判官がその自由なる裁量に依つて法律の規定するところを左右し得るものと爲す點においては、罪刑法定主義が新らしき發展をせねばならぬ契機を示唆するものといはねばならぬ。さうして、實に、酌量減輕は、刑罰經濟の原理の重要な適用であるのであり、刑罰個別化の原理がそこに認識されたことになるのである。

刑事政策の第二は假出獄の制度である。これは十九世紀の後半期において漸くヨーロッパ大陸に認められるところとなつたものである。この制度は、應報として科せられた刑といへども、それが教育的効果を擧げた場合においては、刑のその應報的機能が無視することを妨げない、といふの思想を豫定したものである。この意味において、この制度は思想が應報刑主義より教育主義への轉化を進めたものとして、特に留意せらるべき現象である。學者に依つては、この制度をもつて、十九世紀における刑法の發展の轉回點だとするのである(ブリンズ)。

次に、その三は刑の執行猶豫の制度である。これは、十九世紀の末年に至つて廣く認められるところとなつたものである。執行猶豫制については、今日なほ反對論者が無いとはいひ得ないにしても、これは、もはや、世界的な制度といはねばならぬ。さうして、應報刑論者の間においては、度を改めて、却つてこれに賛成し、さうして實にこの制度は應報刑論から理解すべきものだ

してゐるのさへがある。しかし、この制度の起原が一に改善主義に在ることは疑ひの餘地がない。この制度を創意したアメリカの人人は、刑を科することが或場合においてむしろ犯罪人を惡化するものなることを認め、刑を科しないことに因つて却つて改善の効果を學ぶべきものと考えたのである。されば、少くとも理論的に、應報刑論者がこれに與するを得ないのは當然であり、さうして、ヨーロッパ大陸においては、種種の障害に遭遇せねばならなかつたのである。ドイツにおいては、この制度は、特に反對論が強く、正面から法規化されがたい事情のために、特赦制度と結び合はせられ、むしろ行政的に實施されてゐる。しかし、そのドイツでも少年法や刑法草案は、フランス、ベルジックに倣つて、この制度を認めることになつた。

その第三は公訴の便宜主義である。わが國では、微罪不檢舉の名の下に比較的早くから實行せられた。これはフランスの例に依つたものである。しかし、學説としては、ドイツに倣つて法定主義が最近まで強く主張されたものである。今や、刑事訴訟法第二百七十九條が便宜主義を公認することになり、世に起訴猶豫と稱せられることになつた。この制度は明かに、執行猶豫の制度の精神を擴大することに因つて適切に理解せられるものといふべきであらう。沿革上十九世紀において、すでにやや古く、フランスにおいては、檢事制度の當然の論結として認められたところであるが、はじめは、微罪不檢舉の名が示すやうに、その根據は客觀主義を出でないものであつた。ドイツにおいては、今日なほ、法律論としてこの主義を否定するのが通説である。しかし、刑罰の教育的な作用乃至效果といふことを考慮するの機運が發展するに従ひ、この主義は

一九二五年の國際刑務會議において終に肯定せられることになつた。

右は、刑事政策が刑を緩和した方面であるが、これに對し他面、刑の加重の方面においても亦、刑事政策の發展があつた。それは、諸國が累犯加重乃至常習犯職業犯に對する特別處分を問題にしつつあることであり、結局、常習犯に對する長期の拘禁といふことが、刑法改正事業の要點の一つであるのである。イギリスにおいては累犯者に對して豫防拘禁 preventive Detention の制度をもつてゐるし、フランスでも流刑 relegation の制度をもつてゐる。わが刑法の累犯加重制度も亦その間において重要なものである。ドイツにおいては、この點についても、亦常に躊躇を示しつつあるのであるが、草案がすでに進歩的な態度を示し、最近には、一九三三年の法律をもつてナチス・ドイツも常習犯人に對する強い鎮壓を規定することになつた。イタリアの新刑法においても亦この趨勢に従つて規定を設けてゐる。わが草案は、常習犯人に對し不定期刑を規定することにした。これが刑事政策における發展の第五である。

第六として考へるべきは、國家が、刑罰の執行の内容において、更に積極的に考慮を廻らさねばならぬとされることになつたことである。國家が單に刑を減輕し又は加重するといふに止まるのは、刑をただ害悪として考へてゐるだけで、内容の改良といふことに對しては全く消極的な態度を採つてゐるものといはねばならぬ。しかし、國家は、刑罰がおのづから犯罪人に對して教化作用を營むのを待ち、そこにはじめて假出獄を爲すのに止まらず、みづから進んで刑罰に教化作用を營ましめ、それに因つてできるだけ敏速に假出獄を許與することにすべきであらう。

ここに於いて、刑罰は單に害悪たるに止まらないうで、更に教育的方法として作用せねばならぬことになる。さうして、若し、刑の害悪性と教育性とが相調和せざる場合においては、むしろ害悪性を捨てて教育性を發揚せしめることにせねばなるまい。ここにおいて、刑は、現實として害悪であるが、教育を理念とせねばならぬものであり、この理念に向つて改良の途を進めてゆかねばならぬとの教育刑論の構成を見ることになつたのである。

教育刑論は、一方において犯罪現象に對する實證的研究を豫定するものである。すなはち、犯罪における法則的因果的關係がますます明かにせられるにつれて、われわれはいよいよ、その必至的關係を適當に支配すべき技術を考案することを得ることになるのである。この意味において、教育は畢竟技術に外ならぬものである。さうして、他方において、かやうな技術は、刑罰をして社會と犯罪人との間の鬭争關係たることから遠ざからしめ、反對に國家は、刑罰に依つて犯罪人をさへ社會に同化せしめ、復歸せしめ、そこに社會と個人との間に成立する對立關係をできるだけ稀薄ならしめつつ、その矛盾を克服することに因つてわれわれの生活を一次程の高きに發展せしめむとするものといふべきである。刑罰における技術と倫理との結合といふ文化的理念がそこに理解せらるべきである。

二 刑事政策といふ概念は、右の文化的理念を基本として構成せられるものである。さうして、これを創意したのは、一方においてイタリアの實證學派であり、他方においてドイツの社會學派である。すなはち、フェリーである、リストである。

イタリア學派は、犯罪の社會的原因を論ずることに因つて、犯罪の豫防に對し社會改良の必要なることを説くと同時に、犯罪の個人的原因を論じて、その個人的處置に關して幾多の提案を明かにした。イタリア學派は、刑罰の外に廣く刑罰代用の制度といふことを説いたのである。これは刑事政策を意味するものである。

刑事政策といふ名稱を案出すると共に、その理論の基礎とその概念の限界とを明白にしたのはリストであつた。蓋し、一般社會政策は單に對犯罪政策たるものではなく、從つて別に、それ自體としての固有な領域を持つものである。これに對し、特に犯罪を政策の對象とするところのものを刑事政策として、その觀念と領域とを定立することは、科學としての刑事政策の意義を明かにし、仕事を進捗せしめる上において合目的なことだといはねばならぬ。かやうな立場から、リストは、刑事政策と社會政策とを區別せねばならぬとし、社會政策は犯罪の原因たる社會的諸條件の除去乃至制限に向けられるのに對し、刑事政策は、單に犯罪人たる個人に對して作用するに過ぎないものとしてゐる。さうして、かやうな立場から、全刑事政策に關聯せしめつつ、われわれは、刑罰の意義、從つてその執行の要點を考定せねばならぬのである。

右の意味において、刑罰乃至刑事政策の期するところは甚だ謙虛なものである。それは應報刑論者の主張するが如く、これに因つて天下の倫理を保持せむといふが如きものでもなく、又、同時に、世人が動もすれば期待するやうに、これに因つて犯罪を撲滅することを主張してゐるのではない。ただ、その可能なる範圍において、犯罪人をも社會的に改善せむことを國家の任務とし

て考へようといふだけである。しかし、國家のかやうな任務と作用とを論ずるところに、國家の新らしき文化的理念が定立されるのであり、そこに、その理論の思想的意義が存立すると考へるのである。——われわれは、單に觀念的ではなく、刑罰における社會的機能の進化を追ひつつ、實證的立場において、かく論理を構成し、かく理念を定立するのである。さうして、斯く進化的に事を考へるの意味において、われわれは、かの威嚇刑論害惡刑論を包容しつつ、更に一次程の高きを期してゐるのである。(昭和十年二月十日)

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が続く）

五 木 景

ナチスの刑罰制度と現代刑事學(完)

正 木 亮

四

ナチスの刑罰制度の中で最も現代刑事學上の傾向に背馳するものは笞刑 *Prigelsstrafe* であると思ふ。ナチス政府はこの刑を採用せんとするに當り釋明して曰く「肉體的懲戒は強い威嚇作用を持つ、特に印象的贖罪であつて且長期自由刑を加重されたる短期刑に代へるには最も可能性がある。肉體的懲戒は他國に於ても亦實施せらるるところであつて例へば二三のアメリカ諸洲及イングランドに於てそれを見る^(一)といふのである。その釋明によつて見るとナチスが笞刑を採用するが爲めに理由とするところは次の三點に歸著するものと見られる。その一は威嚇作用の多いといふこと。その二は長期自由刑が短期自由刑によつて征服される可能性のあるといふこと。その三は他國に先例があるといふ氣易さから發して居るといふことである。笞刑が威嚇作用を持つといふこと、それを用ゐられた結果再び犯罪を爲さないといふ決心に導かれた多くの者のあることは決して否定することの出来ない事實ではある。しかし、又同時に笞打たるることによつて自暴自棄に陥り、又一時的には膺懲の實を擧げ得るも日時の経過と共にその痛苦を忘れ、甚しきは日時の経過と共に痛苦の恐るべきでないといふ感能に變化する幾多の人人もあり得る事實も決して否定することが出来ない^(二)のである。

ヘンチツヒ *v. Hentig* は笞刑の威嚇作用に關して色々なる方面から之を否定して居るが、その中でわたくしどもが特に注目すべき議論と思ふのは「痛いといふ感じ *Die Schmerzempfindlichkeit* は人人によつて違つて發達するが、多くの場合に於ては特に輕視されて居る。肉體的痛さの感じは刺戟を反覆するか或は刺戟を昂ぶらせるといふ方面よりむしろ麻痺させることが出来る。そして或る種の麻酔 *Narkose* 状態をも惹起する^(三)といふ笞刑の目的とするところと全く反する點を擧げて居ることである。そして、氏は「手短かな早い肉體的痛苦が強い瞬間的效果のあることは認めるが間違つた觀念を建直すことには毫も役立つものではない^(四)」といひ「この刑を以て一つの有害なる刑罰方法であると思ふ。それは行爲者の確實なるそして耐久的威嚇を欠ぐ、只受刑者に對する殘忍刑の執行官、判檢事、民衆に對する殘忍性が確守されるのみである^(五)」といつて、ナチス政府が聲明するところと全く反對の見解を支持して居るのである。従てヘンチツヒの議論を援用すればしかく無價値な笞刑を數年間の自由刑の効用と匹敵せしめようなどといふことは到底是認せらるべきものではなく、沉んや之を用ふるが故に長期刑を短期刑に代へ得るなどといふ望みは望まれるものではないのである。更に、ナチス政府は英米諸國に於て之を用ひて居るといふことを例證して居るが、わたくしはその例證はむしろ民衆を欺瞞する一つの手段に過ぎないと思ふのである。もちろんイギリスに於てはナチス政府の公明するが如く笞刑 *Whipping* を實施しつつあるのである。即ち、同國に於ては裁判所は十七歳以下の少年に對して打數と打具を定めて一定の笞

刑に處する旨の言渡を爲す。そして、十四歳以下の者には十二打十二歳以下の者には六打を越ゆることが出来ないことにして居る。^(六)この事實を捕へてナチスではイギリスでもやつて居るからドイツでもやらうといふのである。しかし、現代の刑事學はこのイギリスの笞刑を決して妥當視して居るのではない。^(七)苟も一國の刑事立法が爲されるときそこに諸國の事例の徴されることは當然のことであるが、少くともその徴される事例は現代刑事學上、是認されるところのものでない以上はその引用は無價値である。

他國の先例に求めんとするならば、笞刑又は笞罰に關する立法例はひとりイギリス及びアメリカの諸州に止まらない。近くはわが少年院に於ける體罰、矯正院處遇規程第十六條第二項、一九〇五年四月一日のデムマーク刑事法改正に伴ふ附加刑としての笞刑の採用がある。しかし、この二つの事例に見ても笞刑が決して進んで使用されるべき性質でないといふことが明かにされるのである。先づ第一にわが少年院に於ては嘗て一度だにその使用を見たることなく、他方デムマークに於ては一九〇五年より一九〇九年に至る四年間にたつた一四件施行されただけでお蔭で成年には之を採用しないで済んだといはれるほど實用的でないとされて居るのである。

ヘンチツヒのいふには、この慘忍な有害なる刑罰方法を創案した人、司法大臣アルベルチ Alberti は詐欺と文書偽造罪により處罰されて監獄に繋れたことは全くめづらしいめぐり合せである^(八)と。何といふ皮肉な言葉であらうか。ひとり體罰のみならず刑事立法者への頂門

の一針たらずして何であらう。

さて、ナチスの擧げるイギリス笞刑の行衛はどうか。イギリス笞刑に對する現代刑事學は決して好感を持つて居るものではない。それに對する顯著なるあらはれをわたくしはかの國際刑法及監獄法委員會に於て公表された囚人處遇準則に見出すことが出来ると思ふ。同準則第三十六條に「例外的場合の爲體刑を許容する國在る時は、その執行方法は之を法律を以て規定するを要す。體刑を許す場合は醫師の診斷に基き拘禁者が之に堪え得ることを認めずして之を執行することを得ず。執行は刑務所長及醫師の直接の監督の下に吏員之を行ふ^(九)」といふのである。この準則はイギリス行刑當局が提案したものである。笞刑の本場のしかも行刑當局がいかに體刑の濫用すべからざるかをその準則に明かにして居ることは正に笞刑が現代刑事學上の死せる刑罰方法 *ein sterbendes Strafmittel*⁽¹⁰⁾ であるといふことを證據立てたものといひ得る。

しかく、無價値を叫ばれる笞刑をナチスの刑法委員會は是認した。そして、それが道義的理由の下に拘留や輕懲役よりも之を重要視することにされたのであるが、しかし、之に關して註譯を書いたリーッチュの説明を見てもわかる通りにこの刑がクリミナリストに歡迎されて居るものでないといふことをわたくしは茲に特に書き添へて置かねばならぬと思ふのである。

1 Nationalsozialistisches Strafrecht, S. 140.

11/11 v. Hentig, Die Strafe, 1932, S. 215.

12 Hentig, S. 215.

13 Hentig, S. 217.

六 木村教授「身體刑」(犯罪學研究第一卷第一號第二七頁以下)にはイギリスの管刑に關しもつと詳細なる説明が加へられてゐる。尙管刑に關する詳細な研究が右論文に於て發表されてゐる。

七 木村教授同上第二八頁によれば管刑存廢に關して危くそれが存置されてゐる點がわかる。

八 Henig, S. 212 ff.

九 木村教授譯「拘禁者處遇に關する國際刑務委員會の草案」(刑政第四二卷第一二號第二四頁)。

一〇 Henig, S. 211.

五

ナチスはたとひ重懲役に處せられたる者でも長年勞役に服した者を名譽生活に復歸せしむべきことは之を認める。その點に付てナチスは決して釋放者保護事業に晚鐘を鳴らしては居ない。しかし、極惡非道の犯行に對しては特別な名譽刑を作り名譽的な法律上の地位から別れを告げささうといふのである。之が即ち、曩にいつた國籍排除 Achtung といふ刑である。

國籍排除とは名譽の絶滅 Ehrenlosh を意味する。排除者は常に國民共同生活からのけ者にされ最早國民又は國家の一員たることを得ないと同時に國籍並官吏資格、選舉被選舉及その他の名譽權を喪失され、監獄に於ては他囚と分離され特別に嚴重な處遇を受けるのである。而して、彼は最もつらい作業に就かせられることによつて自己が國籍排除者なることを感ぜしめねばならぬとされるのである。そして、この刑は法律上他刑の効果として存在するのみならず獨立

して嚴肅に宣告し且公示をもしなければならぬ。故に、この刑は死刑及五年以上の重懲役に附隨してのみ重きを爲すのである。(一) とにかく、この刑を制定したことによつてナチスはその理想とする純民族主義(二)と一般豫防とを徹底し得るものだと考へて居るのである。その純民族主義の方面に於てナチス刑法はこの國籍排除を外國系統のドイツ人 Fremdstämmige の上に他の形を以て適用したのである。即ち一九三三年五月二十六日の部分的改正刑法第三十九條 a によつて外國人の國外追放を規定されたがその外國人とは猶太やその他の外國系統のドイツ人も包含するものとし、それらの者が少くとも三月以上の自由刑に處せられ且國內に滞在するところが他人及公安に危險なるときは行政官廳をして國外追放を爲さしめそれによつて國籍排除の汚辱を伴はしめたのである。(四)

わたくしはナチスが或は斷種去勢等を強行し或は上述の如き外人系のドイツ人を彈壓し或は弱者—重罪犯人を非人乞丐の圈内に入らしめてまでもその團體生活の純潔を期待しようとする努力に大に買はねばならぬ點のあることは之を認める。そのナチス社會觀が我が國の社會觀に迎合さるべき情勢にあることは今日之を否定することは出来ない。

しかし、國家の強さはかやうな純民族主義を以て期待され得るものとは思はれない。國家の一員たる國民の過誤を是正して、以て、もとの正しき國民に復歸せしめんとするところに國家の慈悲、仁愛、憐憫があるのである。國家が弱者に對してかやうな檢度を示すとき犯罪人と雖膺懲するよりもつとよき効果をあらはす場合があるのである。不起訴處分、宣告猶豫、執行猶豫、司

法保護制度等はいかやうな意味に於て國家を強からしめんとする刑事學上の糧である。近代の文化國家が何れもさやうな制度を是認して居るのは要するに國家の基本は國民に對する愛の上に立つものなることを示して居るものとわたくしは解し度い。恰も親が非道のわが子供をいつまでも正道の子供に復せしめようとすると同じに。

その理論の上に司法保護事業なるものが今日努力されつつあるのである。この事業に従事する人人の腦裡には決して人間でない犯人を考へることは出来ないし又考へてはならないのである。さやうな事業を國家が妥當視して居る以上、ナチスが定めたやうな國籍排除刑の如きは決して之を考慮すべきではないのである。

I Franz Gürtner, S. 99 ff.

II 木村教授「民族主義を基本とするナチス刑法」(刑政第四八卷第一號第二三頁以下)。そこに「ナチス刑法の團體主義の固有の内容は、それが單純な國家主義でなく民族主義であるといふことでもあります。更に具體的に申しますとドイツ民族主義であるといふことです」云々と。

III Gesetz zur Abänderung strafrechtlicher Vorschriften vom 26. Mai 1933, § 39 a. 「外國人が三月以上の自由刑に處せられ且その内地に滞在することが他人に對し又は公安に對して危険なるときは裁判所は權限ある行政官廳をしてその受刑者を六箇月の期間内に判決の確定力によりドイツ國領土外に逐放することを許す旨の宣告を爲すことが出来る。」第三十九條 a を外國系ドイツ人に適用しようとしたことに付 Nationalsozialistisches Strafrecht, S. 142 ff.

ナチスの刑法委員會はその外にさきにも述べたやうに桎梏の刑に非常なる秋波を送つて居たやうである。即ち、いふところによれば現代に相應するやうな形に於て桎梏の復活を爲さんとする要望は各方面に擡頭して居るといふのである。しかし、委員會は桎梏刑を行ふその技術方面に非常なる困難を豫想してとにもかくにも之を採用することを中止したのであるが、よしそれを中止したにせよナチス政府が所謂社會觀に基くものとしてかくの如き死せる刑罰方法に考慮を拂へることに現代刑事學への反抗が多分にあらはれて居ることがいなめない。

I Gürtner, S. 102 ff.

七

以上述べた如く、ナチス政府に於ける新刑罰制度は現代刑事學の要求と相容れるところは甚だ尠い、否むしろ現代刑事學への反抗とも見るべきである。しかし、その傾向は急激に社會形態を變更し、民意よりも權力を、經驗よりも感情をそして將來よりも現在を尙ぶ急造社會に於ては止むを得ない現象である。恰も戦時に於て銃殺と絶對權力とが最も力強いものであると同じやうに。戦争が済んで平和が再來するとき、かやうな威嚇と力とがむしろ平和の妨げであることを總ての人人が意識し始めると同じやうにナチス政府が落ちついたとき今日の刑罰制度はおそらく再び現代世界を一貫して居る特別豫防を基本とする刑事政策に歸るであらうことをわたくしは信じて疑はない。

刑事學の發展の歴史

明治前期の監獄法 (四・完)

細川 龜市

本 號 目 次

- 一 領 置
- 二 賞 罰
- 三 釋 放
- 四 死 亡

一

一 領置といふのは、在監者に屬する物の保管および處分行爲であるが、しかし、監獄の保管行爲は私法上の契約關係でないこと(一)、現行法たると明治前期法たるとを問はず共通の觀念であつた。

領置すべきものは色々あるが、收監時の被服・所持品・作業賞與金・差入物等がその主要なものであつた。さて收監時の被服諸品を領置することに就いては、五年十一月の監獄則に始めて規定された。すなはち、入監者の衣服諸品はこれを一庫に領置し、庫内に數百の戸棚を設け

て蓋上に番號を記し、同時に囚人の衣服にもまた番號を附してこれを鎖すのであつて(雜則)、釋放時にこれを返還すること言ふまでもない。次いで十四年の改正監獄則においても、すべて監房に入れる物品は典獄が一々これを精檢し、その危険の虞あるものは一切禁するものが原則であつた(第十三條)から、入監者の携有する財貨物件は悉く點檢してその名數を簿冊に記載し、典獄一々證印して領置し、釋放のとき返還するが、點檢の際に隠匿したる貨物は沒收する(第十四條第一項)。ただ例外として、領置の貨物を以つて親屬を扶助したり、その他正當の費用に充てんと乞ふときは許す(同條第二條)こととなつてゐる。

それから、監獄に領置したる在監人の金錢は出獄の際にも携帶せしめず、その金員を録してその地の警察官に送致し(第二十七條第二項)、若し在監人逃走する者あ

の如きものを差入れさせることとなつた。即ち次の如きものである。

タ、ミ鱒	五十枚	煎豆	一升	袷	(春秋用) 一枚
シラス干雜魚	一升	晩茶	半斤	單物	(夏用) 一枚
刻鯛煮付	八寸重箱ニ入凡一重位	半紙	五帖	綿入	(冬用) 一枚
澤庵漬	二十本	手拭	二筋	襦袢	春秋多用一枚
梅干	一升	下帶	同	蒲團	(四時用) 一枚

(右の食物は一ヶ月五度以内差入れ得る。但し衣類は木綿以外は禁する。)

次いで四年二月の徒場規則では、親屬より差入物を願ひ出でた節は獄吏検査の上在監人へ相渡す規定であるがその品目は大体右表と同じであつた。然るに五年の監獄則には差入に關する規定なく、七年一月の東京府懲役場規定を見ると、差入物の願書には區長または戸長の奥印を必要とするとなしたが、これは十年十一月に廢止された。

一 正木學士著『全訂改版監獄法概論』第一六五頁。
二 領置物の第二は、親屬故舊その他より贈與を受けたる差入物である。すでに三年三月四日の刑部省より東京府への申入によれば、囚人から親族身寄の者へ諸品を差入れ呉れるやう願ひ出でた節は、これまで掛々へ申達して來たが、今後は斷然廢止することとし、ただ親戚より慈愛の志を以て差入方願ひ出でた節は點檢の上、次表

更に十四年の改正監獄則には、その第八十九條乃至第九十一條に定規がある。それによれば、已決囚には書籍・用紙の外は一切差入品を許さず、ただ未決者および懲治人に對しその親屬故舊より書籍・用紙・衣服・臥具また

は飲食物を贈らんと請ふときはこれを許す、但し酒または煙草その他攝生に害あるものはこの限りでない。——以上を全體的に通観すると、なほ現行法に及ばざること遠きものがあるを感ぜしめられる。

一一一

一 賞罰は在監人の改善を促進する一手段として用ひられるものであつて、五年の監獄則には早くも明定された。懲役第五等(一)の一百日間は賞典を行はないが、第四等の者にして能く獄則を守り且つ技巧(殊藝に至らざるもの)ありてその期限の半を過ぐれば、専らその技を執ることを聽し、終身懲役の者は第一等に進みたる後三年を経て始めて賞を與へられ得る(懲役第八條)のであつた。その規定もとより粗雑散慢ではあるが、明治初年のものとして注意するに足るであらう。

次いで十一年二月に警視廳所轄にかかる懲役監中の揭示條目改正が發布せられ、全文八箇條を以て構成したがそのうち賞罰に關する規定がある。すなはち同囚の反獄越獄その他の悪事を企つる者を知つてこれを告げ、以つてその造意を遂げしめざる者、及び人命を救援し又は水火震災等の變に特別の功勞ある者はその筋へ申し立てて

を以つて適宜に物品を購ひ與へるのである。さうして已決囚の賞譽せし者には、その度にこれを表するため獄衣の左袖に方二寸の淺葱色の布を縫着し、且つ賞表は假出獄または特赦を具狀する考據となり、更に賞表を得たる者には二箇月に一回づつ親屬故舊に接見および通信することを許した(第九十六條乃至第一百二條)。これを五年の監獄則に比すれば大きな進歩であると言はねばならぬ。

一 懲役には一等から五等までの種別があつた。五年の監獄則(懲役第一條)に曰く、『常囚罪已ニ決スレハ先ツ重鎖ヲ著シ第五等ノ役ヲトラシム一百日ヲ經過スレハ第四等ニス、メ輕鎖ヲ著ク四等ノ限ヲ經過スレハ第三等ニ進メ兩鈇ヲ著ス三等ノ限ヲ經過スレハ第二等ニ進メ片鈇ヲ著ス二等ノ限ヲ經過スレハ第一等ニ進メ戒具ヲ脱ス但監外出役ノ日諸囚皆長鎖ヲ用ヒ二人一連ト爲ス』と。

二 懲罰に關しては古くから諸種の方法が採られたが先づ注目すべきは五年の監獄則である。その規定するところ稍々詳しいが、ここには大要を剖析するに止める。さて、罪囚を罰するには棒鎖・貶等・鐵丸・擔重・暗室および懲鞭の六種があつた。これ等はいづれも獄則に違反し、反獄・逃亡を企てた者に科したと言ふまでもな

特赦を乞ひ、または相當の賞與を與へ(第三條)、更に、何事によらず悪事を見聞し實に因つて訴へ出る者は、たとひ同謀連累たりともその悪事に關せし科は原免し、或ひは褒賞することがある(第四條)といふのである。この規定は十四年九月の改正監獄によつて廢止せられ、一層詳密妥當なる賞罰規則が生れ出たのであつた。先づ典獄は看守長および看守をして常に在監人の行狀を録さしめ、賞罰を行ふの考據となすを要し、ひとたび賞表を與へたるときは賞與簿にその氏名および賞詞を記載し、褫奪したるときは之を刪除すべく、且つその賞罰を行ひたる旨を在監人に示すには、免役日若しくは日曜日の後後に他の在監人をも集めてその旨を聽かしめ、同時にこれを揭示すべきこととなつた(第二十三條、第二十四條第二十六條)。然らばその賞譽は如何なる場合になすかといふに、已決囚にして獄則を謹守し且つ改悛の行爲著しき者と典獄が認めたときはこれを賞譽するのを原則とし、若し已決囚が在監人の逃走を密告または捕得し、或ひは監獄にかかる水火災を防ぎ人命を救援したる者あれば金二十五錢以下を賞與するし、未決監にある者がこれと同じき行爲あれば、これを録して檢察官および裁判官の參考に供し、更に懲治人の場合には、金二十五錢以下

い。第一の棒鎖は、鐵棒を兩足に緊鎖して半日または終日佇立せしめるが、これは獄則を犯し輕き者に用ひた。第二の貶等は、第一の罰を受けて改心せざる者の本等を貶し次等の役を執らしめ(例へば前項註一所記の第一等を第二等に貶す)、五十日を過ぎて元に復する。第三の鐵丸は、兩手を伸べ重さ二貫五百匁乃至三貫匁の鐵丸或は他物をその掌上に置き、一二時間長さ五六十間の地を往來せしめる。第四の擔重は、兩石或ひは雨水桶の重さ十八貫匁乃至二十貫の物を擔がしめるが、往來の距離および時間は第三と同じい。第五の闇室は囚人を暗室に入れて飲水のみを給し、人と交談するを許さず、七晝夜を以て期となす。若し改心すればその限に滿たなくとも免じて出す。第六の懲鞭は、罪囚の手足を甘字架に緊縛し、十より三十までその臀を笞つが、これを笞つ前には獄醫をして罪囚を診察せしめ、その病なきことを證記せしめる(懲役第八條)。われわれはこの懲罰に接して、いまだ封建的牢獄を出づること餘り遠からざる感を抱かしめられるのである。

その後、十一年二月の警視廳所轄懲役監中揭示條目改正の第五條においては、『越獄・偷盜・徒黨・鬪毆・賭博・鷄姦・其他ノ悪事ヲ爲ス者ハ嚴罰ニ處シ工役ヲ怠リ獄則

ヲ犯ス者ハ相當ノ罰申付ヘシ』と言はれたが、これは十年の改正監獄則で消滅した。即ちこの獄則では、先づ司獄官吏が在監人を管束するは一に和平を乗り罰例に照して犯則者を決責する以外に、恣に責罰し得ない原則が明らかにせられた(第八條)。しかして、獄則を犯す已決囚に對してはその輕重を量つて次の例に従ひ處罰する。

- 一 絶信 親屬故舊と書信接見を絶つ
- 二 屏禁 晝夜他の監房または工場と隔絶したる監房に獨居せしめ、服役時限表に照して座作の役を科す
- 三 減食 常食の半若くは其三分之二を減じ鹽と湯の外は茶を與へない

四 闇室 闇室に入れ常食の半分若くはその三分之二を減じ、鹽と湯の外は茶を與へず、且つ臥具を禁ずる。これは五年の獄則と對比すれば轉々今昔の感なきを得ないものがある。さて絶信と屏禁は有限若しくは無限となし、減食と暗室は七晝夜を限度とするが限滿つるも改悛の狀なきときは一旦これを更じて更にこれを科し得る(第百三條第百四條)。また減食或は暗室の罰に處すべき者あるときは醫師をして診察せしめ、身體に妨げなきを證して後これを行ふべきであり(第百十條)、屏禁・減食・闇室または獨愼(後述)の罰に處したる後は、典獄若し

くは看守長時々その動靜を窺察し、狀況によつては醫師および教誨師をしてこれを問はしむることがある(第百十一條)。次に懲治人および十六歳未滿の已決囚に對する懲罰は、

- 一 獨愼 晝夜一室に獨居せしむ(七晝夜以内)
- 二 減食 常食の半以内を減ず、但し茶を減ずるの限りでない(三日以内限り)

であり(第百五條第百六條)、また未決者および拘留の刑を受けし者が教令に順はず、或は同監の者を煽惑し、又はその他の規則を犯すときは、所犯の輕重を量つて前記せる第百三條・第百五條に準據して減食することが出来る(第百七條)。しかし、これ等の懲罰に處せられたる者にして改悛の情著しきときはこれを免することを得る(第百十二條)。また賞表を有する者が懲罰を受けたるときは、賞表一箇または數箇を褫奪される(第百八條)ことは言ふまでもない。——以上の如くにして、その懲罰も次第に改善せられつつ、現行のそれに接近して行くのである。

一 釋放は、刑期滿限・恩赦・假出獄その他によつて

一三

なされるものであるが、先づ刑期滿限について見るに、この場合に在監人を釋放したことは如何に明治初年といへども疑ふの餘地が無い。釋放はこの種のものによつて最も多く行はれたのである。さて、四年二月の徒場規則には釋放に關する規定甚だ不完全であるが、ただ、徒人の年限が濟んだ節は前以てその掛へ相達し、元掛より差越したる官員へ、令吏が立會つて當人の衣類・雜物・働賃錢預り物などを相渡し、若し當人衣類なき場合にはその掛へ相達して貸與し、他日これを取上げる旨を定めてゐるのみである。

然るに、五年十一月の監獄則には、放免の節は丁長その囚を引いて監獄の守兵所および邏卒屯所に至り、『汝ノ面貌、各所ノ兵卒皆之ヲ知ル、若シ再ヒ法ヲ犯セハ直ニ之ヲ捕フヘシ、今後惡心ヲ改メ善事ヲ行フヘシ』と言つて訓戒を加へ、以てその囚を本籍に交附し、その由を裁判所に告げることとなつてゐる。説き來つてわたくしはいま我が平安時代の罪囚釋放場面を想起せざるを得ない。すなはち『西宮記』を見ると(一)、釋放當日に檢非違使は釋放せられる囚人のある獄舎の門に行き、前に召し出されたる囚人に對し馬上から嚴かに、

某丸承禮。依ニ徒役畢。任レ法免給布。各罷歸本貫。且。重不奉仕レ犯須。爲ニ公御財ノ天。備進御調禮。と誠告し、囚人の欽を脱せしめれば、囚人すなはち檢非違使を拜して喜悅感謝の意を表する。そこで、使は懷中より烏帽子を取り出してそれを一々放囚の頭に被せてやる。これ放囚を公民たらしむる表徴なのである(二)。それが五年の監獄則とその精神において如何に似通へるもののあることか。

次いで六年一月の司法省布達は、これまで懲役徒役人等の年日限は裁判所にて申し渡せるにつき、刑期滿限の節に、更に差免する旨を由し渡すに及ばず、地方囚獄掛にてこれが取計らひ濟の上、裁判所へ届け出づる旨を定めたが、これは十二年十月の内務省達を以つて廢止せられ、裁判所へは一切通知するに及ばないこととした。なほ、十四年の改正監獄則には刑期滿限の者を解放するは滿期の翌日の午前十時を過ぎてはならない(第卅一條)とあるのみである。これ以外は恐らく從來の慣例に據つたものと思はれる。現行法に比すれば、この點極めて不完全であつた。

一 西宮記、卷二十一（改定史籍集覽本）。
 二 宮下嘉三郎氏、『法史瑣談』（志林、第三十五卷第二號）。
 三 恩赦は憲法において始めて定められ、大赦・特赦・減刑および復権を命ずるのは天皇の大権であると規定せられたが（憲法第十六條）、これより以前にあつては恩赦の内容が明確でない。

さて、十一年二月の警視廳所轄懲役監中揭示條目改正には、平生の動作を慎み工役を勉勵すること拔群にして先非を悔悟する實効の顯はるる者は、役限が未滿であつても其筋へ申し立てて『赦典』を乞ふことあるべきを定めた（第二條）。この『赦典』なるものが現行法における恩赦中のいづれに該當するや不幸にして知り得ないが恩赦に關する觀念も未だ判然してゐなかつた状態が察せられやう。なほ、十四年の改正監獄則でも、特赦ありたるときは速にその旨を内務卿に申報し、同時に免役日若くは日曜の午後に、他の囚徒を集めその旨を聞かしめ、且つこれを揭示すべきこと（第廿五條第廿六條）としてゐるに過ぎない。

三 假出獄に關する規定は、五年の監獄則（懲役第八條）において始めて見える。今それによれば、準流の囚にして能く獄則を守り工役を勉むること他囚に勝る者は

に定められたる監視に附せられるから、若し假出獄中に更に罪を犯したる者は直ちに出獄を停止し、出獄中の日數は刑期に算入しないし、且つ一度かくの如き當局の信頼に反する行爲ありたる者は、再び假出獄を許されることがない。

かくて假出獄の制度は大いに整つたが、更に同刑法附則によつてその内容が一層豊富にされた（第三十八條乃至第四十七條）。即ち、假出獄を許すべき者あるときは、典獄よりその犯人の行狀および刑名・入監年月を記載し假に出獄を許されんことを内務・司法兩卿に上申して許可を受け、その許可ありたるときは、典獄よりその證票を本人に下附する。この證票には、
 一 本人の屬籍・氏名・年齢・住所・罪名・刑名および處刑の年月日
 二 殘期何年何月何日間假出獄を許すこと
 三 假出獄中は特別監視に付すべきこと
 四 假出獄中に更に重輕罪を犯したるときは、直ちに出一獄を停止し、出獄中の日數を刑期に算入せざること
 を記載するを要する。しかして、假出獄を許すべき者はあらかじめその住所を定めしめ、出獄の日に典獄よりその證票の謄本を添へて、本人をその住居の地の警察所に

第一等の期限を過ぎて放免することが出来る。この特典に處すべき者は獄司具狀して裁判官に告げ、その許可を経て施行する。但し徒罪以下の刑期短き者にはこの特典を施さず、且つ終身懲役の者は一等に進みたる後ち三箇年を経なければこの特典を施すを得ない。十四年の改正監獄則でも、假出獄を許されたる者にはその證票を與へ警察遞傳を以つてその居住せんとする地に押送すべし（第廿七條）とあるのみであるが、これは十七年四月に至り、『假出獄ヲ許サレタル者ニハ證票ヲ與ヘ最近ノ警察署ヘ護送スヘシ』と改正された。

しかし、十五年一月一日より施行されたる刑法には、假出獄に關する詳細な規定が見出される（第五十三條乃至第五十七條）。すなはち、重罪・輕罪の刑に處せられたる者、獄則を謹守し改悛の狀あるときは、その刑期の四分之二を経過したる後ち行政處分を以つて假りに出獄を許すことが出来る。但し無期徒刑の囚は、十五年を経過した後でなければならぬ。尤も流刑の囚には假出獄の例を用ひないこととなつてゐるし、徒刑の囚は假出獄を許されても、なほ島地に居住するを要する。かやうに假出獄は拘禁を解かれるのみならず、行政處分を以つて禁治産の幾分を解かれ得るが、しかし本刑の期限内は特別

護送し、特別監視を執行せしめ、且つ特別監視に附せられたる者をして、その期間は次の條件を遵守せしめる。

一 毎週に一回づつ警察署に至り、その謹慎なることを表し、監視の表を出して官吏の認印を受ける。但し疾病または止むを得ざる事故ありて警察所に出頭すること能はざる時はその事由を届出ること
 二 酒宴遊興の席に會し、または群集の場所に參會するを許さない
 三 事故ありて住居を移轉せんとするときは警察署に申請して許可を受くべく、但し他の府縣に移轉することとを許さない
 四 往復一日程を過ぐる地に旅行することを許さない

この特別監視の期間内は、警察官が時宜によりその家宅に臨検することがある。かやうに假出獄者のためには住所の明かなることが最も重要であるから、住所なく引取人なきときは、特に監獄中の別房に留置して現に刑を執行中の者と區別した。かくて假出獄中を平穩に過ごせばここに刑期満限の日が到來するのであるが、その日になれば曾て附與されたる假出獄證票を警察所に還納し、警察所は證票を出したる典獄にこれを遞送するのである。なほ、十八年九月の内務省達を以て、假出獄を停止

する場合の手續（一）が定められた。

保釋および責付の制度は寡聞なるわたくしの見出し得ないところであつた。

一 内務省達丙第七號十八年九月十日
假出獄中更ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者アルトキハ左ノ手續ニ依リ處分スヘシ此旨相達候事

假出獄停止手續

第一條 假出獄中更ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者アルトキハ其裁判確定ノ後現ニ之ヲ管束スル所ノ典獄ニ於テ直チニ假出獄ノ停止ヲ申渡シ當初下付シタル假出獄ノ證票ヲ取上ヘクシ

第二條 典獄ニ於テ假出獄ヲ停止シタルトキハ其事狀ヲ具シ内務司法兩卿ニ開申スヘシ

第三條 甲地方ニテ假出獄ヲ許シタル者ヲ乙地方ニ於テ停止シタルトキハ乙地方典獄ヨリ其事情ヲ甲地方典獄ニ通知シ假出獄ノ證票ヲ送致スヘシ

第四條 前條ノ場合ニ於テ乙地方監獄ニ拘禁スルトキハ其監ノ新入者トナシ本刑後刑共乙地方ニ於テ執行スヘシ

三 釋放したる囚人はこれを嚴重に監視する半面において、その保護誘掖に最善を盡さねばならない。然らざれば、往々にして再犯に陥ることがあり易いからである。三年十二月の新律綱領においては、在北海道の流罪

べき所なき者は、その情狀により、監獄中の別房に留めて生業を営ましめることを得る（第三十條）としたが、この點は十五年六月の内務省達（乙第三十九號）を以て無籍在監人ハ在監中定籍ノ手續ヲ爲サシムルニ及ハス本人放還ノ時、籍ヲ望ノ地ニ定メシメ典獄ヨリ就籍地區戸長ヘ通知書ヲ作り、本人ヲシテ携帶就籍ノ手續ヲ行ハシムヘシ、此旨相達候事

但典獄ハ前年中監獄内無籍人ノ出入出生死亡ノ員數並ニ其年一月一日ノ現員ヲ毎年一月限り在監地區戸長ヘ通知スヘシ、區戸長ハ之ヲ受ケ該地ノ人口ニ算入スヘシ

とせられた。出獄人に對する社會的精神的保護誘掖は、なほ姑く後年にまで待たねばならなかつたのである。

一四

一 死亡には、死刑の執行によるものと、その他の原因によるものとの二種に大別するのが便宜である。

徳川時代に複雑・多數であつた死刑の種類および執行方法は、三年十二月の新律綱領によつて絞と斬との二種に限定された。斬を以て重しとなし、絞を以て輕しとなしたことは、遠く律令を想起するまでもない。先づ、こ

人釋放後は同地に籍を編入し、便に隨ひ生業を営ましめる、とあるが、一般獄囚のことについては何等の規定もない。彼の入居場およびその延長たる徒場において、囚人を役使して得たる作業益金の一部または全部を與へて釋放後の生活費に資せしむる制度が慣例として長く行はれてゐたのであつた。ただ、これ等は經濟的な保護であつて、その社會的・精神的方面は未だ大いに着目されてはゐなかつた。

ところで、十四年の改正監獄則では如何であるかといふに、ここでも専ら經濟的側面である。先づ、假出獄・免幽閉を受けたる徒刑・流刑の者にして、その地に居住すべき家なきときは、特に屋舎を貸與し、その屋舎の構造にあつては、將來において市街村落を創置すべき便を計畫するを要した。更にまた、假出獄・免幽閉を受けたる徒刑・流刑の者、その配偶者または其他の親屬を招き同居せんと請ふときは、典獄は將來生活の方法を取り糾してこれを許否することを得るが、この請を許すときはその配偶者または他の親屬の現に住する地の戸長に通告すべきであり、また彼等にして結婚をなさんとする時も、監署に申告せしめて典獄はこれを許否するのである（第六十一條第六十二條）。なほ、刑期満限の後ち頼る

の絞は首を絞りその生命を斷つに止め、猶ほその體を全くする。遺骸は親族の請ふ者あれば下付した。これに對し斬はその首を斬り、遺體の下付は右と同じい。なほ例外的に舊時代の遺制として梟示があつた。これは、その首を斬り刑場に梟示し、看守人を置き、犯由牌スナフダに罪狀を書いて身體の傍および各所に立て、三日後に除毀する。新律綱領にはこれを以て『兇殘ノ甚シキ者ヲ待ツ所以ナリ』と言つてゐる。

然るに五年の監獄則は右に比して大いに人道的となりいはゆる密行主義が採用されるに至つた。その刑場は監獄内の一隅に設け、周圍には垣牆を高くしてその門扉を嚴にする。死刑は朝の十時に行ひ、その他は十時より十二時の間に行ふが、しかし、祝祭國忌などの日には行はず、また大風雨および非常の天災あれば時に臨んで執行を中止するのであつて、これが英佛制の移植であることは容易に察せられところであらう。以上の原則は十四年の改正監獄則においても亦た踏襲された。『死刑場ハ監獄ノ一隅ニ設ケ牆壁ヲ以テ外見ヲ防クヘシ』（第四十一條）としその執行は午前十時を過ぐるを得ず、執行中は看守をして嚴に刑場の門戸を護らしめ、遺骸は死相を檢したる後

なほ二分間を経なければ埋葬若くは下付することを得ない(第三十二條)。刑死者または死亡者あるときはその年月日時を記し、典獄より本籍の戸長および近地の親屬若くは故舊に通知すべく、その監獄に領置したる貨物は親屬に下付し、親屬なければ遺骸を領取したる故舊に與へるが、死者の身に纏ひたる衣服はこの限りでない(第三十三條第一項)。

ところで、十五年一月一日より施行の刑法附則は、この點に關し一層詳密に規定せられた。すなはち、死刑はその執行をなす裁判所の檢察官、書記および典獄が刑場に立會ひ、典獄より囚人に死刑を執行すべきことを告示したる後、押丁をしてこれを執行せしめる。但し、その時間は午前十時たることを要する。この死刑を行ふときは刑場の警戒を嚴にし、執行に關する者の外は刑場に入ることを許さない(但し、立會官吏の許可を得たる者はこの限りでない)。死刑の執行が終れば書記はその始末書を作り、立會をなしたる官吏とともに署名捺印してこれを檢事局に納めるとともに犯人の屬籍・氏名・年齢・職業・住所およびその罪狀・刑名を記載して、刑を宣告したる裁判所の門前・犯罪の地および犯人住居の地に榜示公告するのである。その遺骸は一定の場所に埋めるが、

若し親屬・故舊の請ふ者あるときは典獄これを許可して下付することを得る。なほ死刑の宣告を受けたる者は、執行に至るまで何時にても典獄の許可を得てその親屬故舊に接見することが出来、また死刑の宣告を受けたる婦女が懐胎と申さば醫師および産婆をしてこれを検査せしめ、果して懐胎なるときは檢察官より司法卿に上申してその執行を停め、産後一百日を経たる上、更に司法卿の命令を受けて執行することとなつてゐる(第一條乃至第八條)。このやうにして、死刑に關する制規は年を逐ふて整備して行つたのである。

二 死刑以外の事情による牢死の場合は、すでに四年の徒場規則に、徒人病死の節は検査の上、その掛へ名前を届け死體は深川の靈岸寺へ埋葬するが、元掛より死體の引取人を差し越した節は、當人の衣類雜具ならびに働賃錢・領置物等を引渡し、引取人なき旨を申し越せば雜物・預り錢ともすべて没收し、これを毎月大藏省へ差出す、と定めた。これは甚だ簡單であるが、多くの事項は他の場合におけると同じく慣例によつて行つてゐたものと思はれる。しかして、五年の監獄則には、ただ『已決者病死及ヒ刑死ノ遺骸ハ親戚乞フ者アレハ之ヲ與フ乞フ者ナケレハ官醫ノ解剖ヲ聽ス』と言ひ、また『病囚死ス

レハ醫之ヲ検査シ獄司ニ報ス獄司具狀シテ之ニ裁判所ニ告ク』とあるのみである。

進んで十四年の改正監獄則を見るに、在監人死亡すれば典獄・看守長・醫師が立會つてこれを検屍し、若し未決者または已決囚にして再び訊問にかかる者が死亡したるときは、これをその裁判所に申報し(第七十八條)、その死者の親屬若くは故舊が典獄より通知を受けてから二十四時間以内に遺骸の下付を乞はばこれを許し、その者をして簿冊に署名捺印または花押せしめ、若し遺骸を乞ふ親屬・故舊なきときは、棺に入れて假葬しその上に氏名標を立てる。その標は概ね面三寸・長さ三尺五寸とする(第七十九條)。尤もこの場合の假葬費は、刑死者たるに死亡者たるを問はず總て監獄費より支辨し、且つその遺骸を領取しない親屬も、領置の貨物がある時はこれを下付せられることに追規せられたのである(十六年六月十一日、警視廳達、號外)。

し自身もいささか學ぶところがあつたが、一法制史學徒たるに過ぎないわたくしは、この拙き小文が法律學者の理論的研究のために、若し誤つて何程かの寄與をなし得るならば、欣快これに過ぐるはない。なほ本稿の論述を進める上において現行監獄法に關する先輩諸學者の論著に啓發さるるところ少なく、特に、正木學士の勞作『全訂改版監獄法概論』(今わたくしの机土にあるのは昭和八年十月第三版)は、わたくしを指導されること至大であつた。謹んでその學恩を萬謝する次第である。最後に、本論稿の説き及び得ざりし諸點に就いては、後日これを論述する豫定を有する。例へば監獄則編纂の沿革の如きはそれであるが、長文に亘るが故にこれを以て一先づ完結とする。學者の示教叱正を俟つこと切である。

——(完)——

わたくしは、以上の論述を以て我が明治前期における監獄法の進歩の跡を辿つて來た。これによつて、わたくし

累進準備會 (一)

—— 行刑累進處遇令施行規程の研究其二 ——

寺 光 忠

を異にするが、こゝではひとしく施行規程といふ。

ロ 調査したる施行規程は市谷八王子及新潟松山を除く四十八刑務所のそれである。

ハ 調査資料は施行規程（印刷物）の上にはあらはれたるものに限る。しかも昭和九年八月末現在。

ニ 本稿に於て本令とは行刑累進處遇令（昭和八年十月司法省令第三五號）を謂ふ。

累進準備會に關しては、本令の第九章に規定するところがある。第四條乃至第七九條の六箇條である。

『累進準備會の構成に關しては、諸國に立法例がない。』他に立法例が皆無であり、しかも、我が國のそれは近く一ヶ年前からの實施であつてみれば、文献として見當るものは、數に於て若くは量に於て、極めて貧しい。従つて、累進準備會の性質の研究のためにはいきほひ

目次

- 一 序論（累進準備會の性質）
 - 二 現行累進準備會制度の概観
 - 一 その性質
 - 二 その組織
 - 三 その機能
 - 四 その議事法（以下次號）
 - 五 その事務
 - 六 その監督
 - 三 結 論
 - 四 累進準備會規則私案
- 本稿はさきの本誌第四七卷第一一號抽稿『責任・意志と操行と』に對して續篇の形式を持つ。従つて本稿にあらはれる集計表乃至數字についてはすべて前稿のそれに對する備考又は法意を参照。いま摘記すれば
- イ 行刑累進處遇令の内規は各刑務所それぞれにその名稱

立案者の意思と運用の實際とを探究することに待設けるのほかはない。しかるに運用の實際に於ては、後段現行施行規程の分析によつてあきらかにせられる如く、一般的には、日尙淺くして、格段に理論的に闡明せられたものを發見し得ない、ために、こゝでは、一に、立案者の意思をはかり又數少い文献について掲げ知るに止めねばならない。曰く——

「累進の測定は、之を典獄の專斷に委ね又は單一の吏員に管掌せしむべきものではない……かゝる理由より、累進の測定に關しては刑務委員會制度が必要とされる。そして、かゝる委員會は、從來諸國に用ひられた刑務委員會制度が一の行刑監督委員會であつたのに對して「從來のそれと異り、囚人生活の變化、之を累進制度上より見れば、累進測定の基礎となるべき點を定める爲めに組織されねばならぬ……従つて、その委員會を構成する人は、警察官、檢事、判事、刑務官、教育家、醫師、心理學者及び保護事業家等より選ばれねばならぬ」とされる。

しかるに、我が國に於ては、かゝる刑務委員會制度は未だ採用せられるに至らず、たゞ僅かに之に匹敵するものとしての刑務官會議といふものがある。累進の測定

基礎となるべきものは、従つて、現在のところ、この刑務官會議の定むるところに委ねるほかはあるまい。本令の採るところである。

そして「累進測定に關する最後の決定は……苟も行刑が人と人との問題として典獄に委ねられてゐる以上、典獄を最後の決定權者として残すにあらざれば、行刑はその點より竟に機械化するに至るであらうから」、「之を典獄の權限に屬せし」めるとされる。

かくして、累進準備會なる制度を創始するの必要は、こゝで、自らに考へられねばならない。即ち、刑務委員會について殊更にいへることであるけれども、特にわが刑務官會議についていへば、それは原則的には各主任を以て構成せられて居り、この構成員は必ずしも直接に各個の「囚人の日常不斷の生活に交渉を持ち得るものではない」。だから、刑務官會議の機能は各個の囚人の日常生活に直接不斷に接渉する者の材料報告を基礎として始めて圓滿に發揮し得ることとなる、とされる。以て、測定の眞正をはかり且つは囚人をしてその測定を信頼し得るものたらしめる。その材料の蒐集及その取捨選擇のことに當り、累進測定の準備のために、換言すれば『受刑者ノ身上關係及人格並所得點數ヲ審査シ且受刑者ノ分

類、階級ノ編入、進級、進級ノ停止及其ノ低下ニ關スル意見ヲ定」める等のために、囚人の日常の動作を悉くする者を以て構成されたのが、わが累進準備會である。^(六)

(一) 正木亮氏「自由刑に於ける累進制度」(法學協會雜誌第五二卷第八號)第九六頁。

(二) 累進準備會に關する文獻としては、正木氏前掲「累進制度」(法協第五二卷第八號)第九二頁以下、同氏「行刑累進處遇令釋義」第一一五頁以下、同氏「新訂増補監獄法概論」第九五頁以下及び昭和八年「刑務所長協議會議事速記録」第五三頁以下。

(三) 僅かに少年刑務所に於ける所謂假釋放協議會の制度があるのみ(昭和六年六月行甲第一一九九號司法次官通牒「假釋放適否審査ニ付判事及檢事ノ少年刑務所巡視ニ關スル件」)。

(四) 大正十年十月司法省訓令行秘甲第一八一號「刑務所ノ事務分掌及刑務官會議ニ關スル規程」。

(五) 右の訓令第一二條「刑務所長ハ一週三回以上各主任及必要ト認ムル職員ヲ集メ會議ヲ開クヘシ」。

(六) 以上の引用文はすべて、正木氏前掲「累進制度」(法協第五二卷第八號)より。

本令の發布によつて、刑務官會議は累進の測定に關し

ヲ審査スル爲累進準備會ヲ置ク」によつてあきらかである。

且つは、第五に、刑務官會議は累進準備會の決定意見に拘束されない。たゞ累進準備會の決定意見に對しては充分なる考慮を拂はねばならないのである。實際上多くの場合に於て、個々の囚人に關する限りその者について、刑務官會議は累進準備會の決定意見を尊重せざるを得ない。刑務官會議が累進準備會の決定意見を覆すことの出来るのは、たとへば、その刑務所の全般的大局的見地を主張し得る場合のみ、といふことにもならうか。

終りに、第六に、兩者の意見が相反する場合、及び兩者の意見が一致する場合に於ても、問題はすべて刑務所長が決裁する。

惟ふに、刑務官會議と同じく、累進準備會は刑務所長に直屬の諮問機關である、が、これを刑務官會議に對していへば、第一次的諮問機關である。

(一) 正木氏前掲「概論」第二二頁參照。

(二) 『累進準備會の構成員は刑務官會議議員として任命を受けることは出来ない』といふ見解がこゝから生れる(正木氏前掲「釋義」第一一八頁)。

ても刑務所長の諮問機關となつたのに對し、累進準備會も亦同じく累進の測定に關する刑務所長の諮問機關として成立したのである。問題は刑務官會議と累進準備會との關係である。

第一に明瞭なることは、累進準備會は刑務官會議の諮問機關ではなくして直接に刑務所長の諮問機關であることである。

第二に、累進準備會はその独自の獨立權限を有し、その議事に關して制肘を受けることがない。獨立不羈の權限を有しない合議機關といふものは凡そ意味無いであらう。従つて、刑務官會議乃至刑務所長によつて累進準備會としてのその決定意思を動かされることがないのである。^(二)

第三に、しかし、累進準備會の決定意見は最後の効力を有しない。^(三) 同様に、刑務官會議のそれもまた最後の効力をもち得ない。

第四に、累進準備會の決定意見は直接に刑務所長の決裁を経ることを得ない。それは常に必らず先づ刑務官會議の議を経ることを必要とする。このことは本令第七四條(刑務所ニ累進ニ關シ刑務官會議ノ議ニ付スヘキ事項

(三) 又曰く、『累進準備會の決意意見に對し受刑者は情願を爲すことを得ない。何となれば右決意意見は未だ處遇上最後の効力を持たないからである』(正木氏前掲書第一一七頁)。

かうした第一次的合議機關の發生及存在が行刑の前進に於て、有形無形、いかほどに貢献することであらうか。獨立にして不羈。その存在そのものがすでに一般刑務官吏の自覺を呼びおこすこと極めて大であることは、今日、一ケ年間の經驗が明示した。その發達が此後に於てわが行刑の躍進に及ぼす力のほどは期して待つべきものがあることを信じた。

さらに、この累進準備會は、累進は關する總べての事項を審査検討するの義務を負担するといふに止まらず、行刑の日常に於て審査決定すべき種々雑多の事項をすべて自己の職能のうちにひき入れ、進んで假釋放の準備審査に至り、^(一) 要は、囚人の事に關する限り、現在の刑務官會議及關係各主任の諮問事項の下審査機關として開展して行くに至るであらう。即ち「累進」に關することに限らず、その刑務所の行刑全般に亘り、刑務官會議のみによる形式的審査に流れるの危険を防ぐ。この兆候は、すでに、二三の施行規程のうちにはあらはれてゐる。^(二)

(一)各所に設けられてある假釋放準備會はたとへ名稱上累進準備會とは別に存在してゐても、それは今日に於て累進準備會と同一の構成をなしてゐる(一例、巢鴨)。

(二)前掲大正十年十月司法省訓令の第一三條及び第一四條参照。

二

全國の刑務所が本令の六箇條の他に累進準備會に關して規定したる内規若くは細則をその施行規程のうちに見よう。詳細なるあり、簡單なるあり、或ひは、本令と重複するものあり、捉へ難きものあり。こゝに先づ施行規程中いやしくも累進準備會に關係ある、若くは、累進準備會なる字句のあらはれてゐる條文の數を算へる。(第一表)。以て、全國刑務所の累進準備會に對する關心乃至態度を知り、その傾向を掴むことが出来るであらう。

第一表

條文數	一二三四五六七八九一〇一一一二一三一二一四一五
採擇刑務所數	五四五八五三三一一一一三二一一一三
條文總數	三〇八
平均	六・四

施行規程四十八のうちその大半は四ヶ條又は五ヶ條を以て足れりとして居り、關係條文總數三〇八ヶ條、一施

謂管區制を前提とするものであらう。(第三表)。

第三表

管區別	一二
工場別	一

その管區の數については、二三のものを除いては明らかにされてゐないが、それを知ることがこゝには無用である。

尙、管區別に持たれる累進準備會に於て、その開議を擔任區別に行ふことを規定してゐるものがある(札幌)。妥當である。實際上に於ては、いかなる累進準備會もその會議を擔任區別或ひは工場別に持たざるを得ないからである。事實上の問題としてその累進準備會に屬する全會員を一時に出席させることは出來難いことであるし、その必要もないのである。之は第三表の一刑務所の如き工場別累進準備會とは異なる。工場別累進準備會などといふものは構成上明らかに妥當を欠く。

更にこゝに一言しておかねばならぬのは、累進準備會を二部に分つもののあることである。規程の上にはあらはれてゐるものは、豫備會と本會議(宮崎)、第一部と第二部(秋田)、屋上屋を架するものか。

行規程についての平均は六・四ヶ條である。本令の六條と施行規程の六・四條とが、劃期的なるわが累進準備會に關する規程のすべてであることを知つて、嘆くことは當らないであらうか。以下に、その三〇八箇條のすべてを分類し調査する。

一 累進準備會の性質

累進準備會の性質に關して施行規程に宣言せられてあるものは次の如くである。(第二表)。

第二表

累進ニ關シ刑務官會議ニ付スヘキ事項ニ對スル審議機關	一二
刑務所長ニ直屬スル評議機關	一
刑務所長ニ直屬ス	五

その他の刑務所は特にかやうな規定を設けず。規定するところのある刑務所に於ても第二表に明らかなる如くその多くは(十二刑務所)それによつて本令第七四條第一項の他に何物をも明らかにするところがない。

二 その組織

(I)累進準備會の數
一 刑務所に一個とは限られてゐない。大刑務所には數個の累進準備會が成立する。惟ふに累進準備會制度は所

構成員には會員と議長とがある。規程の上では、議長を掌理者と稱へるものがあり、會員を協議員或ひは委員と稱へるものがある。わたくしは、こゝでは一括して議長といひ會員といふ。他に、書記を置くものあり。

A 會員

會員にはいかなるものが之に當るかについては本令第五七條に一般的な規定がある、けれども、施行規程のうちさらに機關に關する規定を置いてゐるものが多い。(第四表)。

第四表

本令ト同文	一
本令ヨリ所長指名	七
別ニ規定スルモノ	二七

右の「本令中より所長指名」の方法として特種なるものに「乙部辭令簿ニヨリ命免」(岩國)、「任免ハ所長之ヲ專行」(岡崎)、「事務ノ都合ニ依リ所長之ヲ免スルコトヲ得」(水戸)、がある。しかしながら、一定の勤務に就くものはその勤務位置に隨つて當然に會員たらしめざるべからざるものがあるべく(例、工場擔當看守)、従つて、問題は會員の任免にあるのではなくして勤務配置の如何に存するのである。特にかゝる任免の規定を必要とする

ものとは思はれない。累進準備會本來の性質が忘れられ
てはならぬ。その地位に伴ひ當然に會員たるものとわた
くしは解したのである。もしそれ累進準備會に對する
監督に至つては、後述。
第四表中「別ニ規定スルモノ二七」について集計する
こと次の如し。(第五表)。

第五表

採擇刑務所數	二一
看守長	二一
非主任看守長	二二
管區長	二
管區配屬看守長	二
看守長	四
戒護看守長	一
保健技師	一七
保健助手	二一
教誨師	四
教師	二五
作業技師	一四
作業技手	一六
看守部長	二五
擔當部長	二七
	二四

管區長 二
上席部長 一
看守 二九
擔當看守 二五
看守 二
助勤看守 一
教練擔當看守 一

第五表に於て知り得ることは、それらの施行規程が、
いはば單位を狭小にして、累進準備會の構成員をなるべく
受刑者に日常直接に接觸する者へと近づけてゐること
である。それは殊に看守長、看守部長、看守に於て顯著
に見受けられる。

尙、代理員を認めるものが若干あるが(五ヶ所)、そ
れらはすべて、實は、一方に累進準備會の定足數を全會
員としてゐるのである。(後掲、第十一表参照)。そのた
め止むなく代理員を認めざるを得なかつた貌である。惟
ふに、代理員なるものは審議上多くの場合に無價値或ひ
は或る場合には有害でもあるであらう。累進準備會の性
質が代理者はこれを認めない、と解し得ないであらうか。
更に、参加員なるものを認めたものが二三ある。それ
は單に會議の席上その意見を開陳するのみであつて、決

議權がない(宮城)。この制度は、研究の餘地があると
思はれる。(第五表中「其他所長指名」はこの参加員で
はない。)

要之、累進準備會員たるの資格は、施行規程乃至本令
に規定せられたる構成員に相當のものであることであ
る。その者は當然に會員たるの地位を有する。

累進準備會員の一般的義務に關しては、次の如き規定
が見られる。かゝる規定を設けること及びその内容共に
適當である。

「常ニ受刑者ノ平常ヲ詳悉シ審議明晰ナルヲ要ス(市
都)、審議事項に付き「公正忠實ニ意見ヲ申出スヘシ」
(岡崎)

累進準備會會員の一般的權能については次の如き規定
が見られる。

- (イ) 日常其の受刑者に接して之を觀察し隨時觀察簿に記
入(二ヶ所)、(ロ) 會議資料を調査しておくこと(一ヶ所)
- (ハ) 會員たらざる擔當看守の意見徴取(一ヶ所)、(ニ) 所得
點數の評點(一ヶ所)

右は會員全部に通ずる一般的權能に關する。個々の權
能については自ら異り、例へば、右の(ニ) 所得點數の評點

の擔當者の如きは各刑務所に於て、まことに、區々別々
である。

- (一) 抽稿「責任・意志と操行と」(刑政第四七卷第一一號)第
五九頁以下参照。
- B 議長

議長にはいかなるものが之に當るかについては、本令
にはたゞ累進準備會會員中より所長が『適當ナル者ヲ選
ヒ會議ヲ掌理セシム』とのみ。施行規程によれば次の如
し。(第六表)。

第六表

管區長タル看守長	七
管區長タル看守長又ハ管區 次席看守長(代理)	一
上席看守長	二
戒護係看守長	二
看守長	三
看守長又ハ上席部長(代理)	八
上席者	三
管區長タル上席部長	一
工場擔當上席部長	一
擔任部長	二
所長選定	一
採擇刑務所數	七

所長指名

各累進準備會ニ於テ豫選(所長認可)

一五

大體に於て、會員中の戒護係上席者が會議の掌理に當る旨を規定したものと見得るであらう。第六表のうち「所長選定」「所長指名」及「豫選(所長認可)」は、累進準備會に對する刑務所長の監督方法として採られてゐるものとも解せられるので、一括して、後段累進準備會に對する監督の章に於て言及。

會長の職務について規定せられあるもの次の如し。

(イ)「開催ニ必要ナル材料ヲ蒐集整理ヲナスヘシ」(水戸)、(ロ)「議事ノ進行」(小菅)、(ハ)「ソノ審査項目ヲ委員ニ開示」(岡崎)

三 その権能

(1) 累進準備會の一般的権能

累進準備會が獨立の權限を有することに關しては、「他ノ制肘ヲ受ケス獨立ノ權限ヲ有ス」(小菅)、「獨立不羈ノ立場ニ於テ云々」(網走、滋賀)の規定があり、更に、そこには相次いで、「公正妥當ナル審査」(小菅)、「公正ナル判斷」(滋賀、網走)

をもとむる旨の規定が設けられてゐる。妥當である。惟ふに、かゝる規定は行政法一般に於て必らずしも忽諾に

附することの出來難いものなのである。抽象的基本原則の確立。われわれは近くは一九三三年所謂ナチス行刑法がその隨所に高くかゝる基本原則を揚げてゐることを知つてゐる。

尙、次の如き規定の設けられてゐる規程がある。

一、本令ニ於テ刑務官會議ニ付スヘキコトヲ規定シタル事項ニ關シ特ニ規程ニ規定セラレサルモノハ(原則トシテ)累進準備會ノ議ニ付セス(函館、網走、盛岡)
二、規程ニ於テ累進準備會ノ議ニ付スルコトヲ規定シタル事項ハ更ニ刑務官會議ニ付議スルコトヲ要ス(金澤、函館、網走)

右の後段については問題がない。それは累進準備會が第一次的諮問機關であることから生ずる當然の歸結である。しかしながら、その前段に對しては、わたくしは、かゝる規定を無くもがなと思ふのである。この規程は累進準備會の權限を必要以上に縮限する可能性が多分にあつて、草創期累進準備會の脱線を怖れ或ひは之を下級機關と見ることの誤解から生れたものと思はれるが、光榮ある累進準備會の將來の進展のために、わたくしは、かゝる規定を無くもがなと思ふのである。

要之、累進準備會はその總べての「重要ナル所管事務

ノ審議」(廣島)を自己の一般的権能として持つもの、と解するまでにすゝみたい。

(2) その個々の権能

累進準備會が主としていかなる職務を行ひ得るかに關する本令の規定は第七四條第二項である。審査と意見決定との二。以下この分類に従つて順次に施行規程を調査する。そこには、本令第七四條第二項より他の權能が、この本令中の他の規定に従つて與へられ、又は本令各條の他に與へられてゐる。即ち審査と意見決定と其他との三事項に分ち、便宜上一括して、次表とする。(第七表)。

第七表

採擇刑務所數

(一) 本令ト同文

四

(二) 本令ト同文ナラサルモノ

A 審査事項

イ 所得點數

七

ロ 囚人ノ身上關係

三

ハ 囚人ノ人格

二

B 意見決定事項

イ 囚人分類

六

ロ 階級編入

七

ハ 階級異動

一

C 其他ノ事項

イ 賞遇ノ準備審査

一

ロ 意見ヲ求ムルタメ他ノ職員ノ參會ヲ求ムル權

二

a 進級

六

b 滯級

四

c 進級停止

一

d 降級

六

e 除外

二

f 復級

二

g 本令第八四條乃至第八七條ノ處分

二

h 本令第八五條乃至第八七條ノ處分

八

i 特別進級

八

j 假進級

七

k 進級停止言渡猶豫

七

l 進級停止免除

九

ニ 本令第三八條第二項ノ優遇停止

一

ホ 本令第二條第四號第五號ノ適用

一

ヘ 第三級者及第四級者ノ獨居拘禁

一

ト 第二級者ノ轉業

一

チ 自己勞作ノ許可

一

リ 作業指導及作業監督補助ノ選定

一

ヌ 本令第七七條ノ囚人直接考査

一

ル 本令第七八條ノ獨居拘禁申請

一

ヲ 假釋放

三

第七表のうち説明を要するもの及び個々にその所に特殊の規律を設けてあるものについて二三の語を加へやうその「(一) 本令ト同文」は、本令と全くの重複であつて別段の意味がない。「A 審査事項」については云ふべきものがない。

「B 意見決定事項」に於てはその各々につき殆んどすべて特例がある。

先づ「イ 囚人ノ分類」に於ては、そのうち四刑務所は特に『第二級者』の場合の分類にのみ關するものとす。本令第一五條の運用を特に累進準備會の意見決定に俟たうとするのである。勿論之は同條の規定により『第二級者以上』の受刑者でなければならぬけれども。「ロ 階級編入」に於ては、そのうち二刑務所は特に移送者及刑執行停止取消者に對する場合にのみ關するものとする。本令第一八條及第一九條の運用を特に累進準備會の意見決定に俟たうとするのである。其他のうち四刑務所は同じく右の場合に於て、特に例外的に階級決定の必要ある場合に之を限つてゐる。即ち、原則としては従前の階級を踏襲引繼ぐものとするのである。趣旨に於て後者に賛成である。この趣旨の下に前者の規律を運用し得るならばさらに妙である。

「ハ 階級異動」のうち、「a 進級」に於ては、そのうち

「h 滞級」のうちの「一」は、累進準備會に於けるその發議權を戒護主任に保留してゐる。その必要がないと思はれるし、また、この場合の戒護主任の累進準備會に於ける地位は甚だしく不分明であるであらう。「h 本令第八五條乃至第八七條ノ處分」に於ても、そのうち、五は發議權を戒護主任に、一は發議權を各主任に保留して居り「j 假進級」及「i 進級停止免除」のうちの各一は發議權を戒護主任に保留してゐる。又、「k 進級停止言渡猶豫」及「l 進級停止免除」のうちの各二は所長必要と認めたる場合に限り附議するものとし、他の各三はさらに特に本件は所長の自由裁量權に屬する旨を明言した上所長必要と認めたる場合に限り附議するものとしてゐる。

「ニ」以下「ヲ」までは、採擇刑務所の數に於て、「ニ」以下「リ」が各一（千葉、岩國、同、廣島、大阪）「ヲ」が三（廣島、千葉、横濱）の僅少さであるけれども、採つて以て、此後の累進準備會の意見決定事項に加へらるべきものである。尙「ト 第二級者ノ轉業」は本令第五一條により『第二級以上ノ受刑者ノ轉業』とすべきもの。

「又本令第七七條の囚人直接考査」のうち、一は所長の許可を、三は戒護主任の承認を要するものとし、四は手續上議長より戒護主任までその旨を通すべきものとしてゐる。最後の程度を妥當とみとめたい。

「ル 本令第七八條ノ獨居拘禁申請」のうち、八は拘禁日數

の「一」は特に第一級進級の場合には之を慎重に決定すべき旨の注意規定である。「b 進級停止」に於ては、そのうちの「一」は同じく慎重に決定すべき旨の注意規定である。また、進級停止を累進準備會に付議する時期に關して、一は『懲罰決定前』とし、他の五は『懲罰言渡前』とし且本令第八二條による言渡猶豫は所長のみの權限に保留するとし、他の「一」は本令第八二條但書の場合を所長の權限に保留する。惟ふに、特に別に所長に其の權限を保留する旨の規定を設けることはその必要があるまい、累進準備會の意見決定に對してはすべて所長の決裁が最後のものであるから。もしそれ、進級停止をその權能としながらその言渡猶豫の意見決定のみを累進準備會の權能から除かざるべからざるの理由に至つては、理解の出來難いことであらう。さらに他の「一」はその所の規程に定められたる特定の規律違反以外の規律違反ありたる場合に限り特に累進準備會が進級停止の意見決定をなすことを得るものとする、これは、若干の規律違反に對してはそれに伴つて當然に一定の累進處遇上の處分をなすことを別に規定してゐるのである（大阪）。「h 降級」及「i 特別進級」に於ては、その各一は、特に二階級以上の降級及特別進級（超躍降級及超躍進級）の場合には慎重なれとの注意規定である。

を豫定して申請すべきものとしてゐる。妥當である。尙、本令第七八條第三項によれば『一月ヲ超ユル事ヲ得ス』。「C 其他ノ事項」のうち、前者たる「賞遇ノ準備審査」は累進準備會の本來的權能には屬しない、しかし、累進準備會といふその名に制縛せられないならば、重ねて、現行の累進準備會はかくの如き權限を保有するものたるまでにすゝめたいものである。後者たる「他ノ職員ノ參會ヲ求ムル權」を規定してゐるもの「一」は刑務所長の許可を受くべきものとする。

終りに、第七表に掲げられたる事項が、本令上、累進準備會の權限事項に屬せしめられてゐるか否かを綜合的に調査すること次の如し。

- 一、本令第七四條第一項は『累進ニ關シ刑務官會議ノ議ニ付スヘキ事項』は（すべて）累進準備會の議を経べき旨規定してゐる。而して、第七表中、本令に於て刑務官會議に付議するやう規定し従つて當然に累進準備會の權限事項に屬し得るものは、Bのイ及ロ（本令一七一—一九）、c d e f g h（八八）i（一七）j（二七）。
- 二、本令上、刑務官會議に附議すべき旨の文字なく又累進準備會の權限事項たることの文字もないものは、Bのb（本令二七〇）k（八二）l（八三）、及びニ（三八）ホ（二一、一三）へ（一九九）ト（四七、五一）チ（四六）リ（四九）ヌ（七七）ル（七八）ヲ（八九—九一）。
- 三、全然本令に規定なきものは、C。

海外時報

ソヴェエトに於ける

犯罪人の處遇を見る

— マクファアランド

ソヴェエト聯邦に於て私の見聞したものの中に於て、その犯罪人の處遇ほど私を驚かしたものはない。こゝでは、刑務所拘禁の開始が本當に、國家の犯罪人再教育への關心の開始を示してゐる。犯罪といふ古い古い問題がその根源を、即ち、反社會的活動に至る動機を突かれてゐるのである。應報的態度は、犯罪人個人の問題並びに犯罪を生ぜしめた社會的背景を理解せんとする努力に依つて置き代へられるに至つた。刑務所は農場や農業キヤムプや、工業殖民地や、又は醫學的、精神病學的研究所や、犯罪調査所に依つて置き代へられるに至つた。ロシア人は、犯罪といふものは、かうした手段によつて『清算』出来るものであることを信じてゐるのであつて、統計もまた、種々解釋のつけやうはあらうが、兎に角着々

成功を収めつゝあることを示してゐるのである。

ロシアの刑法典及び刑罰制度の基礎を成してゐるマルクス刑事學の原理に依れば、犯罪といふものは社會組織の中にもとゞ存在するものであり、従つて責任を負ふべきものは社會であつて、個人ではないのである。かくして、犯罪人といふものは作られたるものであり、生れたるものではなく、遺傳又は『運命』とは無關係のものである（精神病又は退化犯罪人の場合を除き）。

諸國に於ける最近の研究も、かうした主張に對して、その正當なることを認むるに至つてゐる。ボストンの少年裁判所及び調査所が取扱つた一千人の少年犯罪人につき、累犯、即ち犯罪性の確證されたるものを研究されたグリユツク氏の調査は、明白に、犯罪の發生する社會環境が根本的に變らない限り、殆んどどうにもならないものであることを示してゐる。即ち、一千人のうち九百人以上は、昔馴染の場所に歸るに及んで、再び惡習に戻つてゐるのである。刑事學者は多く感情の衝突、貧困にして家族の多い生活状態に基づく社會不適應、家庭の破壊、指導宜しきを得ざる教育、運動等が犯罪の原因であることに一致してゐる。

一九一九年共產黨は刑務所を以て教育施設となすべきことを命令した。多くの共產黨の領袖達は、ロシアの國內に於て又は國外に於て、長い間直接經驗した刑務所生活に依り、實際の刑務所の状態が如何に不良なるものであるかを知つてゐたのである。『刑務所』、『受刑者』といふやうな言葉は最早用ひられない。居房及び施設も大部分放棄された。社會防衛といふことのほかに、刑務所の目的は犯罪人をして教育的、文化的利益に近づかしめ、以て常態社會へ速かに復歸せしめんとするに在ることになつたのである。

私は重大犯罪人の拘禁されてゐる數ヶ所の未決刑務所を訪問した。もし犯罪が政治的なもの、即ち、國の制度に關するものであるか、又は犯罪人が精神病者なるときは、特別の處置が講ぜられる。然らざる限り、犯罪人は數ある自給工場又は農業コンミュニンの一つに送られる。累犯は二十パーセント以下に減少し、何れの國のそれよりも低い。それは、犯罪人に職業を教へ、社會に適應せしめるからである。

服役中收容者は再教育を受け、然る後勞働組合の組合員となるのであるが、組合は之を置くべき責任があるの

である。長期刑は廢止され、殺人罪に對してすら、十年が最高限となつてゐる。平均刑期の三年といふのも、善行に依つて之を半減することが出来る。更に普通の家庭生活が出来る限り與へられてゐる。

舊制度の下に於て最大の犯罪とされたものでも、新制度に於ては微罪となつてゐるものもあるもので、一般に犯罪が減少したか否かを定めることは難しい。投機を爲し又は利益の爲めに商賣を爲し若しくは集産に反抗せる私人、又はクラーク、即ち富農、知能的義務を怠つたインテリ、不能率又は怠業を犯した技術家等は、反革命的なものとして處罰される。

犯罪人はその出身階級及び新制度に對する精神的適應について調査されるばかりでなく、その犯罪は階級的意義、個人的關係、又は工場又は鐵道の運轉と關係ありや否やを吟味される。かくして鐵道事故その他の義務怠慢は死刑を以て處罰されるのである。無資格、不能率、浪費、窃盜又は職業に關する冷淡も罪となる。

モスコの近くにある一つの農業刑務所は普通の集産農場と殆んど變らないものであつた。犯罪人の大部分は一年から三年の刑期のものであつた。出入は完全に自由

になつてゐるが、夜十一時には歸らねばならない。一定の爲すべき仕事を有つて居り、多くの者は手仕事又は商賣を學んでゐる。累進制度が一般に行はれてゐるので、刑期は善行に因つて之を短縮することが出来る。彼等はまた一定の日數の休暇——普通一年間に十四日——を與へられるので、家に歸ることも出来る。近所に妻や戀人の殖民地もある。看守と犯罪人とが、友達のやうに自由に遊び合つてゐる。更に私は數個の工場刑務所もまた同様に自由で、明朗で、組織の教育的なることを發見した。自由なる旅行免狀及び労働組合カードを得んとする強い刺戟が存する。そしてたとひ逃走しても、共産黨が嚴重に食物及び仕事を管理してゐるので、殆んど何も出来ない。大概の受刑者は満足してゐるし、立派に更生してゐる者も多數にある。

裁判手續は簡單で、直接で、社會的背景と密接なる關係をもつてゐる。大部分の刑事事件に於て、事件が裁判に適するや否やを決定するために、司法官に依る充分なる下調べが行はれる。政治犯罪に於てはOGPU（ソヴェエトの秘密政治警察）が調査の權限をもつてゐる。小事件は人民裁判所に於て審判されるが、この裁判所は一名の終身判事と二名の素人の判事から成つてゐる。

假釋放に關する決議

昨年度アメリカ刑務會議の模様及び決議については前號所掲の通りだが、同會議の一分會として同時に開かれたアメリカ假釋放協會の決議は次の通りである。

決議一、アメリカ假釋放協會はその方式及調査に關する委員會に依つて提出せられたる調査計畫を是認する。但しこの承認は次の條件を基本とする。(一)刑務所及び假釋放記録の秘密なる性質を認めること。(二)調査は熟練した職員の手によつて行ふべきこと。(三)調査手續に於ては専門的の統計的その他の勧告が利用し得られること。

決議二、受刑者を、假釋放に依つて、他の場所へ送るべき適當なる原因のない限り、法律上の住所を有する場所へ歸らしむるやうに取計らふことが望ましいことであり、

法律上の住所及び貧民救助のために必要な法律上の定住に關する法律の區々になつてゐることが、この望ましい慣行を實行するに重大なる困難を生ぜしめ、且つ刑務所への收容がある管轄區に於ては、受刑者より住所を剝奪するものと考へられてゐるし、又

裁判に關係を有する當事者は普通自身出頭することを要するが、事情に依つては自由なる辯護人を雇ふことが出来る。少し重大なる事件はソヴェエト聯邦の七個の州の何れにもある州又は上級裁判所に於て裁判されるが、例へば英國人技師等の「怠業」事件の裁判の如きは最高法院に於て審判された。

この國の法律制度をアメリカのそれと比較してみると著しい特色が數々ある。ロシアでは「判例法」といふものは廢棄され、たとひ判例の引用されることはあつても權威として之を引用することは禁ぜられてゐる。上級裁判所はすべての判例を審査するの權限を有つてゐる。といふことは、直接には誤れる判決の訂正を爲す機會を有つことになり、間接にはより一層注意と能率を擧げしむることになる。事件は之を處理するに短い期間の制限がある。訴訟記録は可なり明瞭に保存され、事件は事情が當事者の記憶に新鮮なる間に裁判される。資本主義國家に於て、トラストや、工場、労働者、その他の團體の間に見られるが如き複雑なる訴訟は殆んど見られないのが目につく。

The Literary Digest, December 22, 1934

住所を有するものと認められない事實が、社會復歸への有利なるスタートを鈍らし、又は不可能ならしむるものがあるから、

本協會は聯邦緊急救助局、アメリカ公共保安協會、その他の團體、及び各州に於ける相當官憲に對して、この決議を實行せんことを求め、且つ數州に於て「住所」を決定すべき責任を有する官憲に對し、救助その他の社會奉仕を受くるに必要な「法律上の定住」を決定するについて、一定の期間を定められんことを勧告し、且つこの期間は一年、しかも、妻子の住所も釋放者に法律上の定住を與へるものとせられんことを勧告する。

決議第三、昨年中に於ける新聞の評論を審査して見るに、「假釋放」なる言葉は、前後の行文上當然休暇、條件附恩赦、その他監督を伴はざる一時的釋放を意味する言葉の用ひらるべき處に、用ひられて居ることが判明したので、又、

新聞は有效なる假釋放事業の發達を助ける最も有力なる機關の一であるから、

最も有名なる新聞社の注意を、本協會が採用せる假釋放原則が定義せる假釋放の意義及び内容に向けるべきことを、茲に決議する。

決議第四、二三の州では、實際上、犯罪人が州を退去することを條件に執行を猶豫し、條件付恩赦を許し、假釋放に代るべきものを許す等のことをして、之を受くる方の州に對しては充分なる報告を爲さざる處があり、かゝる行動はその州の同胞州に對する何等の責任を果さざるものであり、

かくして追放せられたる犯罪人は社會に放り出されるものであるから、警察、裁判所、行政官廳、又は假釋放當局による追放の慣行は、犯罪に對する社會防衛にとつて有害なものであることを宣言することを決議する。

決議第五、過去に於て、各州間に於ける相互の協約が犯罪の行はれた州より他州への受刑者の假釋放を取締る上に於て相當の効果を收めたことは經驗の示す處であり、

一九三四年六月六日協賛せられたる最近の聯邦法は二個以上の州が協約又は契約を取結んで、犯罪の豫防及びその各自の刑法並びに政策の實施に關し、また各自の刑法並びに政策を確定し、且つかゝる協約及び契約を有效ならしむるために必要な機關を共同又は單獨に設置するため、協同の努力及び相互扶助をなすことに對し、豫

め承諾を與へることになつたので、本協會は一九三三年十月採用せる假釋放原則第十八條即ち

「州及び聯邦政府は假釋放事業に協同すべきである。何故なれば、一州以上の州が接近することは、報告を集める上に、また監督上必要なことが多い。また假釋放者の監督に關しても、州、殊に接近せる州の間に相互關係の存することが望ましい」

に宣言せられたる政策を再び確認すべきことを決議し更に、將來の考慮及び採用のために州の間に相當なる相互的取定めが慎重に作成せられんことを是認するものであることを決議する。

The Journal of Criminal Law and Criminology,
November-December, 1934

第二十六回刑務官練習所卒業式

第二十六回刑務官練習所卒業式は

一月三十一日午前十時半から刑務協會樓上に於て舉行、金山次官、林檢事總長、光行檢事長、泉二大審院判事、大森民事局長、鈴木少年審判所長、齋藤秘書課長、黒川會計課長、坂野人事課長、石郷岡區上席檢事、岩松練習所長、正木、岡、東各司法書記官、芥川衛生官、佐藤、岡部、吉田、谷内、小橋川各刑務所長、その他、伊藤、大原刑務協會主事列席、伊藤刑務協會總務主事の開式の辭ありて、岩松練習所長より、練習生、聽講生、滿洲國派遣生各代表者に夫々卒業證書を授與、次で、優等生に賞狀賞品授與、終つて岩松所長

より左の訓示をなし、

本日茲に第二十六回刑務官練習生の卒業式を舉行するに當りまして、練習所長として、各位に對し所懐の一端を披瀝するの機會を得ましたことは、私の誠に光榮とするところであります。今回の講習は従前の場合とは聊か趣を異にしてゐまして、従前の如く入學試験を経て選抜によつて入つて來られた練習生が四十六名その外に各刑務所長の推舉により聽講生として入所された人々が二十三名と、滿洲國から特に派遣されて、聽講生となられた方が六名ございまして、合計七十五名の多數に上つてゐるのであります。その多數の方々が、何れも講習生としての本分を自覺して、刻苦精勵、或は學業に或は見學によくいそがまれて、こゝに目出度く講習を終了せられましたことは、

ひとり各位のためばかりでなく、又わが刑務界のために誠に慶賀に堪えぬ次第であります。唯聊か遺憾なことには、卒業試験の前頃から、一二練習生の方が流行病に罹られ、受験不能に陥りましたのでために或一部の人々に對して、偶々罹病者とその居所を同じうしてゐました關係で、多少精神的に打撃を與へた、といふやうなことがあつたであらうと思ひますが、幸にして各位の御注意がよく行き届きその場合に處しての責任をよく全うされたがために、さしたる大事にも立ち到らず、こゝに目出度く卒業式を舉行するの運びとなりましたことは、御同様祝着の至りに堪えぬ次第であります。

さて各位が、卒業して夫々の任地へ向け出發するに當り、私は各位が今後行刑の實務にたづさはらるゝ上に、特に注意を要すと思はるゝ點を二三申し上げ、以て送別の言葉に代へたいと思ふのであります。昨日と一昨日の兩日に互り、私各位に御訊ねしたことに對し、各位が夫々「自分にとつては收容者をして改過

遷善せしむることが最も愉快な仕事である」と御答へになつたその御言葉を、各位は勿論お忘れないであります。實際その御言葉の通りに、行刑の第一義即ち各位の第一義的の任務は、收容者の改過遷善を圖るといふことに在るのであります。しかしこれは、苟も行刑に關係するものゝ、何人も口にするとところでありますが、實は言ふに易くして行ふに至難なことなのであります。元來收容者といふものは、一旦人間の道を踏み外して邪路に落ち込んだ人々でありますから、さういふ人々をよく教へ導いて、再び人間としての正しき道へ引き戻すといふことは、尋常一様の覺悟や努力では到底出來得ないことでもあります。實に非常なる難事業なのであります。これは唯、各位が自己本位的な虚榮心とか野心とかいふやうなものを一切捨て、ひとへに至誠と熱意とを以て收容者の心の中へ没入し、身を以て範を垂れ、身を以てかれ等を牽ゆるといふ場合にのみ、この改過遷善といふ各位の理想の一端は實現し得るのであると私は堅く信じてゐるのであります。

各位を送るに際し、私の聾とする言葉は結局この一語に盡きるのであります。各位はこの練習所を卒業されたる以上何れは看守長たるの資格を有せらるゝのであります。従來の経験からいへば、早くからその準備に志して、任官運動などをされてあつた人々もあつたかのやうに聞いてゐますが、さやうな心がけでは、いかにして行刑官吏としての本來の使命を果すことが出來ませう。收容者の改過遷善などゝはまことに及びもないといはねばならぬのであります。又各位が當練習所の課程を終了せられたと申しても、それは單に行刑事務のほんの二三の定石を會得したといふにすぎないのであります。各位が將來行刑界の幹部となり、柱石となるがためには、それだけでは到底足りないであります。當練習所に於て學ばれたその二三の定石——それは行刑に必要な學問、智識の大綱若くはその一端ともいふべきものにすぎないのであります。ともかくそれを土臺

とし、出發點として、各位が將來不撓不屈の精神を以て、自己の修養に志すと同時に職務に勉勵し、智識を磨くと共に經驗を重ね、かくて人格、智識、經驗の何れもその完璧に庶幾きを期しつゝ、これを一生涯の生活にあてはめて、自づからにして行刑事務の眞髓を體得し得るに至りまして、始めて各位はわが行刑界を荷つて立つ重要な地位を獲得することが出來るのであります。一言にして申せば各位の奮闘努力によつて、各位の人格と手腕との上に一段の光りを發揮するに至りさへすれば、各位の仰望する地位は、自然に各位の前に提供せらるゝのであります。各位がもし練習所の課程を修了した位にて氣をゆるし、安心して、修養と努力とを怠つたならば、各位の前途は知るべきのみであります。各位にとつては當練習所を卒業されて後が、最も大切な時期なのであります。従前にもまして層一層の奮闘努力をなすべきの時期であります。決して任官運動などに浮身をやつしてゐる時ではないのであります。練習所

は必ずしも各位を看守長に仕立てやうたために存在してゐるではありません。恐らく各位とても、看守長を以て最大最終の目的とは思つてゐられないのであります。看守長は、各位が將來、行刑界の幹部となり柱石となるために、その人格と識見とにみかきをかけるところの階段であり、道場であるにすぎないのであります。といつて各位が油断をしてゐれば、いつまで経つてもこの階段は登り切れないのであります。それでは練習所設置の期待にも反し、御本人としても不本意のことでありませう。各位は、當練習所に於て、講師諸先生の方々から、學問、智識を學ばれたと同時に、諸先生方の人格に直接接觸して、必ずや大に體得された點が多からうと思ひます。練習所に入所すればこそ左様な貴重な經驗にも恵まれることでもありますから、各位は今回の講習の意義をよく味得し、これをして無意義に終らしむることなきやう、御赴任後に於ては、一段の御奮發、御努力が願はしいのであります。將來日本の行刑界を

背負つて立つのはわれ／＼であるとの堅き自信の下に、それにふさはしき自己修養を不斷に繼續して行かれるやうに希望いたします。今日わが國の實情を見ますに、とかくに事理を辨へず、又あらぬ風評などを信じたとして、いはゆる輕舉妄斷に陥る、といつたやうなことが、やゝもすれば一般的の風潮でさへあるやうに見受けられるのであります。かやうな現象は、社會のある點における不健全さを反映してゐるばかりでなく、却つてこれを助長して世道人心に甚からぬ悪影響を及ぼすものであります。各位は地方へ行かれても、願くは左様な風潮に捲き込まれるやうなことなく、互に相寄り相扶けて、明るく正しい行刑をしていただきたいのであります。行刑は間接的にはそれ等の弊風を匡正することに貢献するものでなくてはならぬのであります。それにつけても各位は人格の練磨と智見の開發といふことを常に怠つてはならぬのであります。明治の初年頃は洋行歸りといへば新智識と

して非常に歡迎され、又實際に文化の向上の上に大きな役割を働いたのであります。したが、恐らく、各位も御歸任後は、行刑に關する最新智識の體得者として、先輩同僚の歡迎を受けらるゝことでありませう。しかしそれだけに各位の責任は重いのであります。各位は、東京の外觀だけを見て、徒に浮誇の言を弄するが如きことあつてはなりません。行刑官吏としての眞の人格の光り、眞の智識の輝きを以て、各位の先輩同僚諸君に見えんとの眞摯にして謙虚な心持を常に自己を持してゐなければならぬのであります。要するに各位はまことに多望なる前途を有してゐらるゝことでもありますから、行刑官吏としての深き自覺と堅き自信との下に層一層、刻一刻、人格の修養と手腕の練磨とに、邁進努力いたされたいのであります。この一片の謔言を呈して、私は各位の行を送りたいと思ふのであります。次には滿洲國の刑務官各位に對して一言申し上げます。各位は、行刑研究の御目的を以て、この氣候風土の異つた日本

へ御出でになり、殊には言語の上で何かと御不自由の點も多かつたでせうと深く御察しいたしますが、それにも拘らず講習期間中、一意専心、孜々として行刑に必要な種々の學問、智識等を御修得になられ、こゝに目出度く御卒業なされましたことは、諸君のため、滿洲國のために誠に御喜びに堪えないことでありませう。私は諸君が、御歸國後は、短期間ながら今回の講習で學ばれた學問、智識を土臺として、滿洲國の行刑發展のために御盡力、御努力になり、一日も早く滿洲國の行刑に新生面が拓かれ、完全なる組織、設備を見るに至らんことを、希望してやまぬのであります。最後に來賓の各位に對し一言御挨拶申し上げます。各位は事務御多端の折柄にも拘らず、御用御差繰りの上、本日の卒業式に御貞臨の榮を賜はり、且つ大臣閣下、次官閣下からは卒業生に對し御懇篤なる御訓示を頂戴いたしましたして、卒業生並に私共におきましても、感激に堪えない次第であります。改めて私から厚く御禮を申し上げる次第であります。

第であります。

更に左の司法大臣訓示の代讀があつた。

茲ニ刑務官練習所第二十六回修業式ヲ舉行スルニ當リ一言祝意ヲ表スルハ予ノ欣快トスル所ナリ

諸子ハ曩ニ全國刑務官ヨリ簡拔ノ榮ヲ荷ヒテ當所ニ入り拮据勉勵其ノ課程ヲ終ヘ今ヤ任ニ歸リテ各自履修スル所ヲ實地ニ施サントス其ノ名譽ノ大ナルト共ニ其ノ責任亦重シト言フヘシ

惟フニ刑事裁判ノ效果ヲ完ウセントセハ行刑ノ良績ヲ擧ケサルヘカラス行刑ノ良績ヲ擧ケントセハ優良ナル司獄官吏ノ努力ニ俟タサルヘカラス方今社會ノ進運ニ伴ヒ罪囚却テ増加シ獄務益々複雑ヲ加フ諸子其ノ職責ノ重大ナルニ鑑ミ日常智能ヲ研キ修養ニ努メ身ヲ指スルコト最モ嚴正ニシテ恩威並ヒ行ヒ銳意事ニ當リテ良績ヲ擧ケ當局ノ期待ニ背カサランコトヲ望ム聊カ所懷ヲ述ヘテ祝辭トナス

昭和十年一月三十一日
司法大臣 小原 直

次で金山司法次官より左の祝辭があつた。

私は本日、諸君のために最も祝福すべきこの刑務官練習所の修業式に臨席いたし、諸君に對し一言謙の言葉を呈するの機会を得ましたことを誠に光榮とするものであります。只今練習所長の御訓示にもありましたやうに、諸君は全國の刑務官中より簡拔され、將來わが行刑界の幹部として働らかるべき重責を荷うて、この練習所へ入所された方々でありまして講習期間はまことに短くありましたが、その間各位は、刻苦精勵、行刑に關するあらゆる方面の學問、智識を習得されまして、こゝに目出度く卒業の日を迎へられましたことは、諸君御自身の御満足は勿論のこと、國家のためにもまことに慶賀の至りに堪えない次第であります。

行刑の目的、刑務官の職責といふやうなことににつきましては、今日事新しく私からこれを申し述べずとも、すでに諸君が十分に御承知になつてゐられることでもありますから、それは差控へるといたし

ますが、たゞ私はこの機會に、諸君の御仕事、國家社會の成立に對しいかに大きな關係を有するものであるか、といふことにつき所懐の一端を述べて、諸君の御自重を願ひたいと思ふのであります。諸君も御承知のやうに、現在のわが國は、國民思想が動搖し、人心やゝもすれば不軌を思ふて、社會一般が何となく不安混迷の中をさまよつてゐるやうな有様であります。かやうな際に、國家の統制と秩序とを維持し、社會をして再びその正常にして健全なる本來の姿に復せしむるために、裁判と行刑とがいかに重要な役目を有つてゐるものであるか、といふことは、今改めて申すまでもないこととでありませう。凡そ國家といふものは外部からの壓迫によつて滅亡するといふやうなことは殆んどこれなく、すべて、内部的の崩壞によつて滅亡するものであります。成程數百年、數千年前の昔ならば、國家間の武力鬭争によつて、力の弱い國が力の強い國に征服され、滅亡したといふ例も幾多ありませうが、近代的の

文明國に於ては、左様なことは絶無といつてもいゝのであります。最近の實例で見ましても、文明國として知られてゐる世界一流の國々で、内部的崩壞のためにその國の立前を變更するの餘儀なきに至つてゐる國々を、私共は二三擧げることが出来るのであります。外部の力に對しては、いはゆる富國強兵の國策を樹て、その國の面目を維持し、利益の増進をはかる、これも勿論必要なことであり、且つそれには又、種々の方法もあるものであります。國家の存立上、それにも劣らざる必要なきことは、その内部的崩壞を防ぐために、常に國家の統制と秩序とを保つて行くことであります。而して前にも申すやうに、裁判と行刑とは、その方面の作用に於て、實に唯一ともいふべき程の重要な役割を有つてゐるのであります。

裁判と行刑とは、その機能はちがひますが目的の一つであります。即ち國家の統制力の正しき發現によつて、社會を常に健全に保つ、といふことがその究局の目的であります。この講堂の扁額にも示されてありますやうに、「刑は刑なきを期す」で「行刑といふも刑そのものが目的ではなく、刑を必要としない健全なる社會を實現することが目的なのであります。今日の如く社會が不健全なる兆候を示してゐる場合には、種々なる犯人が刑務所へ送られることになりませうが、それ等の犯人を善導開發して、善に趣かしめ、忠誠なる國民として再びこれを社會へ送りかへすといふこと、これが行刑の仕事であります。それ故行刑は、「刑は刑なきを期す」といふ理想を實現する最も直接的、最も効果的方法なのであります。

者の心にうつして、それによつて相手の「人間」を作りかへる、口で言へばそれだけのことでありますが、實行となるとなかく至難のことでもあります。教育の根本義は、歸するところ躬行實踐に在るのでありますが、刑務官も亦この心がけを常に念としなければならぬのであります。私は前に諸君に對して官吏服務規律の御話をいたしたことがあると思ひますが、一般官吏としても、官吏としての品位を保ち面目を維持するために、この服務規律を遵守しなければならぬことは勿論であります。取り分け刑務官たるものは、その仕事に、自己の人格を以て人の心をうごかす、といふ精神的のものであるだけに、一層その點に忠實、謹慎でなくてはならぬのであります。しかるに近時、世情の廢頹と共に、肝腎な官吏の心にもある弛緩を來したものが、かれ等の一部にとかく種々忌はしき風評を耳にするのであります。しかもそれが、官吏の中でも最も人格を重んじなければならぬ刑務官の間にすら、間々そのことある

を聞くといふに至りましては、何とも慨はしき極みと言はなければならぬのであります。刑務官吏が先づ己れ自らを正しうすることなくして、いかにして、受刑者の改過遷善を期待することが出来ませう。勿論諸君の中に左様な人のあらう筈はありませぬが、その點に深く御自覺願ひたいのであります。諸君はこの短き講習期間中に、行刑に必要な幾多の課程を學ばれたのでありませうが、それは諸君が將來進むべき途の端緒にすぎないのであります。凡そ人間にとつて、人格の修養、學問の習得といふことに、一定の期間といふものはないのであります。いくら修養しても、學問しても、これで十分といふことはない筈です。孔子のやうな聖人でも、一生學問しても尙ほ足りない、といふやうな意味のことを言はれてゐます。況んやわれ／＼凡人に於ては尙更のことでありませう。諸君は數ヶ月の講習を修了したとしてそれでいゝつもりで慢心を起すべきではない、須くその足らざるを憂ふべきであ

ります。常に自己の足らざるを思へば、心に不平なくして向上の一路あるのみであります。處世の術に於ても、諸君は決して上を見るべきではない。自己の足許を見るべきであります。誰れそれは格別能もないのにあんなに出世してゐる、自分はその以上の才能があるのに一向重用されない、など、不平をこぼすのは、自己の足らざることを思はぬ了見から來るもので、反省心の乏しい証據であります。自己の不足を思ひ、自己を反省して不斷の努力を續けたならば、求めずとも自らに地位は向上するのであります。家康の家訓として傳へらるゝものに、人の一生は重荷を負ふて遠き路を行くが如し急ぐべからず、とあります。全くその通りで、何かと成功をあせつて、早く樂をしやうと思ふてはなりません。人間の長い一生にはいろ／＼な困難が横つてもあませうが、それ等の困難と戦ひ、これを克服しつゝ進んで行くところに人生の意義もあり、樂しみもあるのであります。叶く樂をしやうと心がけては、奮闘的精

神は失はれます。諸君の本日の卒業式は恰も旅人が、他へ行かんとして家門を一歩踏み出したやうなものであります。險難ではあるが、しかも乗り越えて進むに愉快なる長い路が、今後こそ諸君を待ち設けてゐるのであります。私は諸君が、倦まず撓まざる精神を以て、この長途を乗り切つて、無事に最終の目的地に達せられんことを心から希望し、諸君の門出に際し、右の辭を以て賦とし、併せて諸君の前途を祝福するものであります。最後に卒業生高橋良雄氏總代として左の答辭を述べた。

答 辭

本日茲ニ第二十六回刑務官練習所卒業式ヲ舉行セラルルニ際シ閣下並ニ諸先生ノ御臨場ヲ忝フシ御懇篤ナル訓示祝辭ヲ賜リマシタコトハ生等ノ光榮之ニ過キス洵ニ感佩惜ク能ハサルトコロテアリマス

顧ミマスレハ昨年十月入所以來四ヶ月ノ短日月テハアリマシタカ其ノ間地方ニアリテハ咫尺タニ難キ閣下並ニ専門ノ權威諸先生ノ警咳ニ接シ親シク淳々ト御薫陶

ヲ賜リシ御蔭ヲ以テ智識ノ向上ハ固ヨリ確乎タル指導精神牢乎タル信念ヲ與ヘラレマシタコトハ寔ニ衷心感謝ニ堪エサル次第デアリマス今ヤ茲ニ昭和十年ノ新春ヲ迎ヘルト共ニ帝國ノ非常時局ハ愈其ノ危機ニ直面シ政治ニ外交ニ經濟ニ一瞬ノ凝滞一日ノ偷安ヲ許シマセン生等ノ領野タル刑務界ニトリテモ亦必然的ニコノ昏迷窮迫セル世相ノ反映トシテ逐年犯罪ノ遞増ニ鑑ミ益其ノ職責ノ重キヲ認識自覺スルト共ニ夙夜熱誠ト愛ト憐愍ヲ傾倒シ累進處遇令ノ施行ニ依テ示サレタ教育ノ根底思想ヲ培ヒ犯人ノ社會的陶冶ニ努メ刑ハ刑ナキヲ期スノ大道ニ邁進シ以テ上御一人ノ皇恩ニ報ユルハ固ヨリ閣下諸先生ノ厚キ御期待ニ背カサランコトヲ御誓ヒシテ僭越ナカラ一同ニ代リ答辭トスル次第デアリマス。

昭和十年一月三十一日

第二十六回刑務官練習所

卒業生總代

川越少年刑務所看守

高橋良雄

最後に伊藤主事の閉式の辭あり、午前十一時五十分閉式した。

尙ほ卒業生の氏名左の如し。

練習生 (○印ハ優等生)

- 市谷 中島末義
- 豊多摩 山本實
- 保坂幸吉
- 小沼修
- 巢鴨(府中) 高杉賢三郎
- 柏木幸雄
- 渡邊酉生
- 千葉 田久保駒作
- 水戸 大洞三千三
- 前橋 山田規一
- 内藤伊三郎
- 京都 長山厚
- 葉賀高士
- 德島 林英雄
- 名古屋 阿部憲三
- 三重 高井志津雄
- 下井英之助
- 廣島 佐々木憲夫

長崎 池田繁雄
福岡 濱地信
〓(小倉支) 竹内哲之輔
熊本 松下新
秋田 木元耕三
釧路(帶廣支) 鈴木則雄
小田原(少年) 京坂源太郎
〓 熱田藤三郎
川越 〓高橋良雄
岡崎 〓川崎繁雄
久留米 後藤信雄
八王子 馬場源吾
新義州 花籠貞男
海州 高橋惣一
清州 緒方新
大邱 〓白石覺
西大門 〓山田末義
平壤 山田一
〓 徐大先
清津 呂仁出
大田 三浦哲夫
大邱 津田次雄

臺北 池光九郎右工門
臺中 菊地金助
臺南 〓下城憲治
新竹(少年) 向井儀作
聽講生
小菅 印南龜吉
宇都宮 田代佐四郎
静岡 小林直次郎
甲府 菊島開三
長野 松尾義雄
大坂 浮田與三郎
奈良 谷口徳太郎
高知 坂本勝喜
岐阜 後藤順次郎
岡山 吉田是壽太
松江 泉千城
鹿兒島 本吉佐平次
宮崎 味坂重雄
沖繩 山口唯仁
青森 渡部義一
網走 坂池享
姫路(少年) 中村市夫

木浦 白川末喜
西大門 横田伍一
大邱 〓青柳義雄
廣島(三次支) 竹井澄子
宮城 大渡リヨ
京都 生野この江
廣島(三次支) 中村コシズ
長崎 有馬シツカ
滿洲國派遣生
奉天高等檢察廳書記官 王長庚
鳳城縣看守所看守長 王長庚
司法部行刑司監獄科屬 瀧雲沛
北滿特別區監獄繙譯官 干敦臨
吉林第二監獄看守長 金兆程
〓 溫希禎
郭玉波

芝居、小説に現れた刑罰

長谷川 伸

本文は戯曲家長谷川伸氏の茶話會に於ける講演を筆記したものである。間違ひがあればすべて筆記者の責任である。

(一)

私共は習慣で、見るもの聞くものをみな商賣の材料にしたがる。成るべく見通しのつく廣い視野に立つて材料を探す。素材はばらばらに世間にちらばつてゐる。私共はその中から一つ一つを拾ひ上げ、それを繼ぎ合せて、一篇の戯曲なり小説なりに仕上げる。長年さうした習慣が身にしみてゐるので、初めから筋の立つた、論理整然とした御話など、私共にはとても出来ない。従つて演題の「戯曲

小説に現れたる刑罰」といつたやうな御話についても、私の御話としては唯素材だけを並べることにならう。話が断片的で、行き當りばつたりで、時としては醜い繼ぎはぎだけが目につく。私の性分でもあるし、商賣のクセでもあるので致し方がない。従つて講演の内容、範圍なども、自分でも限定し難い。断片的な、飛びくゞの御話をみなさんに綜合していただくのである。私は作家であるからいつも結論を先に書く。人物の現れを書くのである。何故かやうな人物が出来たとい

ふ徑路については考へない。だから御話は唐突で、脈絡がない。さぞ御聞き苦しいこともあらうと思ふが、御諒承を願ひたい。
私共が戯曲、小説を讀んだり書いたり又芝居を見たりしていつも感ずることは犯人をつかまへる役目のいはゆる「捕手」、——最近大衆文學や映畫などで「捕物」といふのがよく取扱はれるが、そこにはこの「捕手」が出て来る——、この「捕手」なるものが、どうもいゝ役廻りでない。大てい映えない運命に躍らされてゐるやうである。芝居でトンボ返りをする役で、一向に引き立たない。芝居の方ではこれをトツタリといつてゐるが、それは「捕らへたり」といふことである。「臺灣二巴」といふ芝居がある。例の石川五右衛門の芝居であるが、最後の藤森のくだりで、五右衛門が捕へられて引つ立てられて来る。ところでその五右衛門の顔形たるやいかにも仰々しいものであるに引きかへ、繩尻を取つてゐる捕手

の方は、まことに貧弱な服装をしてゐる。この時五右衛門の子の五郎一も捕へられて五右衛門の前に行く。花道の七三あたりへ来て、五郎一が、石に躓いて倒れる。親の五右衛門が、はッとして一歩前へ踏み出す。と、どうだらう。五右衛門の繩尻を取つてゐた捕手が、そのはずみでトンボ返りを打つ。五郎一の上を一つと、五右衛門の前を一つと、二つのトンボ返りを打つのである。大泥棒はかツと眼をむいて、傍若無人の様子であるのに、捕手の役目は、氣の毒なほど惨めである。これは勿論、主人公であり、大泥棒である五右衛門を引つ立てるためであり、それがお芝居の約束であるが、捕手はいかにも損な役廻りになつてゐる。さてこの五右衛門であるが、普通に傳へられてゐるところによると、太閤様の寢所へ忍び込んで千鳥の香爐を盗んだとか何とかいふことになつてゐる。五右衛門の概念はこの點がクライマックスになつてゐる興味をひくのであるが、しかし又別

な書物によると、石川五右衛門ではなくて、一つ少ない石川四右衛門といふもので、しかも上方ではなくて、會津若松の人間、蒲生氏の盛んな頃の大泥棒であるといふ。そしてその四右衛門も釜煎りの刑に處せられた、と誠にやかに書いてあるが、當時の若松邊では相當苛酷な刑を行つたやうであるから、釜煎り位やつたかもしれぬ。何かの博覽會に、若松で四右衛門を釜煎りにしたといふ大きな釜が出品されてあつたが、事實かどうか知らぬが、そんな傳説はあるらしい。しかしその石川四右衛門の方がかりに事實であるとしても、私共の商賣としてはやはり太閤様の千鳥の香爐を狙つたといふ傳説の石川五右衛門の方へ眼を向ける。この方が小説、芝居の材料になる。その方が派手で、人の目につきやすい。中央から遠くはなれた、東北の一邊隅に起つた泥棒事件では、とんと榮えない。これはよく議論になることだが、史實と作品とは元來かけはなれる傾向にある。史實は史

實として獨立し、作品は作品として獨立性を有つてゐる。史實と作品とをよく混合して考へる人があるが、私共は商賣上兩者の區別はよく分る。同じ人物でも、史實と作品とでは取扱方がちがつてゐる。時としては全く反對な性格の人物として扱はれて来る。例へば源平時代の平山武者所の侍の如きは、芝居の上ではまことに擯斥さるべき品性の持主のやうになつてゐて、「御前は平山の武者所のやうだ」といへば、相手を輕蔑する意味になる。ところで史實の方ではどうかといふと、源氏が亡びても尙、八王子に近いあたりに孤壘を守つて、最後まで惡戰苦闘したといふ極めて硬骨の武士であつた。それが芝居ではまるで變つた人間になつてゐる。本人には御氣の毒だが、作者の都合でそんな風になる。尤も作者とても人物を惡く書きかへてばかりもゐない。作者の筆で、つまらぬ男が飛んでもない人氣者になることもある。例へば例の鼠小僧である。鼠小僧といふ泥棒は、どん

な男で、何時何處へ忍び込んで、何處へ逃げたか、といふ足取りまでチャンと分つてゐるが、決して義賊なんていふべきものではない。至つて意志薄弱な、女に對して節操のない、逆境と戦ふことの出來ずに、ずる／＼と犯罪へ落ちて行く、といつた極くありふれた市井の小無頼漢にすぎない。それが幾人かの作者の手にかゝつて、改造され變造され、芝居に上せられて、とう／＼あんな人氣男となつてしまつた。今日回向院にある墓石には香花が絶えないといふし、方々から寄進もある。近所の子供に訊いても、鼠小僧の墓といへばすぐ分る、飛んでもない話で、飄箆から駒が出た、とでもいふべきものだらう。又法界坊なんていふのも、あれは立派な名僧だつたのであるが、破戒無慚の惡僧に書き代へられてしまつた。作者といふものも罪の深いものである。

(二)

芝居の捕物にもずい分變つたものがあ

る。丸本の「平假名盛衰記」に逆櫓の松の條がある。木曾義仲の部將樋口次郎が船頭松右衛門となつて、世を詐き、人目をくらましてゐる。だが、つひに素性が知れて捕物となる。その捕手に出るのが獵師だから變つてゐる。昔の人は舞臺を見るに繪心で見だし、又見させやうとする時代であつたから、捕手に普通の人民を使はずに獵師をつかつた。舞臺を繪畫的の美しさで強調しやうといふわけである。赤い花模様の衣裳をきて出て来る「花四天」などいふのもやはりその傳で一緒に華やかな振事になつたりするところが御芝居である。捕手でも途方もなく變化があるのはやはり古典歌舞伎劇で、例の「太閤記」で秀吉の久吉が變裝して光秀を捕へやうとする。加藤虎之助が軍兵を率ゐて、ひとしく光秀を捕へやうと遠巻きにひかへる。光秀は物見の松によぢのぼつて寄手を見迎へる、といふ場面だが、この時の捕手といふのが黄色に白筋の入つたドテラを着て頗る異様な風態

である。それもいとも無造作に捕へられる筈なのに、なか／＼捕へない。久吉と光秀の掛け合ははじまる。山崎ではかやう／＼な戦法で、といふやうなことを御互に前觸れする。虎之助までが、その時はかやう／＼な働きのするぞ、などと、果ては唐、朝鮮の虎退治のことまで豫告する、といつた風に一方からいへば荒唐無稽極まるものだが、一方では可なり史實にも拘泥してゐる。不思議に歌舞伎劇は、史實からはなれつゝも、同時に妙にそれに拘泥するところがある。

(三)

芝居の捕物も後世になるとズツと寫實的となる。歌舞伎劇の捕物は、見た目に面白く、花やかに、といふことになつてゐるが、實際の捕物になるとそんな呑氣なものではない。後世の捕物は、實際に近くなるのである。例へば古川黙阿彌——世間的には河竹默阿彌——の「慶安太平記」で、例の丸橋忠彌の捕物などは可

なり寫實的である。忠彌は田代、奥村といふ兩人の訴人によつて浪宅で捕手に踏込まれるのであるが、本人は名代の鎗の名人、そこで梯子攻め、棒攻といふ手を用ゐる。見物はその光景にハラ／＼とするのであるが、事實、昔は少し手強い犯人には、この手を用ゐたものである。大勢で幾つもの梯子を前後左右に立て、又横に押してつて、相手を押つぶせてしまふのである。元祿年間に佐野次郎左衛門が八橋を斬つて吉原を騒がせた時も、この梯子攻めで捕へた。又舞臺の上の演技といふものは、少し氣をつけて見ると、なか／＼細い用意があるものである。忠彌の捕物の場合、その立廻りの際に、忠彌が後に磔刑に處せらるゝといふ豫告——とまでではないが、その暗示を見せてゐる。これを「はりつけの見え」といふ。かやうに昔の芝居は、形を見てその人間の運命の結果を判じさせる手法を用ゐたものである。ひとしく黙阿彌作の「三人吉三」といふ狂言があるが、こゝ

では人生で一番悲しい運命の兄と妹とが知らずして不倫の戀に落ちる。尤も芝居に對する取締が嚴重なため、あまり露骨には現はしてないが、とにかくさうした運命の二人が、二人の兄の和尚吉三の手にかゝつて死ぬ。その「殺し場」で、二人が水杯をするとき、互に犬の思入れで這ひよつて水を飲む場面がある。芝居の方ではこれを「犬の見え」といつてゐるが、これなども二人の不倫な關係と運命とを犬の形で暗示してゐるのである。さて話はそれだが、忠彌の捕物は、記録で見ると相當はげしかつたらしい。一番に立向つたのが八丁堀の馬籠彌五右衛門、これは組付くかと思ふと、三間ばかり投げ飛ばされて即死した。二番手の眞嶋忠藏もやられた。三番目も又やられるといふわけで、大きに手古摺つた。しかし目潰しをくらはして大せいでやつと押へた。當時は殺伐の餘風が尙ほ盛んだつたので、捕物も可なり獎勵したものらしい。死負傷者はみなそれ／＼の論功行賞にあ

づかつてゐる。しかし一寸した傷をうけても賞を貰ふのは怪しからん、といふやうな議論が出て、しまひには賞を出さぬことにしたらしいのである。そのせいでもあるまいが、後には捕手もひどく弱いものになつた。

(四)

幕末に青木彌太郎といふ泥棒がゐた。泥棒といつても、維新のごたすたに隨所に現れた例の侍の泥棒で、いはゆる黒頭巾である。元は幕府の役人をしてゐたが才氣のある男で、武田伊織と變名し、筑波山の殘黨だと稱して世間を荒したものである。この青木は明治の末年まで生きてゐて、「懺悔録」といふ談話筆記を残してゐる。その中で青木は次のやうなことをいつてゐる。青木が捕手に踏ん込まれたときは、丁度家に布團を敷いて寝てゐたが、岡ツ引が二十人許りドヤ／＼と入つて来て、布團の上へあがつた。青木は身動きが出来ないので「何をするかッ—

と一喝したが答がないので、素早く短刀を引き抜いた。するとその二十人ばかりの捕手は一せいに逃げ出してしまつたといふのである。青木はこれに註釋を加へて、これは逃げるのが當然である。何も自分が豪傑だからといふわけではない。岡ツ引といふものは双物さへ抜いて見せればみな逃げ出すにきまつたものである、といふやうなことをいつてゐる。その時分の町奉行所の役人で、捕方に向ふのは與力、同心、岡ツ引であるが、與力は騎馬で、指揮はするが直接手を下さない。第一線に立ち向ふのは普通、同心の手先である岡ツ引であるが、これは町方の犯罪者だけのこと、旗本などを捕へる場合には同心が立ち向ふのである。ところがその同心にとつて、一番恐いのはこの双物である。同心でも岡ツ引でも同じことだが、犯人から双物をいかにして取り上げるか、といふことがかれ等の第一の問題だつたのである。その點になると昔も今も變りはあるまいが、青木の

双物を見て、二十人がみな逃げ出した、とは、事實とすれば幕末の警察もへんなものだつた。幕末の警察力が非常に弛んだことは、それは事實であらう。

(五)

そんなわけで、捕物は入浴の際にやるか、飲食してゐる際にやるかど一番安全だ、といふことに昔からなつてゐるらしい。風呂へ入つてゐる際なら、双物も持つてゐるからうし、第一身體が温まつてぬく／＼ととてもいゝ氣持になつてゐてツケ込むには持つて来いである。源義朝なども湯の中で殺されてゐるし、俗説だが、例の幡隨院長兵衛も、風呂場で水野の一味にやられたといふことになつてゐる。宮本武藏も御湯に入つてゐる中に殺られたといふ。そんな例はまだ外にもいくらかあらう。相手の飲食の時を狙ふのも同様である。或人の話に、空腹の時に、食にありついてがつ／＼掻き込むときの顔付きは、殺人をやるときの顔付き

と同じだといふ。どつちも眞剣なものには相違ないから或はそんなものかもしれない。私は戯曲、小説で殺人の場面を書くときに、どうも未だかつて人を殺すときの顔といふものを見たことがないから友人か何かで、食ひ意地の張つたのが、がつ／＼貪り食ふときの顔付きを見て、はゝアこれだな、と思ひながら、それをモデルにその氣分を出すことにしてゐる。人間腹が空いて来ると、それ程に食ふことばかりを考へる。他のことへは氣がゆかない。そこに油斷が出来る。捕方としては打つてつけの狙ひどころである。

(六)

要するに油斷を狙ふのである。岡本綺堂氏に「半七捕物帳」といふ探偵物語がある。江戸時代の捕物を書いたもので、勿論小説であるが、非常によく書けてゐる。捕物の経緯、刑の適用等は勿論、時代の風俗、生活等も如實に描き出されて

みる。その「半七捕物帳」に「湯屋の二階」といふのがある。岡本氏が自身に脚色して舞臺に上せ、菊五郎が演つたことがあるが、岡ツ引が青侍とすれ違ひざまに、素早くその大小を抜き取り、途端に組みついて行く、といふ場面がある。犠牲を出さずに捕へるといふその時代のやり方であると思ふ。層屋に扮装して縁の下に這ひ込み、相手の油断を見すまして刀をかくす。それを合圖にバラ／＼と大ぜいが飛び込んで捕へる、なんていふのもある。とにかく同心が一番こはいのは刀であるから、岡ツ引をつかつて刀を取らせる、といふことをやつた。忠彌の時のやうに眞向ふから立ち向ふのから見ると、捕物が上手になつたともいへるし、弱くなつたともいへる。だがこの昔の岡引といふものには、随分へんなものが多かつたらしい。青木は與力、同心、岡ツ引なんて、人間の屑である、といつてゐる。勿論これは青木の立場からいふことで、大に割引して聞かねばならない。與

力は立派な侍であり、同心も八丁堀の旦那といふやつで、相當巾の利いたものだが、この岡ツ引には實際ひどい奴がゐたらしい。仲間を賣る位は何とも思つてゐない。ひどいのは、農閑期に江戸に働きに出て来る人、——これを「掠鳥」と呼んでゐたが、それをタネに悪いことをする。掠鳥の川柳などずい分澤山ある。世事談など見ても、さういつたタチの悪い岡ツ引がいくつも書かれてゐる。青木のいふところによると、捕物には「高臺物」を一つ二つ擧げないと、肩身が狭かつたもんだといふ。「高臺物」といふのは「はりつけ」「獄門」「火あぶり」のこの三つの刑の何れか一つに處せらるゝ犯罪である。「高臺物」をあげると年末に賞與が出る。與力が白銀五枚で、同心が三枚、であつたが、とにかく「高臺物」一つはあげないと、估券にさはるとされたものだといふ。岡ツ引は相當悪いこともしたらしいが、しかし「半七捕物帳」の半七は立派な人間になつてゐる。名探偵で、

コナン・ドイルのシャーロックホームズといつたところである。結局作家の見方、どうにでもなる。岡ツ引ばかりではない、劍客とか俠客とかいつたものでもさうである。島田虎之助といへば幕末で有名な劍客中里介山氏の「大菩薩峠」にも出て来るが、これも江州膳所の方の傳記を見ると、クソ味噌にこき下してゐる。清水次郎長の傳記には、相手の黒駒の勝藏は、とても下劣な人間に現はされてゐるが、甲州の或人が某作家に勝藏の傳記を書かした、それで見ると、勝藏は見ちがへるやうな人格高潔の人間になつてゐる。中村星湖氏の御母さんは、何でも少時勝藏を多少知つてゐるのださうだが、新聞に出て来るその勝藏の傳記を讀ませて、長いこと聞いてゐるが、最後に嘆息して「勝藏つてこれ程の人間でもなかつたよ」と言はれたさうである。先づそんなもので同じ人間でも、いろ／＼に言はれる。

小説にはないが、水戸の勤王騒動に出て来る矢田部運八、この人はあまり有名ではないが相當えらものだつたらしい。この矢田部が東海道の大井川だつたか、阿部川だつたかで、捕られたときの光景はとても凄惨なものだつたらしい。當時水戸には藤田東湖派と結城寅壽派の二派が互に軋轢してゐた。一方が擡頭すれば一方が屏息するといふ有様だつた。矢田部は藤田派で、水戸の支藩である讃岐の高松藩へ、砲臺見物に行くと稱して小石川の水戸邸を脱出し、東海道へかゝつた。が、追手の水戸藩士のために捕へられた。土地の岡ツ引をつかつて、例の梯子取りで、遠巻きに、河原へ追ひ込み、梯子を投げ／＼近寄つていつて、とう／＼大ぜいで取つちめてしまつたのである。書いたものも残つてゐるが、とても凄かつたものらしい。同じく水戸に眞田半之助といふ人物がゐた。千葉周作の道場の頭をしてゐた劍客で、例の筑波山入り企てたが、井上河内守の一手と衝突

して入山出来ず、江戸へ歸つて一時深川邊へ潜伏してゐた。ところが、當時江戸市中を警備してゐた新徴組に勘付かれ、寢所へ踏ん込まれた。さすが猛者揃ひの新徴組の隊士でも、これを捕へることが出来ずにとろ／＼殺してしまつた、といふことで、これは私が半之助の弟から直接に聞いた話であるが、これ又とても凄惨なものだつたらしい。半之助はある旗本家敷にかくれてゐたのであるが、何でも今の時間にして午前二時頃、新徴組の隊士が長柄の鎗をかい込んで、十人は表門二十人は裏門に廻つて、家敷を取りまいた。「ちと訊きたいことがある」とて、案内知つたか、表門の十人がづか／＼と家の中へ押し入つて、鎗をかまへた。部屋は八疊と六疊、廊下がついてゐる。半之助は八疊の間に寝てゐる。次の間に寝てゐた半之助の弟子が、つとはね起きて、八疊の間の襖の所へ行き、師を護衛する形をとる。新徴組は一切問答しない。イキナリ鎗先でその弟子を突き殺す。途端

に半之助はカラカミを細めに開けて一寸顔をのぞかせたが、すぐ引つ込み、別のカラカミを開けて、廊下にズラリと立ち並んでゐる隊士たちをくつと睨みつけた。双方睨み合ひする。かうした場合、先きに突込んで行くは六ヶしいものだといふ。すると、隊士の一人が、襖越しに鎗を突きさした。二間柄の鎗だつたといふ。それが半之助に鋭いショックを與へ、猛然として闘志を起した。闘志が相手の身體に現れたと見ると、隊士たちは一時に打つてかゝつた。隊士の方でも四人程薄手を負つたが、半之助は重傷、今はこれまでとかれは身を屈しつゝ、自分で自分の腹に刀を突き立てた、といふのである。凄惨ながらも人の話だから面白い。自分でやつて見る、では御免を蒙る。私は長年芝居に關係してゐて、今でも芝居のことに一番力を注いでゐるが、捕物に限らず、いはゆるカンといふものゝ靈妙さを現してゐるものゝあるのに一驚を吃することがある。捕物だつて結局は

カンである。少くも日本の捕物はさうである。そこに行くくと西洋の捕物は迂餘曲折が多い。いはゆる科學的でもある。日本だつて近頃はさうであらう。幕末の興力で佐久間彌太郎といふ人の書いた捕物小説があるが、なか／＼面白い。カンのいふことをいへば、丸本の「増補兜軍記」例の阿古屋の琴責めであるが、岩永左衛門といふ意地悪るの赤面と、高山重忠といふ、思ひやりの深い立派な人物、この二人で阿古屋を取調べる。一は嚴、一は寛、岩永はどうぞして阿古屋を罪におとさうとする。高山は何とかして無罪にしやうとするのだが、琴をひかせて、その音色で、無罪と判決した、といふのが幕切れとなつてゐる。琴の音色で相手の心理を知つた、といふのはいかにもカシイ。樂器に對する鋭敏な感受性で人間の作らぬ感情を看破する、といふその機敏を捕へてゐる點に私は感心してゐる。江戸時代の末期に近い頃に原武太夫といふ侍がゐた。立派な地位のものだが

時の風俗で三味線が馬鹿にうまい。ある日のこと、品川の茶屋で三味線をひいてゐると、常とは變つた音色が出た。武太夫は、今に海瀟が来るぞ、といつて、一座のものを促して、早々に歸つてしまつた。果して間もなく、大海瀟がやつて来た、といふ話も傳つてゐる。又これは人に聞いた話であるが、現在東京に住んでゐるある檢校、失明して琴の師匠をしてゐたが、この人が、大正十年か十一年頃ふと自分の弾く琴の音にある不思議な音色を感じた。へんだわい、と思つて、山ノ手へ行つたり、下町へ行つたり、場所をかへて弾いて見るが、やはり音色がちがつてゐる。これはどうも不思議だ、近中にか何か天變地妖がありはしないかなとも考へ、又人にも話したが、以前にそんな經驗もないので、人々は何とも判じかねてゐた。その後京都へ行つて、弾いて見るが、どうも本當でない。そこで今度は奈良へ行つた。こゝでは音色が大分澄んでゐるので、奈良に定住することに

した。すると、間もなく大正十二年の大震災である。琴の音色で相手の感情を見抜くのもえらいが地震の一、二年前に、琴の音に現れたその前觸を感知したといふものもえらいものだと思ふ。この人には又こんな話もある。かつて若松若太夫と一緒に山陰道方面を旅行して、長い鐵橋の上にかゝつた。すると檢校は出し抜けに「若松さん、竹やぶがあらますね」といつた。若松氏は何のことやら判らず、「いや汽車は鐵橋の上を通つてゐるのですよ、竹やぶなどありませんよ」と答へた。だが、かれは鐵橋を渡り終ると果して、近所に一叢の竹やぶを發見した。轟々たる汽車の轢音の中で、竹の葉のさゝやきを聞き分けたとは、この檢校の耳は神業といふより外はない。又この檢校が奈良にゐるとき、月夜の晩に手ぶらで散歩に出た。一人の門人が尺八を吹きながらついて来る。盲目ではあるが月夜の音色はよく判る。家並のまばらな所へ來て門人は少し後れて、尺八を吹きながら後

をついて行くと、師匠の檢校は何と思つたかぢつと立止つてしまつた。門人が尺八をやめて「何うしました？」と訊くと「お前何も感じないか」といふ。「いえ、別に」、「も一度尺八を吹いて御覽」で、門人が尺八を吹くと、「そ、それが殺氣ですよ」といつた。全く「それ」である。この「それ」がつかまへられれば、人間至藝に達する。「それ」をつかまへるために人間仕業に苦勞するのである。も一つある。利根川の下利根の方に、鹿島流の方で有名な篠塚といふ劍客があつた。弟子に惣入つあんと呼ばれた人があつたが、武術に熱心な人だけに師匠の腕前を試して見やうとも思つたのか或夜師匠が他所から歸つて來るのを土手に待ち伏せしてゐた。やり過しておいて、ヤツと聲をかけ、鎗を突き出した。途端に鎗をかい込まれ、ケラ首を切られてしまつた。翌朝になつて、師匠は何喰はぬ顔して惣入つあんのところへやつて來て、懐から包紙を出した。あけて見ると鎗のケラ首で

あつた。これを見た惣入つあんは穴にも入りたい心持がした。そこで惣入つあんは師匠に訊いた。私は用意に用意して、先生の來られるのを待ちかまへて、鎗を突き出したのです。先生は、私の來るのが分つて鎗を押へられたのか、又來たから突壁に押へられたのか、何つちですか。つまり、敵の近寄るのを豫知してかかつたのか何うかといふわけである。篠塚氏は「第一に聞えたのは衣ずれの音である」と答へたさうである。可なり間隔をおいて後に近寄つて來るのを、早くも衣ずれの音で知つたといふのはやはりカンである。耳の感應もこれ位鋭くなればしめたものである。俗に第六感などいふが、それはカンであらう。探偵とか捕物とかにはこのカンが必要である。ピンと來るといふやつである。さうしたことは、小説、戯曲にもずい分現れてゐる。大岡裁きなんていふのも小説だが、やはりカンドころを押へてゐる。こんな御話をうか／＼やつてゐればキリがない

が、與へられた題目とはかけはなれてしまつて恐縮である。今日はこれ位にしておきます。





讀者の頁

◎偶感

横濱 鈴木一郎

去る六十七議會の貴族院本會議において、美濃部、岩田兩博士に依つて論難された人權蹂躪問題は、小原法相によつて「針小棒大なり」と一蹴されたが、裁判所に關することについては暫くおき、刑務所に係ることについて見るも、法相の言が如何に至當であるかは、少くともその實狀を知る者の均しく容認するところであらう。曰く「革手錠による不當な自由剝奪」曰く「堪へられない南京蟲の生存」等は、刑務所の實際を知らない者に始めて始めていひ得ることである。

それにしても、かゝる問題を聞くに方り、われ／＼のしみ／＼と感ぜられることは、世の中の人々が餘りに刑務所を理解せざることである。實に被告人の取扱についてのみではない。受刑者の處遇については更に甚しいものがある。

現代の行刑が奈邊を歩みつゝあるか、即ち今の行刑が如何に變遷しつゝあるかについて、眞の理解を持つ者が、社會人に幾何あるであらう。刑務所——監獄は囚人を苦しめる恐ろしい、この世の地獄としか考へてゐない。刑務所において、犯人は益々その悪性を發揮して出所の時は、全く社會と相容れない人間と化してゐるものゝ如く考へてゐるのではないかとさへ思はれる。さればこそ「前科者」の一語に慄然として嫌惡するのであるがこれが結局、社會が再び犯人を製造する有力な原因であることを知らないのである。われ／＼は社會の人々が餘り無理解の爲め、折角の努力もその甲斐がないとして、自らを棄つべきではあるまい。否むしろ、それに抗して益々自らの職責に

邁進せねばならぬであらう。しかし乍ら教育刑の本義を貫徹し、釋放者保護の完璧を期せんとするには、社會一般の人々に現代行刑のなんたるかを、はつきり認識せしめる必要を痛感せざるを得ない。行刑の社會化こそ現下の急務である。

◎累進處遇に對し 物的戒護の適否

千葉 T・K 生

應報的行刑は全く其の姿を失ひたるが如く、改善主義の高唱さるゝは世界的否人類の道徳上當然の過程なりと思ふのである。古來行刑に關する書を繙く時其處に幾多の慘酷性を負ひたる行刑に人類として奇異の眼を開かざるを得ない。遠き歴史を繙く時弱肉強食の亂闘時代に於て我慾の然しむる所に原因するもの多く彼等の私利私慾秘密確保の爲慘虐性多く社會國家の爲人類道徳の爲改善的保護的行刑ではなくして唯應報的のみの體刑であつたのである。時代の推移世の文化に

伴ふて當局者及學者間の改善指導の聲高く、遂に累進處遇令の施行さへ見るに至つたのである。此の難關を突破し斷乎として施行されし當局者の心勞感謝せざるを得ない。ハンツェルガーの言葉に「行刑は人と人との關係なり」との言葉を正木書記官に依つて發表された。此の一句こそ我々刑務官として、直接戒護者として、實に適切なる格言なりと思ふ。現代及將來の行刑に於て最も適切なる言葉であらう。此の一言こそ現代行刑の生命でなくて何んであらう。此の一言こそよく翫味して行刑に當り、人的戒護の實施により、始めて期待する所の累進處遇の効績も發揮する事を得るものと思ふ。物的戒護の重視されしは遠く去り自治の精神を要求すると共に助長すべき今日物的戒護も益々其の姿の退却せざるを得ない。自治の精神に乏しくして何んで社會生活に適し得やう。累進處遇令第一條に「本令ハ受刑者ノ改善ヲ促シ其ノ發奮努力ノ程度ニ隨ヒテ漸次處遇ヲ緩和シ社會生活ニ適應セシムルヲ以テ其ノ目的トス」と

それが眞の全精神であらう。茲に人的戒護の重要性が要求さるゝのである。之と同時に物的戒護の廢棄の止得ざるに至るのである。正木書記官曰く、片手にお菓子を持ち片手に劍をかざして與へんとする菓子は犬も喰はない、と。誠に然りであらう。此の一語もハンツェルガーの言葉と共に刑務官に對囚人に於ける最も適切なる言葉であらう。物的戒護の嚴重は役人對囚人の反目偽善にして、眞の精神を知る事を得ない人の行刑に非ずして、規律の爲の行刑である。悦服に非ずして屈服の状態に陥るのである。かゝる行刑にては到底其の眞價を發揮する事は困難である。茲に我々は高き壁屏を便りとせず、銃劍戒具を力にせず、人道的思想の下に作業官も戒護官も刑務職員一同が教育者となり又戒護者となり、そして物的戒護の廢棄と共に人的戒護に推移し累進處遇令の實績を擧げんが爲に努力を惜しまないものである。

何處までも行刑は人と人との關係をモットーとして與へられた責務使命の完ふに努むべきである。

◎教養簿を前に
名古屋 梅村春汀

歳末の夜。書冊整理をしながら不圖手に執つた常時教養簿。それは當刑務所に於て現河邊所長殿御着任と同時に創始せられた(昭和八年四月開始)看守に對する智徳涵養を主眼として、毎整列點檢時を利用して寸鐵的に行刑上の智識修養を社會問題其の他一般常識等を訓授教養せられることゝなつて其の講義を摘記した控帳簿である。それが今整理しながら手に執れば本年度分だけで約二百頁の書冊となつてゐる。吾々が過去一年間に於ける修練の歩みの跡、其を振り返つて見るもあながち無駄な事ではあるまいと其の整理の結果を左に略記して見ようと思ふ其の内容は修養訓三十一件社會問題十五件行刑上の諸問題の内戒護に關する件百二十四件行刑衛生に關する件 十九件 其の他の法律問題三十件其の他二十九件

計二百四十八件。一月六日戒護主任殿の新年に處する覺悟と題して職員一般の緊張精進と遇囚の要諦を述べられた訓示を第一聲として十二月二十九日同じく戒護主任殿の年末の辭によつて局を結ぶまで回を重ねること二四八回(教養簿上の回数はこれだけであるが實際に於ては同一の教養が整列の都合上、早出、一般昇廳時出勤、宿明けの三回に互つて行はれるのであるから實質上の回数は其の三倍に上る)従つて教養時間の總延長は一回十分平均として七四四回百二十四時間となる。一ヶ年を通じての時間は決して多量とは云へないが、日夜激務の中の貴重なる時間を割き、時に休養時間を割愛し繁務を犠牲にして、教養を擔任せられる講師の方々も之を聽講する人々も一方ならぬ努力を拂はれた事であつた。其の成績は事が精神上的の事業であるが故に之を確實なる計數を以て示すことは出来ないが一般職員間の情操智徳がこの制施行前と現在とを比較するとき、著しく向上陶冶せられたる跡を認める事が出来其の効の

空しからざるを察知することが出来る。行刑の教化作用が是認せられて其の執行が教化を重位とせられる近時の行刑に於ては其の教導の先頭に立つべき看守の教養が何を置いても要請せらるべきである。殊に果進處遇令の實施に伴ひ之が運用に携はる行刑の成績の適否に甚大な關係を及ぼす事を思へば尙一層之が必要を促されるのである。

刑務官の教養高き人格によつて受刑者を指導し薫化し改善すること、其れが教育刑の目的を達成する方途であることを再思すれば、吾々は努めて自己を磨き自己を充實して彼等の師表たるべき人格を養はねばならぬのである。斯くの如き要求を洞察せられ萬障を排して常時教養の制を設けられ、ともすれば固定化せらうとする吾々の智識の啓發と情操の陶冶を企圖せられた現河邊所長殿の御方針に就て萬腔の感謝を表すると共に、吾々は此種教養機關をより以上充實して、獨り所内の上官を教師と仰ぐのみでなく、更に一

般社會より有識者を聘して講演或は講義を聽く的機會を與へられて、對社會的認識を強むるところあらば社會教化指導の吾々の職務上利する處多大であらうと思惟して其の實現を要望するものである。自己を磨きつゝ收容者を徳化してゆくところに吾々新時代の刑務官の矜持があり希望がある。其の意味に於て劇務を割いて教へ、或は之を受くる犠牲は、一面尊く楽しい鍛練の鐵床である事を思ひ、熱誠を以て日々の教養課目を研鑽服膺せん事を期せねばならない。新春常時教養簿の書冊は新たにせられた。この新しい書冊が一頁々々新らしき智識宏遠なる修養談に埋められてゆき其と共に自己が充實せられてゆくことの樂しきを思ひつゝ、本年度教養開始の日を待つものである。一〇、一、二夜

◎叱るな導け

高知野村生

監獄は狹隘なる一角に多數人を拘禁する、所謂社會の縮圖のやうな小社會であ

る。就中監獄は團體處遇を原則としてゐるが故に、其の當然の結果として、日々の生活に種々なる現象の起ることは止むを得ないことである。曰く逃走を圖る者曰く自殺を企つる者、曰く抗爭喧嘩する者、曰く疾病の流行等々、數へあぐれば殆ど枚擧に遑がない。

茲に於てか、如斯現象を未然に防止し善處することは隔離作用を目的とし、囚人を合法的社會的生活に馴致せしめようとする、監獄の重大なる責務たるは論を俟たざる處にして、正木先生の概論に於て既に吾人に教示されてゐる事なれば、諸賢既存の事と思はれる。

如上の外些少なる反則行爲は種々の形態となり、言語動作となつて、次から次へと吾人の眼前に展開する。斯様な場合刑務官が愛と憐憫の情を以て彼等に接する者、そも幾人かある。おそらく十人中九人迄が、先づ叱つて於て然る後どう云ふ譯で、と其の原因を取調るのが普通ではあるまいか、之が遠因となり度を重ねるに従つて、あたら囚人の反感を招き官吏の疎忽を暴露し威信を失墜し、遂に

彼等をして自暴自棄に陥らしめ、怠惰を培ひ矯正感化の途を蔽ふの例は乏しくない、かるが故に私は茲に一論をなさざるを得ないのである。

抑も受刑者は、均しく受刑者たる前の人である事は否む譯に行かない。元來人間が中正の途を歩むことは、極めて困難なるが故に、人生の行路に於て、一度は誰しも危険なる傾斜路に立つ場合のある事も、又否定出来ないだらう、唯此の場合に還元力の強弱によつて、一は顛覆し一は元の正姿に立還るに過ぎないのである。そこで善人と云ひ悪人と云ふも、實は紙一枚の差に過ぎないから、官吏たるが故に善人であり、受刑者なるが故に悪人とは定つてゐない譯である。勿論之に對しては皮相の見解なりと云ふ御人もあるだらう、乍併善を以て悪を矯む官吏の社會的信用と職權を利用した、悪性の事件が頻發し、殊に綱紀を擴張し肅正を圖り、以て社會の安寧秩序の維持に當る警官にして、刑辟に觸れ爲に警官の綱紀問題が論ぜらるゝ昨今の實例に見るも紙一枚の差たる、明々白々の事で、吾人は此

の問題を他山の石として眺めてゐる譯に行かない。されば人は一旦罪に問はれたとて終生の悪人と限つたものでなく、中には受刑中に於て、普通人以上獄内にて努力し、名譽回復に孜々として勵んでゐる者もある、彼様な囚人にありてはマネーと月給鳥の如き啼聲を出して、朝から晩まで金の事ばかり屈托して、富の前には何の權威もなく、名譽もなく、乞食のやうを根性を出して、狡猾なる輩と組んで、いかゞはしき行爲を取つて天地に恥ざる役人に比すれば、人たるの道を踏める點に於て、月鼈雲泥の差ありと云ふも、敢て過言ではあるまい。私は思ふ刑務官は先づ、受刑者は悪人なりとの先入主、此の邪念を去り心を虚くし右手に斬魔の劍を持し、左手に教化の聖訓を把し、破邪顯正何れも途を迷ひし生靈なるを思ひ、叱らず導かなければならぬ事を。即ち刑務官たる吾人の見解は、最後の一人たりとも假借しないと云ふ、權威者でなく、只の一人たりとも自己に包容せねば止まない教育者たるに於ておや。

◎滿洲監獄風景

滿洲國 新刀 悠

昭和九年の末頃日本を離れて遙々と新
興滿洲國に赴任した刑務官は總數八十八
名、總て人生意氣に感んずと云つた連中
で正に東洋行刑界の偉業を一手に引受け
たと云はんばかりの猛者ばかりであつ
た。一箇月間の講習は新京監獄の一部の
急造バラックで行なはれ、東京の練習所
の様に猛烈に學課で追いたてられた。吾
々は講習所で屢々聽かされたことは、滿
洲國に於ては、囚人の教育よりも滿入官
吏の教育が最も焦眉の先決問題であると
云ふことであつた。そして任地に着いて
から監獄を視察しても、その言葉は誠に
尤もなことであると知つたのであつた。
と云ふのは滿入官吏は日本官吏より何事
に就いても所謂漫々的で悠々と追らぬ態
度を取つてゐる。吾々が内地に居たら
冷汗ばかりかく様なことが彼等に依つて
平氣で行はれてゐる。或意味で云へば官

吏が囚人を信頼してゐるとも云へる。官
吏も囚人も一身同體、宛も兄弟の様
が良い。悪く云へば忸れ過ぎてゐるとも
云へる。官吏を教養、指導することが切
實な問題となる所以は之である。だが滿
洲國の受刑者は幸福である。人としての
價値が認められてゐる。例へ諸設備が不
完全であらうとも、之で充分満足してゐ
るらしい。又滿洲の受刑者は社會へ出て
からも戸籍が決して汚れぬと云はれてゐ
る。故に前科者と云ふ肩身の狭い小國的
な悲哀な思ひもせずに暮すことが出来
る。創業時代の滿洲國行刑の悲しさには
作業が振はない。一部の監獄には相當可
能性もあるも、一般に甚だ貧弱である。従
つて囚人の徒爲徒食してゐるのが何處に
行つても見出される。哀れむべき顔、疲
れ切つた顔は無聊のための遺瀾なさから
であらうが、概かほしい現象である。此處
に於てクローネの云つた「國家の費用で
更に犯罪人を作る」と云ふ名言を痛切に
思ひ起すのである。何もせずに數名、數
十名の者が、五年も十年も同一居房に居

ることが出来ようか。作業もなく従つて
希望もなく慢然と月日を送つてゐる彼等
の姿を見ると友邦國の行刑の遅々として
進まぬのが全く同情に堪えない。監房の
中では朝も晝も夜も區別なしに眠つてゐ
る。偶に起きてゐる者は雜話、賭博又は
夢遊病者の様に忙然としてゐる。風呂の
設備、便所の設備、衣類、布團、教化、
慰安等の設備が總て未完成の儘に保留さ
れてあつて、吾々が見れば啞然とするこ
とが多い。而も彼等受刑者が喧嘩はし
ないことが不思議である。之は滿入官吏
の處遇よろしきを得てゐることに基因す
ると思ふ。現在の滿洲國は監獄改良の道
程にある。此國が日本と同じレベルに到
する日は何年後であらう。一國の監獄制
度を見れば其の社會の文化程度が知り得
ると云はれる位であるから、先づ以て滿
洲監獄が現代に適する制度設備を施す日
の近からんことを祈つて止まない。それ
は結局滿洲の行刑が、延いては東洋の行
刑が日本を中心として文化的に改良され
た證左となるからである。

(康徳二年二月五日夜)

刑務所だより

◎年末年頭風景

岡崎少年刑務所

「歳末の餅搗」
街の歳暮の大賣出しや松飾りなどの用
意だされてなんとなく道行く人々の足も
せはしげなる年の暮れ、先づお正月は餅
搗から、當所では例年の通り師走の二十
五日から三十日迄毎日十餘名の收容者は
ヨイサ／＼の掛聲も勇しく打ち下す杵の
音高く公友會より委託の七十俵餘の餅搗
に従事して相當の利益を擧げた。

「年頭の神社参拜」

元旦の午前七時一級者十餘名は吉田教
誨師其他職員等引率の下に岡崎公園の縣
社龍城神社に参詣した。誰かが詠まれた
様に

元朝やともす神の灯佛の灯
萬家新なる元旦の神詣では實に身も心も

すが／＼しく、一同は昭和聖代の皇恩に
深く感激し神前に堅く祈願する所があつ
た。

「自治修養會」

一月三日午前十時から當所獨特の長き
歴史を有する收容者の自治修養會が催さ
れた。

この日先づ衆望を擔つて立てる議長N
は開口一番「諸君これから自治修養會を
開きます。私たちはここに新しき昭和十
年の新春を迎へてお互に大いに努力しよ
うではありませんか」と簡單ではあるが
力強い句調で開會を宣すれば各班長より
人員報告がありそれより議長は一般會員
に對して本年度に於ける自治修養の方針
に就て各自の議案の提出方を求むれば有
志より次の如き五つの提案があつた。即
ちそれは

- 一、新春を迎へて希望に向つて邁進い
たしませう。
- 一、私たちは新春を無事に迎へたこと
を感謝すると共に新しき希望に向

つて進ませう。

- 一、愈々危機多端なる昭和十年を迎へ
た私たちは各自の任務に全身全靈
を捧げませう。
- 一、待ちに待ちたるこの新しき年に私
共は自己の本分を盡ませう。
- 一、非常時に對する認識を高めると共
に自己の持つ確固不拔の精神を呼
び覺し健全なる精神を養ひませ
う。

以上の提案に對しそれ／＼提案者の説明
ありて後議長は之が採決を詢れば結局
「愈々危機多端なる昭和十年を迎へたる
云々が」絶對多數を占めたるも之に對し
て一、二の修正意見の提示があつたため
に之を「昭和十年の非常時を認識して私
たちは各自の責務に全身全靈を捧げませ
う」と修正されて満場一致を以て可決さ
れ本年度に於ける自治修養會の修養の指
導原理とされるに至つた。

「和樂會」

昭和十年の劈頭の日曜日たる一月六日

恵まれざる少年たちの爲に今日一日は思ふ存分に笑つて明朗な気分にならせてやりたいとの佐藤所長の温い親心から全收容者の和樂會（唱歌會）が催された。

プログラムの進むと共に神谷教師のピアノを伴奏とし或はハーモニカの伴奏の下に合唱に獨唱に又或者は詩吟に劍舞にそれら有志の出演あり一同は茶菓を喫しつゝ今日こそは朗なゆつたりとした気分にくつろぎ和樂の雰囲気の中に融和し笑の裡に午前十一時つゝがなく幕を閉じた。

(N生)

◎昭和十年第一回 集會の概況

盛岡小年刑務所

當所は一月五日新年宴會の日を下して本年第一回の集會を開いたが、その趣向は「新年雑感」と題し、俳句を練らしめやうといふのであつた。

ストーブの火もゆるやかに一同は新春の喜びを一段の希望に輝かせて開會を待

つ。教務主任は先づ開會を宣し「諸君が此所で新年を迎へられたことは定めし感ずるところも多からんと思ふ、依て今日の集會は、「新年雑感」と題する俳句を練り以て修養、慰安の一助に資したいと思ふ」と提議、高橋所長より「俳句は品性陶冶、精神修養、常識養成、科學智識の涵養上至大の効果があるやうに思ふから勉めて私は斯の方面に想を練ることに心掛けて居る、諸君も亦この道に精進せられたならば一層人格の陶冶にも精神修養上にも益するところ多からうと考へ、今後秀時折り斯のやうな催しをやつて見たいと思ふ」と提唱され俳句の高尙にして幽雅な文藝趣味なる所以を力説され、斯くて用意の鉛筆と白紙を一同に給與し思索に入らしむ、纏て思ひ々に鉛筆を走らせ、一句書き二句認めるもの現はるゝに至り、順次提出者の中から選句をなし、優秀とおぼしきもの數句を黒板に掲げ、所長より一句一句に付き着想、實感

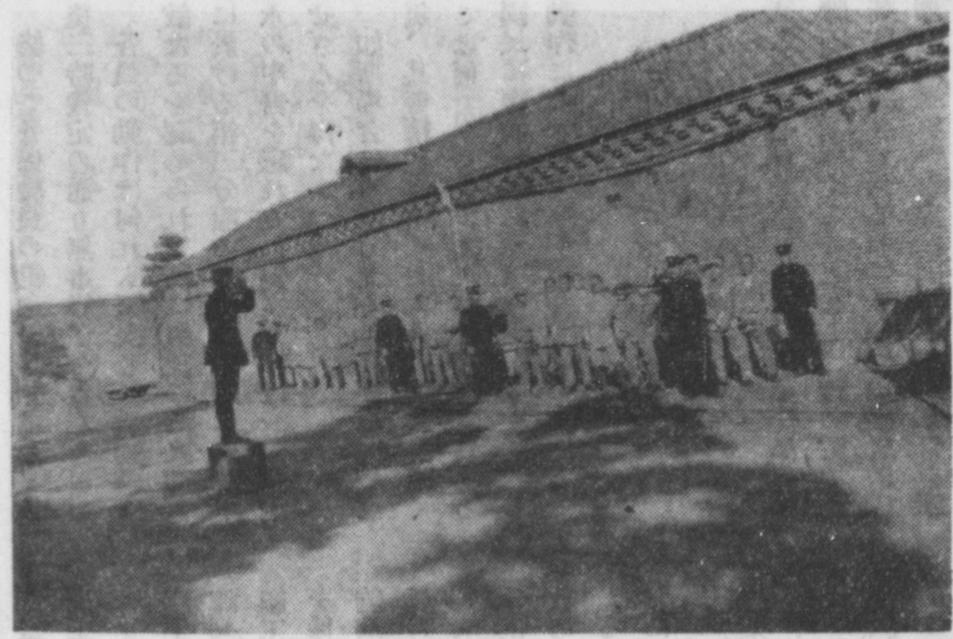
◎消防出初式狀況

奈良刑務所

一月六日は前日迄例年になき冬晴れの暖かさも急に木枯の風に襲はれ底冷を感じられた日であつた、當所に於ては昨年

以來職員及收容者の消防演習の訓練を屢々行ひ、且消防の演習規程を作りたるを

を訓練する爲め、左の順序に依り出初式を舉行した。



以て尙一層消防思想涵養と機敏なる動作

煙筒より火の子飛散し同場屋根に燃焼し

- 定刻午後一時消防夫（收容者）を構内廣場に集合の上、二列横隊に收容を正し整列せしめ、消防司令たる戒護主任消防の意義及任務に付一場の訓示を與へ次で南技手の唧筒使用上の注意並に演習に關する心得の説明あり。
- 消防夫三十三名を左の三分隊に編成し分隊長には看守部長を配屬す。
 - 第一分隊 腕用ポンプ係 九名
 - 第二分隊 消火栓係 九名
 - 第三分隊 豫備隊（葛口係共）十五名
- (1) 放水準備演習
- 第一分隊 其場に於て行ひ 一分五十秒
 - 第二分隊 一分二十秒
- (2) 模擬演習
- 想 定

- つゝある旨警當看守より非常報告あり即時出動消火に努むべし。
- 非常汽笛を合圖に各分隊は直ちに三町餘離れたる現場に馳付け各部署に就き放水に努む出發より放水に至る所要時間第一分隊三分十五秒、第二分隊三分五秒。
- (3) 分 列 式
- 第一分隊を先頭に二列縦隊となり歩々堂々行進消防司令之れを檢閲す。
- (4) 消火演習
- 假小屋（間口奥行共八尺高さ十一尺）中に鉋屑を充滿したるものを建て唧筒は假小屋より約一町餘離れたる、唧筒置場内に格納し置き準備終るや、消防司令の合圖により某看守部長右小屋鉋屑に點火す、忽ち上る猛煙紅蓮の焰は天に冲するの壯觀を呈した、之れを認めたる某部長直ちに非常汽笛を吹鳴せしむ。
- 消防隊は鳴笛を聞くや直ちに現場に馳付け、各部署に就き消火に努む。
- 鳴笛より放水迄、第一分隊は一分十七秒、第二分隊は五十五秒を要し、其後二

分にして全く鎮火したり。

終つて各係職員の記念撮影を爲し、午後三時豫定の通り無事終了を告ぐ。

各員の動作は何れも緊張して活動の機敏なるを認められ、特に最後の消火演習に於ける第三分隊の奮発の活躍は火の中水の中吾を忘れての働振りには一同感激せざるを得なかつた。

如斯場合に直面したるときは彼等の意氣、其の精神は全く日本魂の發露でなくは何であらう、之れを培養し善良なる國民に復歸せしめねばならぬ事を、此の動作により一層強く感ぜしめられた。

◎製作品展覽即賣會

沖繩 刑務所

本月廿七日より二日間當所製作品の展覽即賣を開催することとし、豫め當地各新聞を通じて報導し、且つ市内要所には「ポスター」を掲げ同時に宣傳ビラを新聞折込又は官公衛會社等に配布し、一面刑務所沿道並に會場門前には高札を立て

宣傳に努め、場内は萬國旗や「モートル」を以て裝飾亦意匠を凝らし、會場は前回同上演武場には家具類を主とし桶バケツ玩具等を、第二會場たる事務所階上會議室には漆器並軸物屏風類を陳列し、殊に今回は滋賀刑務所の竹細工製品をも出品したるに相當人氣を博し、初日に於て家具類は殆ど賣約済となり、漆器類も異常の好評を受け引續き第二日も例年になき入場者多く、兩日に於ける賣上總高參千貳百參拾圓餘に達するの好成绩を收めたるは、宣傳方法の適切を期したると、一は舊正月前の好時季なりに基因すと雖も回を累ぬる毎に成績の向上を見るは、一般世人の刑務作業の眞價を認識しつゝあるもの、如く思料せらる。

昭和九年十二月十一日午後三時開始
二、場所

◎教練受閱に關する
狀況

小田原少年刑務所

一、日時



於當所第一運動場

- 三、出場人員 二百四十四名
- 四、査閲官の官氏名 歩兵第四十九聯隊長陸軍歩兵大佐矢野三郎
- 五、査閲教練の課目
 - (イ) 徒手各個教練
 - (ロ) 執銃各個教練
 - (ハ) 部隊教練
 - (ニ) 分隊散開教練、分隊密集教練
 - (ホ) 陣中勤務
 - (ヘ) 禮式

當所の教練査閲に望むに當り少年諸子の教練全般の成績は最も優秀にして元氣充溢しあるは大いに欣幸とする所なり、將來社會に出でたる後も教練に於て體得せる有形無形上の効果は顯著なるものと認む云々。

諸動作の緊張味と眞劍味とは心強い頼もしさを與へた、更に修練途上にある少年達にとつても、亦有意義の試練であつた事をうたがはない。少年達も此の日の緊張振りを失はず益々居房に於ても、工場に於ても、或は社會に於ても活用したならば斷じて人後に落つる筈は無い事を感じたことであらう、即ち此の眞面目なる氣分と健かなる身體とを以て益々精神を鍛鍊し、更生の道を歩み忠良なる臣民となれば教化の眞價を發揚し其目的は達せられることである。

- (イ) 徒手各個教練
- (ロ) 執銃各個教練
- (ハ) 部隊教練
- (ニ) 分隊散開教練、分隊密集教練
- (ホ) 陣中勤務
- (ヘ) 禮式

七、狀況
場内は嚴肅なる空氣が漲り整列せる少年達の面貌も一層緊張の紅潮をまじ、直立不動の姿勢をとつた少年達の心には、もはや雜念は消え失せ千萬人と雖我れ行かんと云ふ、氣魄の漂ふのが察せられた閱兵、徒手及執銃各個教練、密集部隊教練、傳令動作、分列式等が元氣一杯に行はれ、査閲官矢野大佐から其の成績優秀との講評を受く、斯くの如く立派に爲し終へたのも全く日頃の努力と査閲を受けると云ふ緊張の結果である、特に内外多事の非常時に際して皇國の軍人精神を涵養する上に於て、此の査閲の際に示された個人的團體的

終り

- (イ) 徒手各個教練
- (ロ) 執銃各個教練
- (ハ) 部隊教練
- (ニ) 分隊散開教練、分隊密集教練
- (ホ) 陣中勤務
- (ヘ) 禮式

六、講評の概要

刑 政 雜 記

◎檢察事務改善の爲め
調査會設置せらる

小原法相は就任と同時に司法制度全般に互る根本的改革を決意し、その實行方法として省内に司法制度改正調査委員會を設置する方針で着々準備を進めてゐるが、同委員會は豫算を伴ふ關係上明年度に入らなければ開設することが出来ない。しかも臨時議會並に今議會において司法部の人権蹂躪問題が貴衆兩院においてやかましく論難されたところでもあるので、小原法相としては今後かゝる非難のない様に取調其の他の檢察事務の運用並に取扱に關し速かに改善方策を樹立する爲め取敢ず省内に檢察事務調査會を設けて、現行制度の下において可能な檢察事務から改善に着手することに決定、十八日午後四時から本省でその第一回會合

を開き審議方針並に範圍等につき打合せを爲したが、同調査會の組織及び會長並に委員の顔觸れは左の通りである。

- 檢察事務調査會内規
- 第一條 檢察事務運用ノ適正ヲ期センカ爲本省ニ檢察事務調査會ヲ設ク
- 第二條 調査會ハ會長一名及委員十五名以內ヲ以テ組織ス
- 特ニ必要アルトキハ裁判所、檢事局及刑務所ニ對シテ資料ノ提出ヲ求メ又ハ調査ヲ命スルコトヲ得
- 第三條 會長ハ檢事總長ヲ以テ之ニ充ツ會長ハ會務ヲ總理ス
- 第四條 調査會ニ幹事若干名ヲ置ク會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス
- 第五條 委員及幹事ハ本省高等官及判事檢事ノ中ヨリ之ヲ命シ又ハ囑託ス
- 第六條 調査會ニ書記ヲ置ク本省屬ヲ以テ之ニ充ツ

- 書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス
- 會長 林 頼三郎
 - 委員 泉二新熊、矢追秀作、皆川治廣、光行次郎、吉益俊次、德永榮吉、立石謙輔、三宅正太郎、岩村通世、金山季逸、大森洪太、木村尙達、岩松玄十
 - 幹事 兩角誠英、平田勳、坂野千里、池田克、齋藤悠輔、正木亮

◎治安維持法改正案を決定提出す

司法省では十二日前期通常議會において審議未了となつた治安維持法改正法案に關する省議を開き木村刑事局長から刑事局立案にかゝる原案を説明、審議の結果左の如く決定法制局に廻付の手續を採つた。

- 一、治安維持法改正案は前通常議會に提出して修正されたものよりちから豫防

拘禁に關する條項を全部削除して提案する。

- 二、但し保護觀察の項目中に、(イ) 政府は觀察を委託した保護團體などに對しその費用の全部又は一部を支給する、(ロ) 場合に依り保護觀察に付したるもの、扶養義務者に對して費用の支辨を命ずることを得、といふ二條を追加挿入する(全文三十ヶ條)
- 三、不穩矯激行爲の取締は別に單行法を制定する。

◎極右事件に鑑み取締法案成る

不法黨與等處罰に關する法律案

司法省では治安維持法改正に關して前通常議會において問題となつた不穩矯激行爲の取締法案を單行法として制定するに決し刑事局において原案作成中であつたが、成案を得たので十五日午後三時から省議を開き審議を重ねた結果左記刑事局原案を決定し、内務當局の承認を求めて法制局廻付の手續をとる事になつた。

- 第一條 治安を害し又は公共の不安を生ぜしむる目的を以て黨與を組み他人の生命身體財産等に危害を加ふることを協議又は準備したるものは十年以下の懲役若しくは禁錮に處す
- 第二條 前條の行爲を煽動又は宣傳したるものは五年以下の懲役若しくは禁錮に處す
- 第三條 前條の行爲を援助する目的を以て金錢又は物品を提供したるものは三年以下の懲役又は禁錮に處す
- 第四條 自首したるものはその罪を輕減又は免除す
- 第五條 本法は法域外において犯したる行爲にも適用す

◎法權撤廢準備に

司法制度を整備(滿洲國)

治外法權撤廢に對する滿洲國政府の準備は目下着々進められてゐるが、司法部においては先づ司法制度の完璧を期し、新年度豫算要求額を昨年度の八百萬圓より數百萬圓増加し、その新时期要求額を地

方司法制度整備に要する人件費及び各地監獄、看守所の改良に充てんとしてゐる。右につき十五日法院編成法會議を開き種々打合せを行ひ、撤廢準備として左の事項を斷行するに決した。

- 一、從來縣知事が行使してゐた裁判權及び事務を司法部直轄下に歸屬せしめるため區法院を設置する事(同時に從來の司法公署は區法院に昇格せしむ)
- 一、看守所の名稱を變更しまた從來新監獄二十四、舊監獄百十、新看守所二十二、舊看守所百十七の内舊監獄及看守所を改良し今年中に新監獄、看守所の體裁に改める事
- 一、高等法院は現在チ、ハル、ハルビン、吉林、奉天、承德の五ヶ所にあるが、その内吉林を廢して新京に新設し、また承德を廢して錦州に新設す。



海外異聞録

◇リンデー愛兒 殺害犯人死刑

一九三二年三月一日の夜、飛行家リンドバーグ大佐の、生後十九ヶ月の愛兒を盗み出し、それを殺してから身代金として五萬弗を欺き取り、全世界を戦慄させた稀代の犯人ブルノー・リチャード・ハウプトマンの裁判はフレミントン裁判所に於て、一月二日以来前後四十日以上に亙り審理を續行、漸く陪審員の表決が與へられたが、ハウプトマンが犯人として檢擧された徑路は米國の金本位停止と大いに關係してゐる、金本位停止と

共に從來の金紙幣の通用は禁止されたに拘はらず、身代金として渡された金紙幣が時々現れるのを知つたニューヨーク州の警察は、本部の壁に地圖を掛け、これに金紙幣の現はれた地點を標記しつゝ、靜かに犯人の足取を擬視してゐた、それで犯人の住んでゐる場所も大體見當がつきかけた昨年九月十五日、ガソリンの代金を金紙幣で拂つた男の自動車番号がわかつたので、それを手がかりにハウプトマンを捕へたのであつた。家宅搜索では車庫の床下や梁の穴に隠された身代金の金紙幣一三、七五〇弗を初め疑ふ

餘地もないやうな有力な證據が発見されたが、それ等はいづれも間接的な證據で、被告等は頑強に犯罪を否認し、金紙幣はイサドレ・フィッシュなる友人から預かつた一四、〇〇〇弗の大部分だと主張した。このハウプトマンは十二年前に密入國したドイツ人で二十六歳、發見された金を預けたいふフィッシュなる男は既にドイツに歸國し、昨年二月に結核で死亡してゐるのであつた。

さて、裁判は陪審員の裁決に附託されたが、意見容易に一致せず、男子八名、女子四名から成る陪審廷は去る十三日正午前から深更まで、前後十一時間六分に亙り、火の出るやうな議論を闘はした結果「被告ハウプトマンは有罪とす、情狀酌量の上適宜減刑の恩典に浴せしめられたい」

との答申を提出するに至つた。裁判長トーマス・ダブリ

ユイ・トレンシヨウ氏は陪審廷より有罪の答申に接して、被告ハウプトマンを極刑に處するに決し深更息詰る緊張裡に左の宣言を下した。

「被告ブルノー・ハウプトマンは有罪とし死刑に處す、減刑の餘地なし、同人は三月十八日以後一週間に電氣椅子に於いて死刑に處さるべきものとす」

當のハウプトマンは靜かに立ち上つて宣告を受けた由。

◇大富豪の指紋

米國司法省では一般の良民も警察へ指紋を届出ることを奨励してゐるが、大富豪ロツクフェラー氏も過般勸められてニューヨーク警察へ指紋を登録した、萬一人質に取られたなどの場合には被害者の指紋が役立つといふのである。

◇加州の三囚人脱走

カリフォルニア州のサンクエンティン懲治監から三名の

囚人が脱走し、機關銃を擬しながら、折柄州立刑務所評議員會の開かれてゐた一室に侵入し、四名の評議員典獄ホロハン及び二名の守衛を拉致し去り、人質を楯に身を防ぎながら自動車で逃走した。典獄ホロハン氏は散々に殴られた上、刑務所の中庭に投げ捨てられ、直にその場から自宅にかつぎ込まれたが重態であるとのこと。更にブラツク・ポイントに差かゝるや評議員會秘書マーク・イーヌンと二名の守衛を自動車外に投げ出し、追手と銃火を交へながら姿を晦ましたとのこと。

◇手袋型の新手錠

最近米國で囚人に苦手の新しい手錠が考案され、目下國際發明研究會で試験中であるといふ。發明者はエイ・エリオット氏で、この錠は手袋型のもので指先が一寸出でゐる

◇離婚判事が 法典を發表

離婚の國アメリカのフルトン郡裁判所判事リユサー・ロツサー判事、毎年二千件の離婚訴訟を裁いて來たところの「離婚判事」さんが、永年の經驗から歸納した夫婦圓滿法典七ヶ條を發表、それは次の如くである。

- 一、些細なことはサツサと妥協せよ
- 二、夫婦共通の趣味を養へ
- 三、何か共通の目標を掲げて共働せよ(例へばリンパイク大佐とアン夫人の飛行術ラヂウムのキューリー夫妻等々)
- 四、夫は自分の經濟状態について常に妻に内輪を知らしめておけ
- 五、時にはお互にお世辭を言つたり、贈物のやりつこをせよ

◇トルコに女 代議士實現

近來の新興國トルコ議會は舊臘婦人の參政權を含む選舉法改正案を満場一致可決した。

- 一、二十二歳以上の婦人に選舉權を賦與す
- 一、三十歳以上の婦人に被選舉權を賦與す
- 一、男子の選舉資格を二十二歳に引上げる

同時に議會は即時選舉を行ふために解散されることに決定したが、アジアにおける獨立國家中、女代議士が議會に現れることになつたのはトルコがトップを切つた譯である。

選句所感

素川君の立春の句、景に伴うて實感味のあるところを惹かれる。立春は冬から春に轉ずるの日に、節分の翌日にあたり、二十四氣の一である、陽曆にして概ね二月の三、四日となる。そしてこの日から春といふことになつてゐるのだが、曆の上では春であつても風物は未だ多そのまゝと云つてよい。しかし立春といふ聲をきいたゞけでも、氣持の上には明るさが生じ、氣安さを感じるものだ。そこで、此の句であるが然うした氣安さから、春を求めての、そよろ歩きを試みた。靜かに松の立つさま、それに日のあつてゐる様子、打見たところ、そこには眼にも見える春がありそうなので、来て見ると松の細かい葉間を透す日光は、下の枯芝に落ちて、しかも松にこもる絶えざる微風のために、その日影は揺れてゐる。それが春とは反對にむしろ見る眼に寒々しい思ひをさせるのであつて、立春とは名ばかりのものなのを其處に思はずにはゐられなかつたのである。「春立つ」と云ふ後をうけて「寒くちらつく」とあつては何か矛盾を感じると思ふ人もあらう、立春

だから何か春らしい配材でなければならぬとするのは普通の常識であつて、この常識を進めて行くと、俳句は悉くが季節の説明になつてしまはなければならぬ。ところが、季節を説明することは拙の拙なるものなのである。季節に配されるものは、その季節を生かすべく働かなければ本當でない。曆の上に来た春によつて感じる氣持だけの春と實際に眼に入る風物とのその喰違ひ、松原に寒くちらつく日に對しつゝ名ばかりの春を歎かずにはゐられなかつたところが、實際に即し實情に富んでゐると思ふのである。

守峯君の鶏合の句には農村生活の一断面を、鶏合といふ遊びを通じて思はしめるところがある。漸く春の日も永くなつたが、農事の方もまだそれ程忙しくはない、その無聊から別に用事があるでもなく他家へ遊びに行く、他にも同じやうな連中があつて數人が偶然に落合ひ、種々な無駄話の末が一つやらうといふ處へ話が忽ち纏まる。坐興的の慰みだから仕事は早い。その場で早速に闘鶏は開始された。中七の「寄り合ふ

毎月募集 刑政俳壇 題當季隨意 切毎月十五日限 用紙官私製葉書

編輯部選

春立つや松原寒くちらつく日 小倉素川
地 小百姓寄り合ふ庭や鶏合 福岡守峯
人多き街靜まりて冬の雨 名古屋春汀
秀逸 熊祭メノコも小弓構へけり 旭川石亭
三十三才風鳴る籤にかくれけり 大曲刀羅
そこはかと風の音ある枯野かな 高知柚人象
舞初の一さし輕き疲れかな 京城天城
冬風や庭に魚乾す島の家 名古屋新太郎
佳作 街の灯の濡れてけぶるや春の雨 土手町虚木
晩馬の荷をとく門や春の雪 青森紫淵

梢明り眠れる鶏を照らしけり 大曲吞
雲の影折々寒き冬田かな 千葉古
嫁菜摘む子は日溜りにかたまりぬ 福岡麗
屠蘇酌めばほのく明くる障子かな 全州硯
裏庭や南天赤く雪のふる 三重雄
竹はねて火の勢へるとんどかな 京城魂
復興の街へつゞきし初荷かな 高知双
鶯や溪流下る船の客 福井曉
風揚げの字供にまじる大人かな 大曲秋
練堀の蔭に踏むなり春の霜 三重總
客ありて清談つきず寒の梅 大曲萬
寒釣や舟に着ふくれ置火鉢 小菅法
湖に白けし月や鴨の聲 大曲華
庭の石つゝみて草の萌えにけり 鎮南浦一
勝鶏の血潮に染めし鶏冠かな 福岡顧
勝鶏のなだめてもく落ちつかず 福岡山
茶の花や霜につめたき朝手水 大曲大
華かに初荷練りゆく衢かな 高知旗
玉垣の雲の明りや初詣 金澤大
軒に鳴く雀の聲や晝の雪 三重緑
初鴨影落しゆく雪田かな 大曲總
舟門峯雲鷗城山浪白外々天郊星輪心魂石翠山洋

庭や」は中々に含蓄ある表現で、此の句の中心となつて活躍してゐる。前記した如き状況を思はしめるまでに充分に言ひ得てゐる。しかも殊更らしくなく、極めて自然である。

春灯君の冬の雨の句、季題として詠みにくい方であらう。配材を以てするに寒く冷たいと表面に露はに出してしまへば、ひと通りの説明はつくが、それでは含蓄味といふものがなくなる、いゝ加減のものを持つて来たものでは季題を生かすことが出来ない。季題と配材とは常に不即不離でなければならぬ、即いて離れ、離れて即く、内面的にこの有機關係にいつもある。季題は配材を活かし配材は季題を活かす、然して融合して渾然たるものとなる。同じ街でも商店櫛比してゐるのとは違つて、寺などの多い街は物静かで寂しい。平常がさうであるが、それが雨のために一層静まりかへり寂しさが深くなつてゐる。その寂しい中で黒い瓦の大きな屋根は濡れた色も寒々しく見える。この物寂びた寺町とそこに降る雨の醸し出す情景は、寒く冷たいもので内面的に結び合つてゐる。

練習生見學記

巢鴨刑務所及自立會見學記

(十二月一日)

中村市夫

今日は巢鴨刑務所と自立會の見學である。午前八時半刑務所表門前集合の御托宣、平素は寢離れの悪い一同も、今日の御勉強振りは大したもの。集る者總數七十幾名、廳で御案内に従つて、霜柱を踏んでとは少し大仰過ぎるが、實際に冷える。假門を潜つて一步を印す、何しろ今は移轉最中で、取散らされたる事夥だしい。ガランとした構内を進めば、破壊されたる煉瓦造、折重なつた鐵格子、押倒されたる建造物、かの大震災もかくやと思はしめた。去んぬる日、華やか？なりし當時を惟へば、轉た感慨無量ならん、ローマの廢墟を空想しつつ一堂に入る、假教誨堂との御説明。

春霞沖より歸る帆船かな
西大門 龍門
萬歳や開け放ちたる冠木門
姫路 松月
霜晴や朝の煙のいく筋も
飯田 中洲
錢湯の窓より見たり春の月
名古屋 明峰
山茶花に震るゝ庭や夕あかり
徳島 靖蘭
休み日の朝寝にとゞく春湯かな
土手町 春雨
羽ばたくや初日まばゆき池の鶴
名古屋 一心
はづみ来て隣りへ渡す手まりかな
新潟 渡月
市はてゝ残り灯暗し冬の雨
晋州 晴風
追羽子に戯れてゆく禮者かな
大曲 船風
湯上りのくつろぎに聴く蛙かな
水戸 梅里
ぬるむ池鯉浮き出でし波紋かな
名古屋 双葉
露の臺摘みに出でたり病み上り
宮城 みなしご
蘭玉の下めぐりつゝ子を守りぬ
青森 枝
外の聲は羽子つき暮れし別れかな
高知 初風
竹群の大なびきして吹雪かな
飯田 胡蝶
汽車の窓あけて拜みぬ初日の出
大曲 庵茶
除隊兵迎への群や冬田道
福岡 櫻村
耳立てゝ怪しむ馬や春の雷
仙臺 東風
酒の座を脱けて加はる炬燵かな
千葉 泰山
神苑や池渡り來る鶴の聲
中京區 郷

佛間のある事より見れば成程と點頭かされる。屋根はトタンの假葺、壁に鈎されたる『更生に保護の杖』及『更生の門出に保護の光』のカレンダーも寂しく風に揺れ、花瓶に挿されたる菊の花のみ、覆郁たる香氣を放つ。併列されたる長卓子も荒木造の間に合せ物、それでも心を籠めて湯茶菓子のお款待に、恰かも野戰の祝盃でも擧げてゐる様だとは穿つた批評なり。根田典獄補殿やをら偉軀を起し行刑概要を述べらる。當所は明治二十八年に竣工したもののなるが、目下府中へ移轉中にて謂はゞ残務整理中とも申さるべく、其後へ一昨年より市ヶ谷刑務所を移轉中にて、來年度完成の豫定、右の次第にて行刑一般の参考となるべきものなし、統計一般の事は府中の刑務所にて詳細御聞きを願ふ、専門的の事は技手より御聴取ありたい、兎に角甚だ場所が悪いとは卒直な御説明。市ヶ谷刑務所移築は工費百六十三萬八千五百六十二圓三年繼續事業、收容能力二千七十一名雜居獨居各三棟二階三階の近代建築、無理をすれば三千名の收容餘力を備ふ。かゝる中に岡部所長殿御臨席下さる、御聞きすれば御風氣の由、我等に向つて一場の御説明及御訓示を賜ふ。次ぎに高田看守長殿より沿革を話さる。即ち舊建築物は明治廿一年工を起し、同廿八年竣工したもので敷地六萬二千坪の老大な土地に四十萬圓を投じたもの、當時年俸六千圓と一萬數千圓の外人技師の招聘されたるは、大いに注目に價すべし。現在收容人員五百四十四名大部分建築作業に従事との豫備智識を授かる。惟ふに音に聞えた累犯専門の巢鴨刑務所が、廳では更生の府中刑務所にて、百折撓まざる我等の同僚に於て、改過遷善の血みどろの實績を俟つのみとなつたと。

假教誨堂に接續する居房が現在貳棟殘存せるのみ。一步廊下に足を踏み入れて一種異様の感に打たれた。赤煉瓦の頑丈な建築、居房の鐵の扉はまるで田舎町の火葬場の竈場を思はしめる。正面入口の

石造に彫込まれたる居房番號文字、丁度トンネルの入口の題字の様だ。採光の充分は陰惨なる空気を漂はし、改悛の萌芽を阻止するかの如く、昔時應報主義時代の残骸たらしめる。ポツネンと取残されたる炊事場、煙突を中心とした八角型の建物數百名の生命線だ。屋外に鳩舎がある、御説明によれば初め府中に移轉が初まるや、彼我の間に起る頻繁なる連絡事項を達する上に非常な不便を感じてきた。別使又は郵便等は時日を要し、電話を以てしても呼出に少なからざる時間を空費する。然るに鳩便に依る時は二十八軒を、わづか四十分以内にて往復便を達するとか、然し此様に實用に達する迄には、係員の努力を要した事勿論である。それより通信實況を見る。通信筒を足に付けた鳩四羽は碧空高く舞ひ昇る、旋廻數回遙か彼方に向つて飛び去つた。かくして一日八往復をなし夜は府中にて、自己の自分を全ふしたる樂み？を胸に秘めて、まどらかなねむりを結ぶよし。見上るタワー貳基、其内の一基は價格一萬九

千圓、之迄小菅豊多摩横濱等の建築に、偉大なる功績を残せるものとか。造り上げられたる近代的鐵筋コンクリートの三階建、見るからに壯大なるもの、一棟の工費約十萬圓、事務所三十五萬圓、殘餘に女區及附屬建築費とす、宜なるかな竣工の上は優に三千人を吞吐する、代表的未決拘禁所なるに於ておや。セメントの香鼻口を突く階段を登る。さすがに居房の設備も近代的、殊に自慢なるは窓の裝置、外觀の感じの良い事正にナンバーワン、壁のセメント塗は經費の節約を圖つたるに、反つて落書防止となり、一鳥二石とは此處の事、室内の私物箱が定員八名に對し十二名分あるは、收容者増加の場合を豫想した由、何卒剩餘の多からん事を希望する、氣積や採光設備等規格に適應せるものにして、淨化裝置も計畫中となん、屋上は廣々としたバルコニーなり『運動は此處でなさいますか』の間に對し『此處でもやりますが妙なもので、やはり土を履んでやらぬと自然に副はぬから』とは人情味の發露なり。エレベーター

ター裝置に依り洗濯物の乾場ともなる。かくして昔は郊外の寂しき刑務所が、今やグレート東京の眞中となり、建築も平面より立體的に移動し、帝都の中空に巍然として聳ゆる、スマートな代表的構造たるを失はぬ。かくして御多忙中御案内に御説明に、種々の饗應に奔命されたる職員の方々、に、厚く御禮を申して辭したるは十一時を過ぐる頃。續いて自立會を訪ひ早速二階の廣間に案内される。何十疊敷かの佛像安置室、やはり宗教の力の偉大なるを痛感す。見上げれば恩賜館なる扁額あり、御大喪舎の一部御下付の由、我聖天子の御恩澤地下にも及ぶ。理事伊藤氏より説明される現況に依れば、主として巢鴨刑務所より出所したる者其他執行猶餘者及一時保護者を取扱ふ。收容人員廿五六名、何れも更生の意氣に燃へて各々の業務に勵み居る由。尙當所として誇りとするところは、創立古き爲當所出身者に相當成功者ありて、自己の得たる苦い經驗上、多大の理

解を以て臨まれるので就職等割合樂に出来る、これは本會としての特徴であつて、自慢をしてゐるのですとは同氏の自慢話。舎内を一巡したが大して観るべき物なし。疊工が一名黙々として作業をなし居るのみ。かの雲を摩する大刑務所と、社會の荒波を乗切る保護會の宿舍とのコントラスト、轉た人生の悲哀を思ひ浮べる。保護事業の難事たるは今更喋々するを要しない。されば保護事業家たると刑務職員たるを問はず和衷協力して、唯眼前の小節に拘泥せず益々努力を致され、其事業をして有名無實たらしめざらん事を切望する。此處にても歡待下さつた職員各位に、深く敬意を表して辭去し、午後の陽光を浴びて各自解散した。

府中刑務所建築場見學記
(二月十八日)

高橋生

理想はすべて善である、善である以上

無限に進歩發展して已まない、瞬時と雖も停滯することはない、今年の理想も明年には卑近となり、更にそれ以上の理想をさし招く、理想のサークルは無限にひろがつて行くのである。

今解毀されつゝある巢鴨監獄の施設も明治初年に於ては先覺者の理想に近き努力の結實であつたに相違ない、だが思潮の推移に伴ふ近代行刑の理想は其の存在を許さず、更に先輩の苦心努力は完成近き府中刑務所となつて現はれたのである。

十二月八日、今日は此の新刑務所と豊多摩刑務所の見學の日である。午前八時三十分吾等練習生一行は新宿驛に集合大森先生の引率の下に省線に身を託し中野驛に下車午前中豊多摩刑務所の見學を終り、更に新宿驛に歸來、京王電車に依つて約四十分餘にして府中驛に下車昔を思ふ釋の並木街道を左手に聳ゆる大建築物を目指し一行は徒歩二十分餘にして到着、幹部の方に案内せられ木の香新しき新裝の演武場内の一室に落付き温い晝食

の御馳走に預り少憩の後中尾典獄補殿の一應の御説明を拜聴し、吾等は三班に分れ幹部の案内にて構内を一巡した。

總工費四百二十萬圓とか、今は只廳舎内部の雜工事と跡片付の土工事を除いては殆ど竣工に近い、其の施設一般の説明は駄文のよくつくす所ではない、廳舎に續く戒護事務所、醫務所を中心に左右の獨居、雜居の兩舎房、共に地下道により連絡する幾多の大工場、それに接して省線に連絡する大倉庫等々、人件の節約、戒護の便宜實に至れり盡せりの感がある。殊に採光、換氣、災害防止裝置及び整頓其他衛生設備の完備に近代行刑建築の理想が遺憾なく採り入れられ當路の人々の苦心の程が窺はれる、此の新施設は世の進歩に伴ふ當然の展開である。

次に作業能率第一を以て任ずる當所だけあつて就業者の如何にもきびきびした作業振は實に氣持がよい、聞けば軍需品を大量に引受けて居られるとのこと、流石に擔當看守も指導者も就業者も一團となつて働いて居る眞摯な態度には或る尊さ

を覚える。働く者同志の間には警戒は必要がない、役人も受刑者もない。構内八萬坪と聞く此の廣大な戒護区域に見張個所は僅に四個所との説明に一驚すると共に言ひしれぬ感銘に打たれざるを得ない。

何時かの刑政で知つた將軍の孫の像常日頃見たいと希ふて居たそれが今日見ることが出来たのである。教誨堂前の庭園に飾られた神の姿とも見える此の無心の童像は人々に何を教へるであらうか、各人各様見る人々の心に尊い何物かを與へずにはおかぬ。誰もが持つ童心への憧れに、幼かりし日の思出に、夢と消えた半生の歲月とおぞましい姿を見出した時、思はずも、失望の、惱みの、悔恨の、懺悔の情が纏れ出て、人あらずば歎きの嗚咽に地に伏す者もあらう、子を持つ者は子を思ひ、弟妹を思ひ、親を思ひ、更に最愛の妻を思ひ、家庭愛への追憶と憧れは必ずや彼等をして人間本然の姿に奮起せしめずにはおかぬであらう。此の童像こそは千萬言の事務的な訓戒や教誨に

も勝る偉大なる存在ではある。

我國行刑界の表徴たるに相應しい設備の完全を誇るに足る大建築物も此の一個の童像に及ぼざることの遠きを思はしめ、其のコントラストの妙なる眞に快心の叫びを張り上げた程の強い衝動に驅られた。開けば岡部所長殿の御配慮に依つて設けられしものなりとのことである。

時に三時五十分構内一巡を終る。因に職員百三十餘名にして此の日の收容者二、三三四名なり。完成近き當所職員の方々の並ならぬ熱意と勞苦、更に收容者に至る迄一致協力とその眞摯な努力に對し深い敬意を捧げると共に御多忙中本日の見學に於て寄せられた幾多の御好意に對し練習生一同に代つて厚く感謝を表するものである。

アソカ病院、猿江善隣館
見學記

白石生

十二月十五日……東京朝日新聞社の見

學を終つたのは午後四時近くだつた。

車の響、人の波、忙しく瞬く灯の影、街の繁華に消入りそうな銀座の柳、中を縫ふて車は深川へと走る……賑かな街、行交ふ人も華奢な身拵をした銀座に比して、死の街……と言ひたい様な猿江裏町にある細民救済所たる猿江善隣館迄は約三十分を要した。

庭の枯木の下には菊の花が凋んで其の側に子供を背負つて両手にも我子の手を引いたみすばらしい女性が居た。丁度同館に集る人達の歸つた後のガラソとした講堂に通されて館長藤野井行仁氏から懇切な説明を承つた。

本館は昭和五年四月竣工したもので其の前身は大正十一年六月一日設立開館せられ、設立後一年餘りで大震災に遭ひ其後バラック建内で事業を繼續せられ、又隣接地の不良地域にアパートメント十九棟三百十八室を建設し之に以前同地居住の住民を收容せられると共に(各居住者の収入金の一割を以て室代とし一圓五十より六圓位の月額)現在の善隣館が設立

せられたものでアパート居住者のみならず廣く附近一帯を對照とする住民教化、保健、經濟的施設の統一を行ふを目的とし本派本願寺關係のアソカ會が隣接地に病院を建設せられた關係上保健方面を同一して經營する事になつた由で事業としては兒童部、教育部、經濟部、社會部、社交部、體育部、診療部等に別れ講堂、事務室、教室、運動室、授産室(作業を爲す所)保育室其他を利用して(一)兒童部(イ)健康相談並訪問指導として乳幼児の健康相談及病氣治療に當り尙家庭を訪問して指導の任に當り病家には檢温器吸入器等貸與す、(ロ)幼稚園を設け満三歳より學齡迄毎日曜以外朝より夕方迄託兒所として預る、(ハ)兒童圖書館、(ニ)コドモ會(ホ)復習會(ヘ)コドモ銀行は子供達の小遣の無駄使を防ぎ修學旅行、夏季臨海學校參加の費用を作ることを目的とす、(ト)少年少女職業指導會等十二項に別かたる、(二)教育部、(イ)成人文庫、(ロ)諸集會を開き講演會、映畫會、研究會、

講習會、娛樂會等を隨時催す、(ハ)宗教講習會、(ニ)藤影女學校を設立、女子に實用向の教育を授く、(三)經濟部、(イ)授産部を設け箆袋入作業、和服裁縫、メリヤス製造等の仕事を失業者の家庭に授け腕に職を付けさせると共に月々相當の工資を得せしめ生計を補はしむ。(ロ)善隣勤勞婦人會を組織し家政婦病人付添等に働かしむ、(ハ)勞働並職業紹介をなし同館で身許を保證す、(ニ)白米廉賣、(ホ)廉賣バザー、(四)社會部、(イ)ケース、ウオーク、所定のケース、レコードを作りアパート居住者の各戸に就き社會的診斷をなし之れが向上に努む、(ロ)人事、法律、特許相談、(ハ)救済、調査、諸種の社會調査並極貧者の救護をなす、(五)社交部、各種社交クラブを設け趣味を同ふする成人の爲めに各種のクラブを組織す、旅行クラブ、謠の會、園藝の會、俳句の會等あり、(六)體育部、(七)診療部、等細民の爲めに獻身的努力を續けられ何時でも相談其他が出来る様に館長以下職員が同館に住居せられて居る。説明が終

つて、各室を見學し授産所に至れば六十歳以上位の老婆を初め多數の女性が電燈の下で箆の袋入を、隣室では男子がメリヤスを製造して居たが作業状態としては参考すべき何物もない。引續きアソカ病院に行つた。老幼男女四五十人の患者が居並ぶ待合を過ぎて院長室に招ぜられた、故九條武子夫人の寫眞が掲げてある。同病院の建設者とも言はれる主事田中もと子女史の御挨拶があつて震災當時の貧民救済事業の必要であつた事情から同院設立に至つた経過、及貧民救済は行結つた病人を救ふのみでなく其の原因を除かなければならないと言ふ根底の下に有隣會と共に兩輪の關係にあり、又同院の主張せられる所は患者の施療手續の簡單化、特に病人は直ちに診察して然る後に書類の手續をなすもので藥價其他の支拂ひ得ざる者は之を免除し、會長初め各員が病者の母となり、友となつて其の状態を察して醫療と共に其の救護に努め、兼ねて精神的慰安の徹底を期する事をモツ

一とせられ隨時巡廻診療を行ひつゝある旨詳かに説明を承つて後、田中女史自らの案内により設備充實せる醫療各室、病室(室の窓から富士の高峰が見ゆる由)等を見學し社會救濟事業の必要なを痛感すると共に、吾人も亦!! と深く決する所があつた。

午後六時病院を出て眺むればアパート街の三百有餘の各窓は電燈明く、小兒の洗濯着物が寒風にゆれるあり、植木鉢の影あり、硝子に人影映るあり、嬉々たる一家團樂の姿が窺はれる。……宿に歸へつた時は紙芝居のいつも來る露路にウドン屋がうづくまつて笛を吹いてゐた。

新宿御苑拜觀の記

池 光 生

十二月二十二日
夜來の曇天未だ晴れず街一帯を包む朝霧の中を念願漸くにして叶ひし新宿御苑拜觀のため市電にて新宿一丁目に急ぐ。さすがに一名の不參者もなく九時迄に

七十四名全部集合。御門前に勢揃ひの上門内の休憩所にて待つ事五分餘にして案内役の警守來りて大略の説明あり。

御苑はもと、徳川家康の臣、内藤駿河守の庭園たりしものにしてその後明治年間にはフランスの技師を招聘して日本式の庭園並にフランス式の庭園に改築せるものなり、總面積は八萬五千坪なりと。

説明終りてかの警守の先導にて二列縦隊にて塵一つだに止めぬ迄に掃き清められたる園内の眞砂の道をザク／＼と歩む。行く事半町許りにて右側に幾棟かの大なる温室あり、スチム送る汽罐の煙ならんしきりに煙を吐きつゝあり。それを過ぐれば再び右手に瀟洒たる一棟の平家建あり、陛下御運動のため御微行にて御來苑の節は此處にて御衣御召替になるとの御由洩れ承る。黙々として先導する警守の後に隨へば路の兩側には入念に手入たる芝生木間隠れに遙かにして枯葉一つだに止めぬボプラ榛等の落葉樹天高く師走の空を摩す。庭の處々に群生し雅趣妙なる迄に枝を張れる針葉樹は印度産の

ヒマラヤ杉とか遠來の客一度吾が 陛下の御恩澤に浴してはその忠誠を杉の濃緑に現し聖代の彌榮を壽ぐものゝ如し。やがて純日本風の庭園に入り樂羽亭と呼べる御休憩所を過れば三十本餘りの梅、今盛りなるあり蕾なるありやがて來ん御代の春を待ち顔なり。此處許りは嚴寒の神も遠慮したるにや霜白う置く師走の朝ま

だきと云ふに白鳥の鳴く聲しきりなり。二條の木造の橋のかゝれる廣き泉水を廻り雜木林を抜ければ路はいつしか小山の上に出で五六脚のベンチあり先導者の發言にて少時休憩す。小山の下の泉水には、絶對の安全地帯と知るや知らずや數百の鴨の群遊ぶを見る。

再び二列縦隊となりて、小山を降れば遙か右手に鬱蒼たる林ありてその前に屹然として聳え輪奐の美を誇る支那風の建物あり、臺灣總督の献上せるものにて涼亭と呼ぶとか。更にフランス風の庭園の小道を過ぎればアカシヤの並木の大道に出づ。こゝは御苑の正門よりの大道にして向ひの大廣場は春の櫻秋の菊の宴には

聖上親しく文武の百官を召し給ひて茶菓を賜ふ場所なりと拜聞するだに畏し。

最後に正門に近き公式簿簿の際の御休憩所たる御殿を拜觀しこゝに御苑の拜觀を終りもと來たる御門に向ふ。

拜觀を得て今更乍ら陛下の自然を愛好し給ひ諸々の御設備に如何に御質素に涉らせらるかを眼のあたりに拜觀し恐懼置く能はず一同厚く先導の警守に謝意を表し門外にて解散す時正に十時半なりき。

◎卒業試験問題

(十年一月)

刑法 正木講師

- 一、共犯に關し左の各項を説明せよ
 - 1 行爲共同説 (二十點)
 - 2 教唆の獨立性 (二十點)
 - 3 間接正犯 (二十點)
- 二、左の二點に付き略述せよ
 - 1 無形偽造 (二十點)
 - 2 準強盜 (二十點)

行刑法(前篇) 東 講師

- 一、行刑上より觀たる短期自由刑の價値を論ず
- 二、左の各項に就き知る處を述べよ
 - (イ) 公役刑
 - (ロ) アムステルダム
 - (ハ) 携帶乳兒
 - (ニ) アイランド制
 - (ホ) 自己用途品

行刑法(後篇) 中尾講師

- 一、行刑に於ける懲罰の意義、價値並びに其の運用を論ぜよ
- 二、左に付き知れる所を記せ
 - イ 假出獄申請權
 - ロ 革手錠
 - ハ 賞表
 - ニ 在監者の解放
 - ホ 「典獄ハ監獄官吏ヲシテ少クトモ毎日一回監房ノ検査ヲ爲サシム可シ」(監獄法施行規則第四十五條)

豫審は何をする爲に設けられたものか、其の目的を簡単に説明せよ

- 二、上訴の種類を擧げよ
 - 一、勾留狀を發し得る場合を説明すべし
 - 二、左の語を簡単に説明すべし
 - (イ) 便宜主義
 - (ロ) 保釋
 - (ハ) 押收
 - (ニ) 証人
 - (ホ) 自首

行刑衛生學 芥川講師

- 一、收容時に於ける衛生問題に就き論ぜよ
- 二、行刑衛生上に於ける榮養問題に就き論ぜよ
 - 會計法 黒川講師
 - 一、年度獨立の原則
 - 二、出納官吏

訓令通牒

□火災豫防ニ關スル件

(司法部 行刑局 行甲第一、八三八號ノ二)
昭和九年十二月二十二日

標記ノ件ニ付テハ夫々嚴密ナル注意ノ下ニ豫防ニ努力セラレ居ルモノト思料セラレ候處今般煙筒掃除ニ伴フ煤煙ノ處置ヲ等閑ニ付シタル爲火氣ノ尙殘存セル煤煙ヨリ發火シタル事件アリ幸ヒ職員等ノ努力ニ依リ大事ニ至ラズシテ鎮火シタルモ如斯ハ火氣ノ使用上當然ノ注意ヲ怠リタルニ由ルモノト被認候ニ付テハ時節柄此等ノ點特ニ御留意ノ上火災豫防ニ萬全ヲ期セラレ度候

□刑法第五十八條ニ依リ加重セラレタル刑ニ對スル刑期計算方ノ件

(司法部 行刑局 行甲第一、八五一號)
昭和九年十二月二十四日

刑法第五十八條ニ依リ刑ヲ加重セラレタル者ニ對シ原刑ヲ更

正セズシテ追加刑ノミノ決定アリタル場合ノ刑期計算方ニ付テハ或ハ原刑ト追加刑トヲ併セテ一刑ト看做シ刑ノ終期ヲ定メ或ハ原刑ノ終了日ノ翌日ヲ起算日トシテ追加刑ノ終期ヲ定ムル等其取扱區々ニ相成居ル哉ニ聞キ及ビ候ヘモ爾今右ノ場合ニ於ケル刑期計算方ハ總テ原刑ト追加刑トヲ併セテ一刑ト看做シ刑ノ終期ヲ定ムル様御取扱相成度候

□假釋放上申ニ關スル件

(司法部 行刑局 行甲第一、八六八號)
昭和九年十二月廿八日

少年法ノ適用ヲ受ケ少年刑務所ニ於テ受刑中二十三歳ヲ越エ又ハ準少年處遇ヲ要セザルニ至リタル爲成年刑務所ニ移送セラレタル者ノ假釋放上申ニ就キ少年受刑者假釋放審査協議會ノ議ニ附スルヲ要セザルハ勿論ノ議ニハ候ヘドモ判檢事ノ意見ヲ參酌スルヲ相當ト思料セラレ候條爾今斯ル者ノ假釋放上申ニ際シテハ總テ假釋放審査規程第十七條ニヨリ洩レナク判檢事ノ意見ヲ求メ意見書ノ寫御添付相成度候

追テ少年法ノ適用ナキモ準少年處遇ヲ受ケタルコトアル者ニ付テモナルベク右ノ例ニ依ラレ度

尙爾今成年タルト少年タルトヲ問ハズ行刑累進處遇令適用者ノ假釋放上申ニ際シテハ總テ左記様式ノ得點表御添付相成度候

記

得點表(最近六月分)		刑名		刑期		氏名	
區分	年月日						
作業成績							
作業勉否							
操行							
責任意思							
計							
未消却點數							
備考							
進級							
年月日	第二級	第四級	第三級	第一級	年月日	年月日	年月日

□内國旅費ヨリ他ノ目ヘ流用ノ件

(司法部 行刑局 行甲第六五號)
昭和十年一月廿六日

標記ノ件ニ付テハ大正五年四月監甲第二六三號通牒(行刑法

規類纂一、三六六頁、會計法規類纂四四八頁)ニ依リ金額ノ多寡ニ拘ハラズ認可ヲ經ルヲ要スルモノト取扱來リ候處調査ノ結果右ハ昭和三年二月行甲第二六五號通牒追書(法規類纂、類聚共追書脫落)ニテ自然消滅ノ事實發見致候條御了承相成度候

□前科及偽名等發見ノ場合關係官廳ニ對シ通報方ニ關スル件通牒

(司法部 行刑局 行甲第一二四號)
昭和十年二月九日

標記ノ件ニ關シテハ慣例上其ノ都度各關係官廳宛通報相成居ル管ノ處往々其ノ徹底ヲ缺キ思ハサル失態ヲ醸スニ至レル實例有之候ニ付爾今其ノ事實ガ受刑前ナルトキハ關係檢事局又ハ裁判所、受刑後ナルトキハ當局ニ對シテハ勿論關係檢事局並裁判所等へ通報方遺算無之様御取計相成度候

□長期男受刑者收容區分ニ關スル件依命通牒

(司法部 行刑局 行甲第一三一號ノ一)
昭和十年二月十三日

標記ノ件ニ關シテハ大正十三年司法部訓令行甲第九二一號ニ依リ施行相成居候處最近小菅刑務所ノ收容者漸次減少シ作業上多大ノ影響有之且ツ拘禁緩和ヲ圖ル爲メ當分ノ間前記訓令ノ外

法學協會雜誌

第五十三卷 第三號
昭和十年三月一日發行

東京帝大 法學協會發行

□論 說

謂ゆる談合行為の可罰性、當罰性、並に其の侵害
法益に就て……………東京帝國大學教授 小野清一郎

土地債務の抽象性について……………東京帝國大學助手 山田 晟

不法原因給付について……………東京帝國大學助手 有 泉 亨

ザウエルの刑事社會學……………法 學 士 高 橋 正 已

□資 料
□紹 介

齊藤常三郎著、日本和議結論（菊井維大）——ノイホイ
ゼル著、獨逸航海業に於ける海員の勞働契約（石井照久）

□判例 研究

民事訴訟法判例批評（五）東京帝國大學名譽教授 加藤 正治

民事法判例研究錄（昭和八年度・六）

□雜 報

司法制度に關する東京帝國大學法學部の意見
法理研究會記事「國家責任について」
東京帝國大學法學部學位授與

法學論叢

昭和十年三月
三月 號
第三十二卷第三號

發行所 京都帝國大學法學會
發賣所 東京 有斐閣

類型について……………

國務大臣の輔弼と内閣……………

動産執行に於ける執行行為の瑕疵……………

波蘭の新統一和議法……………

警察緊急狀態……………

英法に於ける雇傭契約と營業制限との法理……………

宮本英脩

隴谷 峻 嶺

中田 淳 一

齋藤常三郎

須貝脩 一

清水金三郎

ベルシヤ新株式法……………

プロバガンダと國際責任……………

預金受入の假裝と拂戻義務・暴利行為と……………

民法第九十條……………

裁判上の相殺・取得時効と前主の占有……………

研究會記事……………

松波港三郎

立川 文 彦

石田文次郎

田 島 順

法學新報

中央大學法學部門機關

第四十五卷 第三號 昭和十年三月

海商法の自主性と特殊性……………

刑事法雜題……………

ガストン・メイ教授の法學概論に……………

就いて……………

獨逸法律類語異同辨（一四）……………

講師 田中誠二

講師 平井彦三郎

講師 吉田 久

講師 三瀨信三

歐洲大法曹の面影……………

一八八二年英國爲替手形法の大意……………

刑事判例研究（三五）……………

競賣記録持出し行為の擬律……………

民事判例研究（二）……………

要素の錯誤と重大なる過失（吉田 久）……………

と無限責任社員との取引（佐々 穆）民事訴訟法第六……………

百五十六條第二項の取消決定と不服の申立（高橋靜……………

一）——抵當權の目的と其の從物（岡村玄治）——裁……………

判上の相殺の意思表示の相手方——裁判上の相殺の意……………

思表示の性質（前野順一）——民法第四百四十五條に所……………

謂當事者並に豫定期間と時効（大丸 巖）……………

民事訴訟法研究錄（七）……………

教授 寺田四郎

講師 守屋善輝

講師 草野約一郎

民事判例研究會

合資會社

合資會社

合資會社

合資會社

合資會社

合資會社

合資會社

合資會社

合資會社

橫濱地方裁判所 高根義三郎

判 事 司法省調査課

柴 碩 文

○點描支那（中）……………

○伊太利の裁判所構成と判事……………

○點描支那（中）……………

○戶籍關係法令考（三八）……………

○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○判例要旨……………

○戶籍事務協議會決議 ○新法令 ○雜報……………

司法省構内 法曹會

振替口座東京一五六七〇番

法曹會雜誌

第十三卷 第三號

昭和十年三月一發行 定價金五拾錢

○再び司法制度の改善に就いて……………

司法機構の擴大充實の前提……………

たる司法豫算の増額……………

○雙方的不法行為と相殺……………

前大審院部長 磯谷幸次郎

辯護士 藥師 寺志光

宗宮信次先生著

不法行為論

菊判總布裝上製
函入全一冊
定價金四圓八拾錢
送料(内地)二十二錢
(滿鮮)六十二錢

最新刊

近代企業の勃興、交通機關の發達並に社會生活の變革に伴ひ、不法行為に基く損害賠償の理論と實際は著しく複雑化し、其の社會的重要性は強く世の視聽を惹くに至つた。著者は判事より辯護士となり長く實務に従事し傍ら日本大學に民法及び英法を講ぜらる。本書は實に著者が十年努力の結晶にして、其の組織を主として英法の不法行為(Fault)の教本に倣ひて、不法行為を繞る我私法上の諸問題を我國最近の判例は勿論汎く諸國の判例をも參照しつゝ詳論せられたものである。就中著者が民間法曹としての實務的經驗に基き英米法の實際的法理を巧に我法律の解釋に應用せられたることは其一特色である。されば本書は近刊さるべき『名譽權論』と共に類書尠き此の方面に於ても特色あり且つ實際的價值高き研究者として廣く學界及實際界の支持を聚むべく、文章平易にして學理の説明も極めて實際的且つ常識的なるを以て各種企業家、交通運輸業者等の危險事業従事者にも近づき易き好指針書である。敢て大方諸賢の座右に薦む。

編輯餘録

□ 帝國議會は言論自由の殿堂である。その殿堂に於てわれらの選良たちがわれらのために國政を論議されつつあることをたのもしく思ふ。しかし、言論の自由といふことはどんなにやさしいことでも、どんな犯罪的なことをしやべつてもよいといふのではない。そこにはやはり人間として恥ぢねばならぬことを恥ぢ、嘘や偽りは絶対にさけねばならぬといふ則のあることを忘れてはならぬのである。

□ わが貴衆兩院の先生たちの今次の言論に果してこの則を超えざるべく努力した跡の認むべきものありや。兩院の先生たちは田舎に歸つては仁義忠孝の指導者を以て畏敬される人人であるにかかはらず大東京の人人にとつては、しかく師表であり得ないことがいたましい。

□ しかし、さやうな先生たちの

中から今次罰金刑の執行猶豫に関する法律がつくり出されたことはたのもしい。只罰金刑の執行猶豫は動もすれば自己の選挙の要具のために、又ブルジョアの好餌のために利用されんとする野心の下に定めらるる虞れなきを保し難い。刑事政策上の戒心事。

□ 新聞紙の報ずるところによれば外務省に於ては愈々滿洲國の治外法權撤廢の爲めに委員會を設けたることである。勿論その前提として監獄設備の充實が大きな役割を爲すことは吾も人も認むるところ。委員會と行刑當局との連絡を忘れたとすればそれは外務省の誤り。誤つて改むるに憚ることなかれ。

□ 練習生諸君が巢立つて行つた。内地に、朝鮮に、臺灣に、そして滿洲に。われらの行刑理論も彼氏らとともに各地に根強く廣まり行く。

昭和十年二月十七日夜

あき羅

定價	一冊(稅共)	金二十圓五錢
定價	六冊(稅共)	金一圓五十錢
定價	十二冊(稅共)	金三圓
廣告料	一頁	金五圓
	二頁	金四圓
	三頁	金三圓
	四頁	金三圓
	五頁	金三圓
	六頁	金三圓
	七頁	金三圓
	八頁	金三圓
	九頁	金三圓
	十頁	金三圓
	十一頁	金三圓
	十二頁	金三圓
	十三頁	金三圓
	十四頁	金三圓
	十五頁	金三圓
	十六頁	金三圓
	十七頁	金三圓
	十八頁	金三圓
	十九頁	金三圓
	二十頁	金三圓
	二十一頁	金三圓
	二十二頁	金三圓
	二十三頁	金三圓
	二十四頁	金三圓
	二十五頁	金三圓
	二十六頁	金三圓
	二十七頁	金三圓
	二十八頁	金三圓
	二十九頁	金三圓
	三十頁	金三圓

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十年二月二十八日印刷納本
昭和十年三月一日發行

編輯人 伊藤忠次郎

印刷人 竹田益平

印刷所 東京市葛飾區小菅町一二八四番地

發行所 東京市葛飾區小菅町一二八四番地

電話銀座 二三四四・三八二五番
振替口座 東京 二五〇五九番

東神 京保 神保 田町 有 斐 閣 振替 七 東〇 京番

48^e Année N^o 3

Mars 1935

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Makino, E. — De l'évolution de la fonction sociale de la
peine.

Masaki, A. — Du système pénal national-socialiste.

Hosokawa, K. — Du droit pénitentiaire au commencement
de l'ère Méiji.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)
près le Ministère de la Justice